羽幌町地域防災計画

【計画編】

令和３年４月修正

羽幌町防災会議

目　次

第１編　総則

第１章　基本的事項 3

第１節　計画の目的..... 3
第２節　計画の構成..... 4
第３節　計画推進に当たっての基本となる事項..... 5
第４節　計画の修正要領..... 5
第５節　用語の定義..... 6
第６節　防災関係機関の実施責任及び処理すべき事務又は業務の大綱..... 7
第７節　住民及び事業者の基本的責務等..... 15

第２章　羽幌町の概況 19

第１節　自然的条件..... 19
第２節　社会的条件..... 20
第３節　災害の概況..... 21

第３章　防災組織 30

第１節　組織計画..... 30
第２節　配備動員計画..... 46

第２編　風水害等対策編

第１章　災害予防計画 55

第１節　防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画.. 55
第２節　防災訓練計画..... 59
第３節　物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画..... 61
第４節　相互応援（受援）体制整備計画..... 62
第５節　自主防災組織の育成等に関する計画..... 64
第６節　避難体制整備計画..... 67
第７節　避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画..... 73
第８節　情報収集・伝達体制整備計画..... 77

第９節　建築物災害予防計画..... 78
第 10 節　消防計画..... 79
第 11 節　水害予防計画..... 80
第 12 節　風害予防計画..... 95
第 13 節　雪害予防計画..... 97
第 14 節　融雪災害予防計画..... 98
第 15 節　高波、高潮災害予防計画..... 100
第 16 節　土砂災害予防計画..... 101
第 17 節　積雪・寒冷対策計画..... 104
第 18 節　複合災害に関する計画..... 107
第 19 節　業務継続計画の策定..... 108

第２章　災害応急対策計画 110

第１節　気象等に関する情報の伝達計画..... 110
第２節　災害情報収集・伝達計画..... 129
第３節　災害通信計画..... 137
第４節　災害広報・情報提供計画..... 141
第５節　避難対策計画..... 145
第６節　応急措置実施計画..... 156
第７節　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画..... 160
第８節　広域応援・受援計画..... 163
第９節　ヘリコプター等活用計画..... 165
第 10 節　救助救出計画..... 168
第 11 節　医療救護計画..... 170
第 12 節　防疫計画..... 174
第 13 節　災害警備計画..... 177
第 14 節　交通応急対策計画..... 178
第 15 節　輸送計画..... 183
第 16 節　食料供給計画..... 185
第 17 節　給水計画..... 188
第 18 節　衣料・生活必需物資供給計画..... 190
第 19 節　石油類燃料供給計画..... 192
第 20 節　電力施設災害応急計画..... 193
第 21 節　ガス施設災害応急計画..... 194
第 22 節　上下水道施設対策計画..... 195
第 23 節　応急土木対策計画..... 196
第 24 節　被災宅地安全対策計画..... 198
第 25 節　住宅対策計画..... 200
第 26 節　障害物除去計画..... 203

第 27 節　文教対策計画..... 205
第 28 節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画..... 208
第 29 節　家庭動物等対策計画..... 211
第 30 節　応急飼料計画..... 212
第 31 節　廃棄物等処理計画..... 213
第 32 節　災害ボランティアとの連携計画..... 215
第 33 節　労務供給計画..... 217
第 34 節　職員派遣計画..... 219
第 35 節　災害救助法の適用と実施..... 221

第３章　災害復旧・被災者援護計画 224

第１節　災害復旧計画..... 224
第２節　被災者援護計画..... 226

第３編　地震・津波災害対策編

第１章　災害予防計画 233

第１節　住民の心構え..... 233
第２節　地震に強いまちづくり推進計画..... 237
第３節　地震・津波に関する防災知識の普及・啓発..... 241
第４節　防災訓練計画..... 243
第５節　物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画..... 243
第６節　相互応援（受援）体制整備計画..... 243
第７節　自主防災組織の育成等に関する計画..... 243
第８節　避難体制整備計画..... 244
第９節　避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画..... 245
第 10 節　津波災害予防計画..... 246
第 11 節　火災予防計画..... 250
第 12 節　危険物等災害予防計画..... 252
第 13 節　建築物等災害予防計画..... 253
第 14 節　土砂災害予防計画..... 254
第 15 節　液状化災害予防計画..... 255
第 16 節　積雪・寒冷対策計画..... 255
第 17 節　業務継続計画の策定..... 255
第 18 節　複合災害に関する計画..... 255

第２章　災害応急対策計画 256

第１節　地震・津波に関する情報の伝達計画..... 256
第２節　災害情報収集・伝達計画..... 268
第３節　災害広報・情報提供計画..... 269
第４節　避難対策計画..... 270
第５節　救助救出計画..... 272
第６節　地震火災等対策計画..... 273
第７節　津波災害応急対策計画..... 275
第８節　災害警備計画..... 276
第９節　交通応急対策計画..... 276
第 10 節　輸送計画..... 276
第 11 節　ヘリコプター等活用計画..... 276
第 12 節　食料供給計画..... 276
第 13 節　給水計画..... 276
第 14 節　衣料・生活必需物資供給計画..... 276
第 15 節　石油類燃料供給計画..... 276
第 16 節　生活関連施設対策計画..... 277
第 17 節　医療救護計画..... 279
第 18 節　防疫計画..... 279
第 19 節　廃棄物等処理計画..... 279
第 20 節　家庭動物等対策計画..... 279
第 21 節　文教対策計画..... 279
第 22 節　住宅対策計画..... 279
第 23 節　被災建築物安全対策計画..... 280
第 24 節　被災宅地安全対策計画..... 283
第 25 節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画..... 283
第 26 節　障害物除去計画..... 283
第 27 節　広域応援・受援計画..... 283
第 28 節　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画..... 283
第 29 節　災害ボランティアとの連携計画..... 283
第 30 節　災害救助法の適用と実施..... 283

第３章　災害復旧・被災者援護計画 284

第１節　災害復旧計画..... 284
第２節　被災者援護計画..... 284

第４編　事故災害対策編

第１章　海上災害対策計画（海難対策） 287

第１節　災害予防 287
第２節　災害応急対策 289

第２章　海上災害対策計画（流出油等対策） 292

第１節　災害予防 292
第２節　災害応急対策 294

第３章　航空災害対策計画 298

第１節　災害予防 298
第２節　災害応急対策 299

第４章　道路災害対策計画 302

第１節　災害予防 302
第２節　災害応急対策 303

第５章　危険物等災害対策計画 307

第１節　災害予防 307
第２節　災害応急対策 310

第６章　大規模な火事災害対策計画 313

第１節　災害予防 313
第２節　災害応急対策 315

第７章　林野火災対策計画 318

第１節　予防対策 318
第２節　応急対策 321

第８章　大規模停電災害対策計画 323

第１節　予防対策 323
第２節　応急対策 324

第１編　総則

第１章　基本的事項

第１節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づき、羽幌防災会議が作成する計画であり、町域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧対策等の災害対策を実施するに当たり、町及び防災関係機関が、その機能のすべてをあげて住民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。

1　町の区域を管轄し、若しくは、町の区域に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
2　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること。
3　災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。
4　災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること。
5　災害復旧に関すること。
6　防災訓練に関すること。
7　防災思想の普及に関すること。

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（ＳＤＧs)」の主にゴール１、11、13 の達成に資するものである。







※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：ＳＤＧｓ）
2015 年９月に国連サミットで採択された、2030 年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17 のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な 169 のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、ＮＧＯ、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第２節　計画の構成

本計画は、次の各編から構成する。

編	内　容
総　則	計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、災害種別ごとに示される事項を共通事項として整理したものである。
風水害等対策編	羽幌町地域防災計画の基本となる編として位置付け、風水害、土砂災害、雪害等の対策における、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・被災者援護計画について定める。
地震・津波災害対策編	風水害等対策編を基本とし、ここでは、特に地震・津波災害対策について定める。
事故災害対策編	風水害等対策編を基本とし、ここでは、特に海上災害、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害及び林野火災の対策について定める。
資　料　編	各編に関連する各種資料を掲載する。

第３節　計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第８号）第３条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

１　災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、例え被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

２　自助（住民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。

３　災害発生時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。

４　地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

５　令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第４節　計画の修正要領

羽幌町防災会議は、災害対策基本法第42条第１項に定めるところにより、本計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定め、これを修正する。

１　社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。

２　防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更又は削除を必要とするとき。

３　新たな計画を必要とするとき。

４　防災基本計画の修正が行われたとき。

５　その他羽幌町防災会議会長が必要と認めたとき。

第５節　用語の定義

本計画で使用する用語等は、次による。

標　　記	説　　明
基本法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
救助法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
災害	基本法第２条第１号に定める災害
防災	基本法第２条第２号に定める防災
防災会議	羽幌町防災会議
地域防災計画	羽幌町地域防災計画
災害対策本部	羽幌町災害対策本部
本部長、副本部長、本部員、本部連絡員	羽幌町災害対策本部長、副本部長、本部員、本部連絡員 ※本計画において防災組織及び水防管理者に係る部分以外は、「町長」と記載しているが、災害対策本部設置時においては、適宜「本部長」と読み替えるものとする。
対策部（班）	羽幌町災害対策本部の対策部（班）
防災関係機関	道、市町村、町域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関（基本法第２条第４号に規定する指定地方行政機関をいう。）、町を警備区域とする陸上自衛隊、町域を管轄する消防機関並びに町域において業務を行う指定公共機関（同条第５号に規定する指定公共機関をいう。）及び指定地方公共機関（同条第６号に規定する指定地方公共機関をいう。）、町域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
災害予防責任者	基本法第 47 条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
災害応急対策実施責任者	基本法第 50 条第２項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者
水防管理団体	羽幌町
水防管理者	羽幌町長
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
複合災害	同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象

第６節　防災関係機関の実施責任及び処理すべき事務又は業務の大綱

第１　防災関係機関の実施責任

１　羽幌町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

２　北海道

道は、道の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、道の地域における防災対策を推進するとともに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、道の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務を遂行するに当たっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、町、道その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第２　処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

１　羽幌町

機関名	事務又は業務
町長部局	(1)　防災会議の事務に関すること。 (2)　防災に関する組織の整備、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防、応急対策の総合調整に関すること。 (3)　自主防災組織の充実及び住民の自発的な防災活動の促進に関すること。 (4)　防災知識の普及・啓発及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (5)　防災訓練及び防災上必要な教育の実施に関すること。 (6)　防災に関する施設、設備の整備に関すること。 (7)　災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 (8)　応急用食料及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること。 (9)　消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。 (10) 避難指示（緊急)、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始に関すること。 (11) 被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。 (12) 災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。 (13) 災害時におけるごみ収集並びにし尿のくみ取り及び処理に関すること。 (14) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。 (15) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。 (16) 要配慮者の把握及び擁護に関すること。 (17) 防災ボランティアの受入れに関すること。 (18) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。
教育委員会	(1)　災害時における被災児童生徒の救護及び応急教育の実施に関すること。 (2)　児童生徒に対する防災に関する知識の普及に関すること。 (3)　避難等に係る文教施設の使用に関すること。 (4)　文教施設の被害調査及び報告に関すること。 (5)　文教施設及び文化財の保全対策に関すること。
羽幌町外２町村衛生施設組合	(1)　災害時におけるごみ処理に関すること。

２　消防機関

機関名	事務又は業務
北留萌消防組合 ・消防本部 ・消防署 ・消防団（羽幌、焼尻、天売）	(1)　災害情報の収集及び広報に関すること。 (2)　消防活動及び水防活動に関すること。 (3)　被災地の二次災害予防及び警戒に関すること。 (4)　住民の避難誘導及び人命救助に関すること。 (5)　災害時における傷病者等の搬送に関すること。 (6)　町が行う災害に対する業務の全般的な協力に関すること。

３　北海道

機関名	事務又は業務
留萌振興局	(1)　留萌振興局地域災害対策連絡協議会の運営に関すること。 (2)　防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること。 (3)　防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (4)　防災関係機関が実施する防災事務又は業務の総合調整に関すること。 (5)　自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (6)　救助法の適用及び実施に関すること。 (7)　その他災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。
留萌建設管理部	(1)　水防技術の指導に関すること。 (2)　災害時における関係公共土木被害調査並びに災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (3)　被災地の交通情報の収集及び交通路の確保に関すること。 (4)　留萌振興局（留萌建設管理部）と旭川地方気象台が共同発表する土砂災害警戒情報に関すること。
羽幌出張所	(1)　水防技術の指導に関すること。 (2)　所管道路、河川の維持管理、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (3)　災害時における所管道路の交通情報の収集及び交通の確保に関すること。
保健環境部 保健行政室 （留萌保健所）	(1)　医療施設、衛生施設等の被害報告に関すること。 (2)　災害時における医療救護活動に関すること。 (3)　災害時における防疫活動に関すること。 (4)　災害時における給水、清掃等環境衛生活動に関すること。 (5)　医薬品等の確保及び供給に関すること。 (6)　食品衛生の指導及び監視に関すること。
森林室	(1)　所轄道有林の復旧、治山及び予防治山の実施に関すること。 (2)　林野火災の予防対策及びその未然防止に関すること。 (3)　災害時における町の要請に基づく緊急対策及び復旧用資材の供給に関すること。
留萌家畜保健衛生所	(1)　畜産物の被害調査及び報告に関すること。 (2)　畜産物被害に対する応急措置及び対策の指導に関すること。 (3)　被災地の家畜保健衛生の指導に関すること。
留萌農業改良普及センター	(1)　農産物の被害調査及び報告に関すること。 (2)　農産物被害に対する応急措置及び対策の指導に関すること。 (3)　被災地の病害虫防除の指導、その他営農指導に関すること。
教育庁 （留萌教育局）	(1)　災害時における被災児童生徒の救護並びに応急教育の指導に関すること。 (2)　児童生徒に対する防災に関する知識の普及に関すること。 (3)　避難等に係る公立学校施設の使用に関すること。 (4)　文教施設及び文化財の保全対策等に関すること。
道立羽幌病院	(1)　災害時における医療救護及び助産対策に関すること。

４　北海道警察

機関名	事務又は業務
羽幌警察署	(1)　住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。 (2)　大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達及び災害情報等の収集に関すること。 (3)　被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 (4)　犯罪の予防、取締り等に関すること。 (5)　危険物に対する保安対策に関すること。 (6)　広報活動に関すること。 (7)　町等防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

５　指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
北海道開発局 留萌開発建設部 羽幌道路事務所及び 留萌港湾事務所	(1)　災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2)　被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による町への支援に関すること。 (3)　緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。 (4)　災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (5)　浮体式防災施設（防災フロート）の被災地への派遣に関すること。 (6)　国道及び直轄砂防施設の整備並びに災害復旧に関すること。 (7)　第三種漁港及び第四種漁港の整備並びに災害復旧に関すること。 (8)　港湾施設の整備及び災害復旧に関すること。 (9)　国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。 (10)　補助事業に係る指導、監督に関すること。
北海道農政事務所 旭川地域拠点	(1)　農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
北海道森林管理局 留萌北部森林管理署 羽幌森林事務所	(1)　所轄国有林に関する保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること。 (2)　所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。 (3)　林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。 (4)　災害時における地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
北海道運輸局 旭川運輸支局	(1)　災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関すること。 (2)　災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用に関すること。 (3)　自動車運送事業の安全の確保に関すること。
第一管区海上保安本部 留萌海上保安部	(1)　特別警報・警報・注意報の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。 (2)　災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること。 (3)　海上における人命の救助に関すること。 (4)　海上における船舶交通の安全の確保に関すること。 (5)　海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。 (6)　災害時における傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関すること。 (7)　海上災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。

機関名	事務又は業務
札幌管区気象台 旭川地方気象台	(1)　気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 (2)　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3)　気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報を行う。 (4)　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (5)　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (6)　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
北海道地方環境事務所 羽幌自然保護官事務所	(1)　油等の大量流出による防除の協力に関すること。 (2)　災害廃棄物の処理等に関すること。 (3)　環境モニタリングに関すること。 (4)　家庭動物の保護等に関すること。
北海道労働局 留萌労働基準監督署	(1)　事業所、工場等の産業災害の防止対策に関すること。

６　自衛隊

機関名	事務又は業務
陸上自衛隊 第 26 普通科連隊	(1)　災害予防責任者の行う防災訓練に関し、必要に応じ、部隊等の一部を協力させること。 (2)　災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (3)　災害派遣要請権者の要請に基づく部隊等の派遣に関すること。

７　指定公共機関

機関名	事務又は業務
日本郵便(株) 羽幌郵便局 築別郵便局 天売郵便局	(1)　災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。 (2)　郵便の非常取扱いに関すること。 (3)　郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。
東日本電信電話(株) 北海道事業部	(1)　非常及び緊急通信の取扱いのほか、必要に応じ、電報電話の利用制限及び重要通信の確保に関すること。
(株)NTT ドコモ 北海道支社	(1)　非常及び緊急通信の取扱いのほか、必要に応じ、電報電話の利用制限及び重要通信の確保に関すること。
KDDI(株)	(1)　非常及び緊急通信の取扱いのほか、必要に応じ、電報電話の利用制限及び重要通信の確保に関すること。
ソフトバンク(株)	(1)　非常及び緊急通信の取扱いのほか、必要に応じ、電報電話の利用制限及び重要通信の確保に関すること。
日本銀行札幌支店	(1)　災害時における通貨の円滑な供給確保に関すること。 (2)　災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。 (3)　災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること。
日本赤十字社 北海道支部羽幌町分区	(1)　災害時における医療、助産等の救助業務に関すること。 (2)　救援物資の供給に関すること。 (3)　防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動の連絡調整に関すること。 (4)　北海道災害義援金募集委員会の運営に関すること。

機関名	事務又は業務
日本放送協会 旭川放送局	(1)　防災に係る知識の普及に関すること。 (2)　予報（注意報を含む。）、特別警報・警報並びに情報等及び被害状況等に関する報道、防災広報に関すること。
日本通運(株)札幌支店	(1)　災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関すること。
北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社羽幌ネットワークセンター	(1)　電力供給施設の防災対策に関すること。 (2)　災害時における電力の円滑な供給に関すること。 (3)　ダムの放流等についての関係機関との連絡調整を行うこと。

８　指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
民間放送事業者	(1)　防災に係る知識の普及に関すること。 (2)　特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道及び防災広報業務に関すること。
一般社団法人北海道医師会 留萌医師会	(1)　災害時における救急医療に関すること。
一般社団法人北海道歯科医師会	(1)　災害時における歯科医療に関すること。
一般社団法人北海道薬剤師会	(1)　災害時における調剤、医薬品の供給に関すること。
公益社団法人北海道看護協会	(1)　災害時における看護業務の支援に関すること。
公益社団法人北海道獣医師会	(1)　災害時における家庭動物の対応に関すること。
オロロン土地改良区	(1)　土地改良施設の防災対策に関すること。 (2)　農業水利施設の災害対応対策及び災害復旧対策に関すること。
一般社団法人北海道バス協会 公益社団法人北海道トラック協会	(1)　災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送への支援に関すること。
一般社団法人北海道 LP ガス協会	(1)　災害時におけるエルピーガス供給活動の支援に関すること。
一般社団法人北海道建設業協会	(1)　災害時における応急対策業務に関すること。
社会福祉法人北海道社会福祉協議会	(1)　被災地域におけるボランティアセンターの支援に関すること。 (2)　北海道災害派遣ケアチームの派遣に関すること。 (3)　羽幌町社会福祉協議会の処理する防災に関する事務又は業務の実施の協力等総合調整に関すること。
羽幌沿海フェリー(株)	(1)　災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送についての支援に関すること。

９　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	事務又は業務
一般病院及び三師会	(1)　災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療、助産及び防疫その他救助の実施に関すること。
オロロン農業協同組合 北るもい漁業協同組合 留萌中部森林組合	(1)　共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策に関すること。 (2)　被災組合員に対する融資及びそのあっせんに関すること。 (3)　共済金支払いの手続に関すること。 (4)　町が行う被害状況調査及び応急対策の協力を行うこと。
羽幌町商工会	(1)　災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保についての協力に関すること。 (2)　被災商工業者に対する融資及びそのあっせんに関すること。 (3)　町が行う被害状況調査及び応急対策の協力を行うこと。
沿岸バス(株)	(1)　災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送業等について関係機関の支援に関すること。
危険物関係施設の管理者	(1)　災害時における危険物の保安に関する措置に関すること。
電気通信事業者	(1)　災害時における電気通信の確保に係る関係機関への支援に関すること。
社会福祉法人 羽幌町社会福祉協議会	(1)　被災生活困窮者に対する融資及びあっせんに関すること。 (2)　被災者救護支援及び保護についての協力に関すること。 (3)　ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動連絡調整に関すること。
地域自治組織団体及び 青年、女性団体	(1)　災害時における住民連携及び相互の奉仕協力に関すること。 (2)　災害時における情報伝達及び避難等の支援活動を行うこと。 (3)　非常食等の炊き出し及びボランティア活動に関すること。 (4)　避難所運営に関すること。 (5)　その他災害予防責任者が実施する防災訓練等への協力及び災害応急対策実施責任者が実施する災害応急対策への協力に関すること。
水難救難所 （羽幌、天売、焼尻）	(1)　沿岸海域における海難救助に関すること。 (2)　港湾等防災対策の協力に関すること。

第７節　住民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こり得る災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し、「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、実践していくことが必要である。

第１　住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄等、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練等、自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努める。

また災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力等、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努める。

１　平常時の備え

(1)　避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
(2)　「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
(3)　隣近所との相互協力関係の醸成
(4)　災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
(5)　防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
(6)　町内会や自治会における要配慮者への配慮
(7)　自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
(8)　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

２　災害時の対策

(1)　地域における被災状況の把握
(2)　近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
(3)　初期消火活動等の応急対策
(4)　避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
(5)　町、道及び防災関係機関の活動への協力
(6)　自主防災組織の活動

３　災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法

第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合、住民は、これに応ずるよう努める。

第２　事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、道、防災関係機関、自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施することなどを通じて、防災活動の推進に努める。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

１　平常時の備え

(1)　災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
(2)　防災体制の整備
(3)　事業所の耐震化・耐浪化の促進
(4)　予想被害からの復旧計画策定
(5)　防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
(6)　燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応
(7)　取引先とのサプライチェーンの確保

２　災害時の対策

(1)　事業所の被災状況の把握
(2)　従業員及び施設利用者への災害情報の提供
(3)　施設利用者の避難誘導
(4)　従業員及び施設利用者の救助
(5)　初期消火活動等の応急対策
(6)　事業の継続又は早期再開・復旧
(7)　ボランティア活動への支援等地域への貢献

第３　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

１　町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努める。

２　地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、町との連携に努める。

３　防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて、地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

４　町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図る。

第４　住民運動の展開

町は、災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践活動が継続的に促進されるよう、災害予防責任者をはじめ、住民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く住民の参加を呼びかける。

第２章　羽幌町の概況

第１節　自然的条件

第１　位置及び面積

本町は、北海道西北部留萌振興局管内の中央に位置し、東経141度17分から142度03分、北緯44度12分から27分の間にあり、羽幌地区と離島である天売・焼尻地区とからなっている。

主要部をなす羽幌地区は日本海に面し、面積は472.65km^2、南は苫前町に、北は初山別村及び遠別町、東は天塩山地を隔てて幌加内町に接している。

また、海上約24kmを隔てて、日本最北の国定公園に指定されている天売島（面積5.47km^2）及び焼尻島（面積5.19km^2）を有している。

第２　地勢

羽幌地域は、地形的にみると、北海道北西部に分布する天塩山地の中央部（中央天塩山地）の北部に位置している。町域は羽幌川と築別川の流域であり、そのほとんどが山地や丘陵地であるが、海岸には海岸段丘が分布している。なお、沖積平野部は、両河川の河口付近の狭い範囲である。

また、土質は一般に地味肥沃で、夏季は対馬暖流の影響により比較的温暖であるため、水稲栽培の適地とされ、古くから農業、漁業が発達している。

第３　気候及び風土

本町は、日本海沿岸に位置しており、気候区分の上では日本海型の地域に属し、冬季は湿潤寒冷、夏季は温暖で、春から初夏にかけて乾燥し、晩夏から秋にかけて多雨である。気温は、対馬暖流の影響を受け、冬季と夏季の温度較差も小さく比較的住みやすい地域である。しかし、冬季は西高東低の気圧配置に影響され、強い季節風とかなりの降雪がもたらされる。

第２節　社会的条件

本町は、農業、漁業の第一次産業を中心に発展し、昭和７年には国鉄羽幌線が開通、その後、羽幌炭砿の採炭開始、天売村、焼尻村との合併、港湾整備と様々なまちづくりの取組が進められた。

しかし、急速な社会環境の変化に伴い、羽幌炭砿が閉山、さらに、国鉄羽幌線の廃止などに伴い人口が大幅に減少し、過疎化現象が進んでいる。

今日、町は、第一次産業の基盤強化をはじめ、国定公園の天売島、焼尻島、はぼろバラ園やはぼろ温泉サンセットプラザを拠点として、豊かな自然を活かしたまちづくりを進めている。

大規模な災害では、地盤や地質等の自然条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が同時複合的に現出する場合があり、被害を拡大する社会的災害要因としては、主に次のような点が大きな影響を与えると思われる。これらの点は、本町における急速な社会的条件の変化によって、被害が拡大するだけでなく、被害の様相も多様化するものと考えられるが、現状ではこうした新しい災害要因への対応は、決して満足できる状態にあるとは言えない。

したがって、こうした条件変化に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及活動を不断に続けていく必要がある。

第１　少子化・高齢化の進行

平成22年の国勢調査によると、本町の総人口は7,964人、世帯数は3,534世帯である。

年齢構成比は、年少人口（15歳未満）が10.4%、生産年齢人口（15～65歳未満）が53.8%、老年人口（65歳以上）が35.8%であり、道全体の老年人口の割合が24.7%であるのと比べて高齢化が進展していることに加え、年少人口の割合についても、道全体の12.0%を下回っている状況である。今後も全国的な傾向から、少子化・高齢化は進行することが予想され、災害応急活動を行うためのマンパワーが不足する可能性が非常に高くなっている。

また、少子化・高齢化の進行とともに、災害時において支援を要する要配慮者に対する取組も重要である。

第２　生活様式の変化

人々の生活様式の変化により、電力、ガス、水道、電話等のライフライン施設への依存度が高まっており、これらの施設は、災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するばかりか、二次災害発生の危険性も含んでいる。

また、行政機関においてもこれらの施設の依存度は高く、場合によっては、初動体制への影響も考えられる。

第３　コミュニティ意識の低下

最近の世帯動向をみると、核家族世帯の増加に伴い、徐々にコミュニティ意識の低下の傾向が見られる。災害による被害を最小限にくい止めるためには、「自らの身の安全は自ら守る」という住民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等地域における防災体制の整備充実が欠かせないものである。

第３節　災害の概況

第１　既往災害の状況

本町では、過去の災害記録から、主な災害は、台風、集中豪雨等による風水害、強風による火災、融雪害、冷害等があげられるほか、高潮や地震・津波災害による被害も記録されている。

気象災害の発生は、暴風雨及び融雪出水による河川の洪水が多く、次いで天候による冷害並びに火災である。また、太平洋などの熱帯域で発生する台風は、平年では北海道へ１年に２個ほど接近し、２年に１個程度が上陸する。ところが、平成 28 年８月には５個の台風が接近し、うち３個が上陸しており、風又は集中豪雨による被害の発生に留意する必要がある。平成 30 年７月には、大雨により道央・道北を中心に大きな被害が出た。

なお、主な災害の記録は、資料３－１のとおりである。

資料編〔災害履歴・震度階級等〕　・災害記録（資料３－１）

第２　町における地震の想定

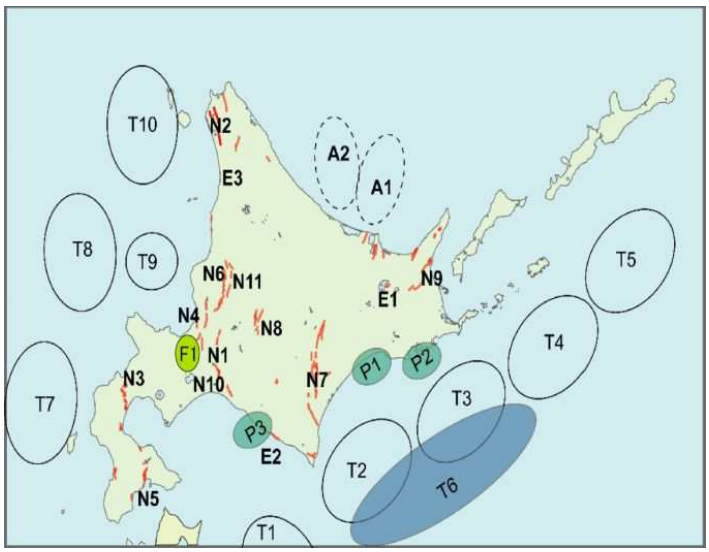
北海道地方の地震は、大きく、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震とその結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震の２つに分けることができる。

海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成５年（1993年）釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。

内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震や過去に発生した内陸地震などである。

道地域防災計画では、既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道地方に被害を及ぼすと考えられる地震を次のとおり設定している。

北海道地方において想定される地震



	地　震		断層モデル※	例（発生年）	位置	マグニチュード	長さ（km）
海溝型地震	（千島海溝／日本海溝）						
	T1	三陸沖北部	地震本部／中防	1968 年	既知	8.0	——
	T2	十勝沖	地震本部／中防	2003 年	既知	8.1	——
	T3	根室沖	地震本部／中防	1894 年	既知	7.9	——
	T4	色丹島沖	地震本部／中防	1969 年	既知	7.8	——
	T5	択捉島沖	地震本部／中防	1963 年	既知	8.1	——
	T6	500 年間隔地震	地震本部／中防	未知	推定	8.6	——
	（日本海東縁部）						
	T7	北海道南西沖	——	1993 年	既知	7.8	——
	T8	積丹半島沖	——	1940 年	既知	7.8	——
	T9	留萌沖	——	1947 年	既知	7.5	——
	T10	北海道北西沖	地震本部／中防	未知	推定	7.8	——
	（プレート内）						
	P1	釧路直下	——	1993 年	既知	7.5	——
	P2	厚岸直下	——	1993 年型	推定	7.2	——
	P3	日高西部	——	1993 年型	推定	7.2	——
内陸型地震	（活断層帯）						
	N1	石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7.9	68
		主部北側				7.5	42
		主部南側				7.2	26
	N2	サロベツ	地震本部		既知	7.6	44
	N3	黒松内低地	地震本部		既知	7.3	34
	N4	当別	地震本部		既知	7.0	22
	N5	函館平野西縁	地震本部		既知	7.0-7.5	25
	N6	増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8	64
	N7	十勝平野	地震本部		既知		
		主部				8.0	88
		光地園				7.2	28
	N8	富良野	地震本部		既知		
		西部				7.2	28
		東部				7.2	28
	N9	標津	地震本部		既知	7.7 以上	56
	N10	石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7 以上	54 以上
	N11	沼田―砂川付近	地震本部		既知	7.5	40
	（伏在断層）						
	F1	札幌市直下	札幌市	未知	推定	6.7-7.5	——
	（既往の内陸地震）						
	E1	弟子屈地域	——	1938 年	推定	6.5	——
	E2	浦賀周辺	——	1982 年	推定	7.1	——
	E3	道北地域	——	1874 年	推定	6.5	——
	（オホーツク海）						
	A1	網走沖	——	未知	推定	7.8	60
	A2	紋別沖（紋別構造線）	——	未知	推定	7.9	70

※断層モデルを発表している機関　地震本部：地震調査研究推進本部、中防：中央防災会議

これらの想定地震の中で本町に大きな被害を及ぼす可能性が高い地震としては、次のとおりであり、道においては、今後、地震動による被害についての詳細な想定を行うこととしている。

１　海溝型地震（日本海東縁部）

日本海の東縁部にはプレート境界があると考えられており、その境界には東西方向の圧縮力のために「歪み集中帯」と呼ばれる活断層・活褶曲帯が形成されている。ここでは、北海道南西沖、積丹半島沖及び留萌沖の領域で歴史地震があり、逆断層型の地震が起きている。これらの領域とサハリン西方沖の間の北海道北西沖は歴史的に大地震が知られていない領域である。

なお、これらは太平洋側の海溝型地震に比べ、発生間隔は長いと考えられている。

○　北海道南西沖（T7）

北海道南西沖では、1993 年に M7.8 の「平成 5 年（1993 年）北海道南西沖地震」が発生している。地震に由来する海底堆積物の解析などから、地震は 500 年～1,400 年程度の間隔で発生すると想定されている。

○　積丹半島沖（T8）

積丹半島沖では、1940 年に M7.5 の地震が起きている。地震に由来する海底堆積物の解析などから、1,400 年～3,900 年程度の間隔で発生すると想定されている。北海道南西沖及び積丹半島沖の地震は直近の発生からの経過時間が短いため、切迫性は小さいとみられている。

○　留萌沖（T9）

留萌沖では、1947 年に M7.0 の地震が起きている。また、1792 年後志の津波（M7.1）もこの地域で発生した可能性が大きいと考えられ、Ｍ７クラスの地震が発生する領域とみられている。

○　北海道北西沖（T10）

北海道北西沖は、歴史地震などの記録はない。具体的な地域の特定が難しいが、利尻トラフの地震性堆積物（タービダイト）の解析から 3,900 年程度の間隔で発生すると想定されている。直近の発生は 2,100 年程度前とされ、M7.8 程度の地震が発生すると考えられている。

２　内陸型地震

(1)　活断層帯

○　増毛山地東縁断層帯（N6）

増毛山地東縁断層帯は、沼田町から北竜町・雨竜町・新十津川町・浦臼町を経て月形町にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、M7.8 程度の地震が想定されている。30 年以内の地震発生確率は最大 0.6%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

○　沼田-砂川付近の断層帯（N11）

沼田-砂川付近の断層帯は、沼田町から滝川市・砂川市にかけて分布すると推定されているものである。存在するとすれば、東側隆起の逆断層で M7.5 程度の地震を起こすと考えられている。最新活動期は不明である。

(2)　既往の内陸地震

○　道北地域（E3）

道北地域は、留萌地方から上川北部・宗谷地方にかけての定常的な地震活動が活発な地域である。この地域では 1874 年に M6.5 の地震が発生するなど Ｍ６かこれよりやや小さい地震が発生している。

第３　町における津波の想定

北海道は、「平成５年（1993年）北海道南西沖地震」や「平成15年（2003年）十勝沖地震」をはじめ、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。

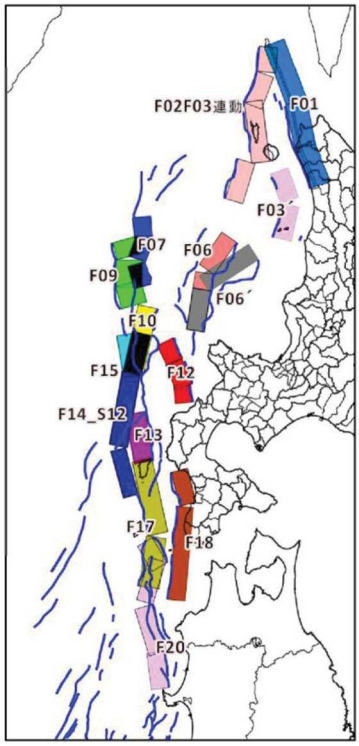
このため、道は、津波発生時における住民の避難対策の強化を図るとともに、北海道沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策の強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した北海道沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行っている。また、2011年３月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、津波堆積物調査などの科学的知見により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行い、各海域の想定の見直しに取り組んでいる。

１　津波浸水想定の設定

道では、北海道日本海沿岸に影響を及ぼす津波の浸水予測について、平成 22 年３月に設定しているが、東日本大震災を踏まえ、津波堆積物調査など科学的根拠に基づき、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定することとし、津波浸水予測図の点検・見直しを進めてきた。見直しに当たっては、北海道立総合研究機構地質研究所が平成 24 年度から 25 年度に実施した津波堆積物調査の結果を踏まえ、国が公表した津波断層モデルを基本としながらも、道として「平成５年（1993 年）北海道南西沖地震」による津波の経験等を踏まえた視点を加えた上で津波断層モデルを設定し、平成 28 年度に日本海沿岸の津波浸水予測図を見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定した。

設定した津波断層モデルの配置図及びこの結果に基づく津波浸水想定の詳細は次のとおりである。

日本海沿岸津波浸水想定に係る津波断層モデル



参考図１「津波浸水想定区域図（留萌振興局）」



参考図２「浸水想定面積（市町村毎の最大浸水想定面積）」

振興局	市町村名	浸水想定面積(ha)
宗谷	稚内市	2,410
	豊富町	380
	礼文町	390
	利尻富士町	180
	利尻町	140
	幌延町	270
留萌	天塩町	260
	遠別町	850
	初山別村	150
	羽幌町	160
	苫前町	120
	小平町	290
	留萌市	280
	増毛町	260

振興局	市町村名	浸水想定面積(ha)
石狩	石狩市	1,020
	札幌市	0(1.00)
後志	小樽市	520
	余市町	80
	古平町	40
	積丹町	260
	神恵内村	190
	泊村	100
	共和町	120
	岩内町	180
	蘭越町	130
	黒松内町	0(0.04)
	寿都町	250
	島牧村	500

振興局	市町村名	浸水想定面積(ha)
檜山	せたな町	720
	乙部町	190
	江差町	520
	厚沢部町	20
	上ノ国町	270
	奥尻町	560
渡島	八雲町	260
	松前町	470

合　計	12,540

留意事項

・浸水想定面積は、河川等部分を除いた陸上の浸水深 1cm 以上の範囲で、１の位を四捨五入した値としています。なお、札幌市と黒松内町は浸水想定面積が 5ha 未満となるため、括弧書きで少数点以下２位まで表示しています。

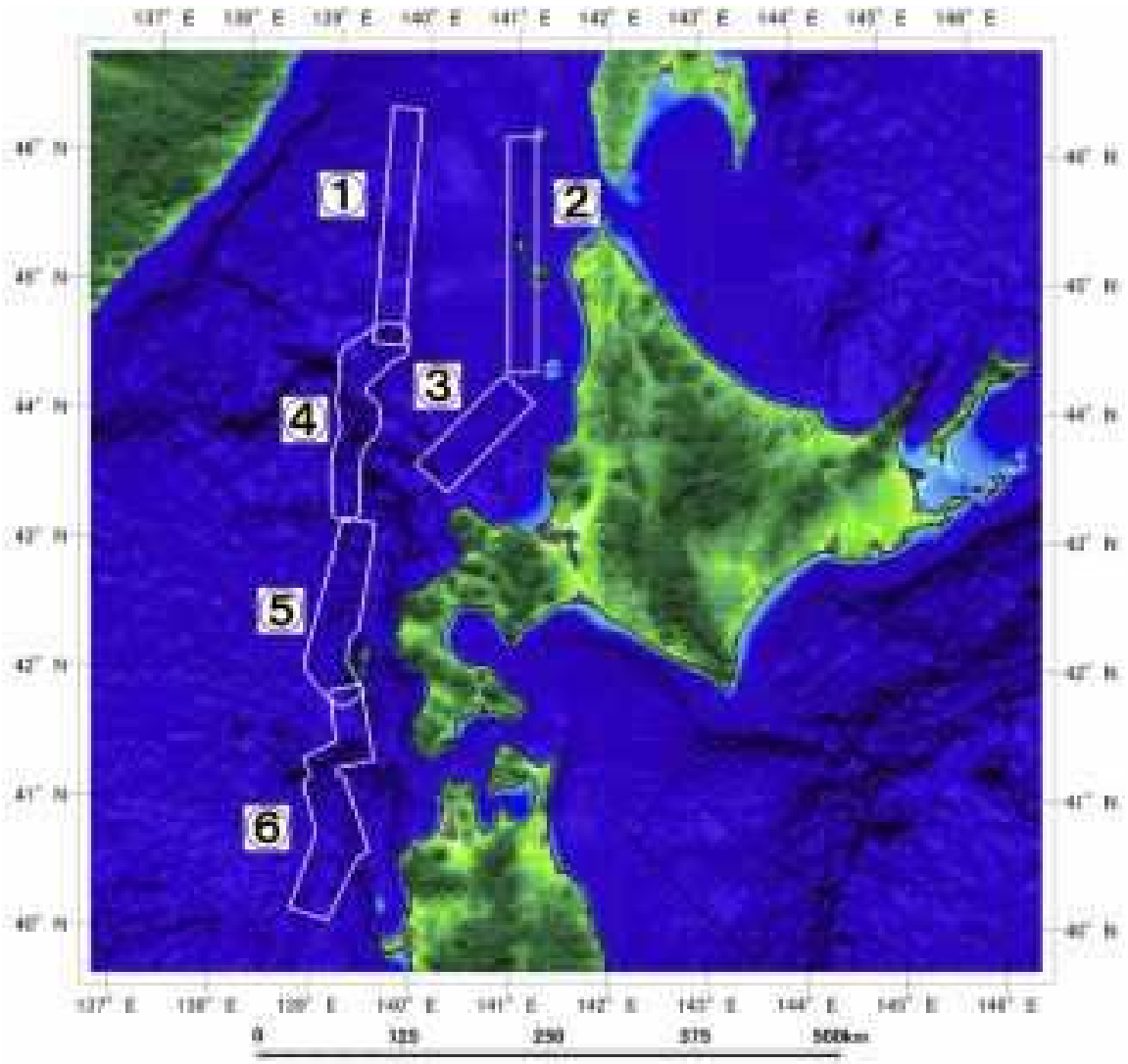
・浸水想定面積は、複数ケースのシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域を算定しました。

・浸水想定面積の合計値は、四捨五入の関係で各市町村の面積の合計値とは合いません。

２　津波浸水予測・被害想定調査（平成 21 年度）

日本海沿岸における津波被害想定については、今後、道において、平成28年度に設定した津波浸水想定に基づき、進められていく予定であるが、平成21年度に設定している津波浸水予測に基づく被害想定の計算は、次のとおりである。

北海道日本海沿岸で想定される地震津波



地震モデル	位置付け
①北海道北西沖の地震（沖側）	地震空白域で今後発生する危険性のあるモデル
②北海道北西沖の地震（沿岸側）	地震空白域で今後発生する危険性のあるモデル
③留萌沖の地震	地震空白域で今後発生する危険性のあるモデル
④神威岬沖の地震	既往の地震津波を再現するモデル及び地震空白域で今後発生する危険性のあるモデル
⑤北海道南西沖地震	既往の地震津波を再現するモデル
⑥青森県西方沖の地震	既往の地震津波を再現するモデル及び地震空白域で今後発生する危険性のあるモデル

①　北海道北西沖（沖側）の地震

礼文島の西海岸で10mを超える津波が到達するほか、津波水位が礼文島全海岸、利尻島、増毛町で５ｍを超え、石狩市以北で３ｍ以上になる。１ｍ以上の水位上昇が生じる時間は、最も早い礼文島で 30 分前後となる。

②　北海道北西沖（沿岸側）の地震

稚内市～初山別村及び積丹町、利尻町の海岸で津波水位が５ｍを超える場所もある。礼文島、利尻島、天売島、焼尻島は波源域に位置することから、地震発生直後に津波が到達することが想定されるなど、本町において、地震に伴う津波の影響が最も大きい。

なお、羽幌町以北でも地震発生後 20 分以内に初期水位から１ｍ以上の水位上昇が生じる。

③　留萌沖の地震

石狩市、増毛町、積丹町の海岸で津波水位が３ｍを超える場所がある。１ｍ以上の水位上昇が生じる時間は波源に近い後志総合振興局、留萌振興局の海岸で早く、天売島、増毛町、古平町、積丹町、神恵内村で 20 分以内に生じる。

④　神威岬沖の地震

積丹町の海岸で津波水位が３ｍを超える場所がある。１ｍ以上の水位上昇が生じる時間は波源に近い後志総合振興局、檜山振興局の海岸で早く、神恵内村～せたな町及び奥尻島北部で 20 分以内に生じる。

⑤　北海道南西沖地震

奥尻島の南西海岸及びせたな町で10mを超える津波が到達するほか、津波水位が八雲町～寿都町の海岸で５ｍを超え、上ノ国町～積丹町で３ｍ以上になる。１ｍ以上の水位上昇が生じる時間は、奥尻島及びせたな町で 10 分以内、松前町～神恵内村で 20 分以内となる。

⑥　青森県西方沖の地震

上ノ国町で津波水位が５ｍを超えるほか、せたな町～松前町の海岸で津波水位が３ｍを超える場所がある。１ｍ以上の水位上昇が生じる時間は波源に近い檜山振興局、渡島総合振興局の海岸で早く、奥尻島及び松前町で 10 分以内、せたな町以南で 20 分以内となる。

３　平成 21 年度に設定した津波浸水予測に基づく被害想定予測結果

道では、６つの想定地震のうち、沿岸の津波水位分布、津波到達時間等を指標に本町に影響の大きい３つの想定地震を選定し、被害想定を実施している。

本町に影響の大きい３つの想定地震としては、「①北海道北西沖の地震（沖側）」、「②北海道北西沖の地震（沿岸側）」及び「④神威岬沖の地震」が選定されており、各想定地震による主な被害の想定は次のとおりである。

(1)　建物被害（構造物の効果なし）　（単位：棟）

想定地震	全壊	半壊	床上	床下
①北海道北西沖の地震（沖側）	17	26	46	292
②北海道北西沖の地震（沿岸側）	47	369	161	358
④神威岬沖の地震	4	22	8	52

(2)　人的被害（死者数：構造物の効果なし）　（単位：人）

想定地震	低・夏	低・冬	高・夏	高・冬
①北海道北西沖の地震（沖側）	24	1	2	0
②北海道北西沖の地震（沿岸側）	84	12	34	5
④神威岬沖の地震	20	0	1	0

（注）被害予測結果の数値は、整数に丸めている。「0」と表記された場合でも人的被害はゼロではない場合がある。

「低・夏」：避難意識が低い場合で夏の昼の場合の死者数
「低・冬」：避難意識が低い場合で冬の夜の場合の死者数
「高・夏」：避難意識が高い場合で夏の昼の場合の死者数
「高・冬」：避難意識が高い場合で冬の夜の場合の死者数

(3)　人的被害（負傷者数：構造物の効果なし）　（単位：人）

想定地震	重傷・夏	重傷・冬	中等・夏	中等・冬
①北海道北西沖の地震（沖側）	47	1	114	3
②北海道北西沖の地震（沿岸側）	61	10	148	24
④神威岬沖の地震	33	1	81	2

（注）被害予測結果の数値は、整数に丸めている。「0」と表記された場合でも人的被害はゼロではない場合がある。

「重傷・夏」：夏の昼の場合の重傷者数
「重傷・冬」：冬の夜の場合の重傷者数
「中等・夏」：夏の昼の場合の中等傷者数
「中等・冬」：冬の夜の場合の中等傷者数

(4)　道路被害（構造物の効果なし）

想定地震	総延長（km）	被害延長（km）	総区間数（区間）	被害区間（区間）
①北海道北西沖の地震（沖側）	639.40	15.74	2,076	82
②北海道北西沖の地震（沿岸側）		26.05		172
④神威岬沖の地震		10.43		30

（注）自動車の通行可能な道路について、交差点間の一部でも浸水する道路を抽出

(5)　ライフライン重要拠点施設（構造物の効果なし）

上水道、下水道、都市ガス、電力及び電話のライフライン重要拠点施設については、本町において、浸水域内に位置しないと予測された。

(6)　海域における被害想定

津波に伴う港湾・漁港及び周辺海域におけて想定される津波直接被害としては、航行船舶の航路逸脱・座礁・転覆、係留船舶の係留索の切断、小型船舶の流出・乗り上げ等の船舶被害や、港湾・漁港の就労者の人的被害、防波堤、倉庫・上屋などの施設被害、津波により流出したコンテナ等が漂流物となり岸壁・護岸への衝突による被害など、様々な被害が想定される。

特に、地震・津波発生後に漁船の係留補強や漁船の監視のために漁港へ行く漁業者の行動や海上にいる漁船の避難行動等は、津波防災対策上、必要不可欠な課題であり、津波に関する知識欠如による初動期の情報伝達不足や避難行動の不徹底等により被害を増大させる可能性が考えられる。

幌延町～苫前町の海域においては、「②北海道北西沖（沿岸側）」の地震に伴う津波による影響が最も大きく、地域によって差はあるものの沿岸部では４ｍを超える津波が10分前後で来襲すると想定され、２m/sを超える流速となることが予測されている。被害低減のためには、航行中の船舶については、津波警報の情報を入手後、砕波による影響がない最低でも水深30m以深へ沖出しする必要がある。また、流速による影響を受けない安全海域は、水深50m以深海域となることが予測されている。一方、港湾・漁港内に停泊している船舶については、水深の深い広い海域への沖出しや、小型船舶は、陸揚げを行い津波による漂流分子とならないように固縛するなどの措置が考えられるが、北海道北西沖（沿岸側）の地震に伴う津波は、早いところで10分前後で来襲すると予測される地域もある。したがって、時間的余裕のない場合は、船舶の沖出しや陸揚げは諦め、直ちに港湾・漁港から避難することが重要となる。なお、内湾や港湾・漁港周辺を航行中の船舶の場合は、安全海域までの距離が長くなるため、津波来襲前に安全海域へ到達することが困難な場合も想定されることから、関係者間で事前に協議し、安全海域の選定や避難行動について共通理解を持っておくことが津波防災対策上必要不可欠と考えられる。

第３章　防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営等に関する事項を定め、災害対策実施体制の確立を図る。

第１節　組織計画

第１　防災会議

防災会議は、町長を会長とし、基本法第16条第６項の規定に基づく羽幌町防災会議条例（昭和38年条例第７号）第３条第５項に定める者を委員として組織するものであり、町における災害に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図る。

１　組織

防災会議組織図

会長 羽幌町長	①指定地方行政機関	留萌開発建設部羽幌道路事務所　所長 留萌開発建設部留萌港湾事務所　所長 留萌北部森林管理署羽幌森林事務所　地域統括森林官
	②北海道	留萌振興局地域創生部　部長 留萌振興局留萌建設管理部羽幌出張所　所長 北海道立羽幌病院　院長
	③警察署	北海道旭川方面羽幌警察署　署長
	④羽幌町	副町長
	⑤羽幌町教育委員会	教育長
	⑥北留萌消防組合	消防長 消防署　署長 羽幌消防団　団長 天売消防団　団長 焼尻消防団　団長
	⑦指定公共機関 指定地方公共機関 公共団体及び防災上重要な施設の管理者	北海道電力ネットワーク株式会社羽幌ネットワークセンター　所長 日本郵便株式会社羽幌郵便局　局長 オロロン土地改良区　理事長 羽幌沿海フェリー株式会社　代表取締役 オロロン農業協同組合　代表理事組合長 北るもい漁業協同組合　代表理事組合長 羽幌町商工会　会長 羽幌町社会福祉協議会　会長 羽幌水難救難所　所長 天売水難救難所　所長 焼尻水難救難所　所長 沿岸バス株式会社　代表取締役
	⑧学識経験者	羽幌三師会　会長
	⑨陸上自衛隊	北部方面隊第２師団第 26 普通科連隊　連隊長

２　運営

防災会議の運営は、羽幌町防災会議条例の定めるところによる。

資料編〔条例・協定等〕　　・羽幌町防災会議条例（資料８－１）

第２　災害対策本部

災害対策本部は、基本法及び羽幌町災害対策本部条例（昭和38年条例第８号）に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的な防災活動の推進を図る。

なお、災害応急対策の実施に当たっては、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

１　設置基準、廃止の時期及び公表

(1)　設置基準

災害対策本部は、基本法第23条の２の規定により、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の基準の一に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

災害対策本部設置基準	
風水害	・大型台風の接近等で被害の発生が予想されるとき。 ・住家の床上浸水や全半壊等の被害、人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。 ・孤立集落、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 ・交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
雪害	・住家の全半壊等の被害又は人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。 ・孤立集落の発生等により応急対策が必要なとき。 ・交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
冷（湿）害	・各地で冷（湿）害被害が発生したとき。
大事故等	
海上災害	・大量の油等が流出し、漁業や環境に被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。 ・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき。 ・事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき。
道路災害	・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき。 ・事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき。
危険物等災害	・家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。
大規模火災	・家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。
林野火災	・消火活動の難航が予想されるとき。 ・家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。
大規模停電災害	・人命の救助・救出案件が発生し、交通、通信網などへの影響拡大が予想されるとき

地　震　災　害	・震度５弱以上の地震が発生したとき。 ・地震により大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
津　波　災　害	・日本海沿岸北部に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 ・津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
そ　の　他	・上記以外の災害又は複数の災害が同時に発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

(2)　設置場所

災害対策本部は、原則として役場庁舎に設置する。ただし、役場庁舎に設置することが困難な場合については、町長の決定・指示により、被災を免れた最寄りの公共施設に設置する。

(3)　廃止時期

町長は、災害の発生するおそれがなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは災害対策本部を廃止する。

(4)　公表

町長は、災害対策本部を設置したときは、必要と認める者に対し、必要な手段により通知及び公表を行う。また、廃止とした場合の公表についても設置の場合に準ずる。

通知及び公表先	連絡方法
庁内職員	庁内放送、電話、メール、口頭
町出先機関の施設責任者	電話、FAX、メール
留萌振興局	北海道総合行政情報ネットワーク、電話、FAX
北留萌消防組合（消防本部・消防署）	電話、FAX、メール、派遣連絡員
羽幌警察署	電話、FAX、メール、派遣連絡員
防災会議構成機関	北海道総合行政情報ネットワーク、電話、FAX、メール、派遣連絡員、口頭
近隣市町村	北海道総合行政情報ネットワーク、電話、FAX、メール
住民	消防サイレン用スピーカー、広報車、町ホームページ、防災情報伝達システム（戸別受信機、スマートフォンアプリ、離島屋外スピーカー等）、FAX、口頭（町内会長等を通じて）、テレビ、ラジオ

２　標識

(1)　災害対策本部を設置したときは、役場正面玄関等適切な場所に標示板を掲出する。

(2)　本部長、副本部長、本部員その他の災害対策本部の職員が、災害時において非常活動に従事するときは腕章を帯用又は防災用ベストを着用する。

(3)　災害時において、非常活動に使用する災害対策本部の自動車には標識をつける。

資料編〔防災組織〕
- **災害対策本部掲示板（資料１－２）**
- **腕章（資料１－３）**
- **防災用ベスト（資料１－４）**
- **標章（資料１－５）**

３　職務の代理

災害対策本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る本部長の職務に関し、町長の不在等で、町長による実施が困難な場合は、次の順位で本部長の職務を代理する。

なお、自衛隊への災害派遣要請等緊急を要する判断についても、同様の対応とする。

・第１順位　副町長　　・第２順位　総務課長　　第３順位　財務課長

４　組織等

(1)　組織

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

災害対策本部組織図

本部長	町長
副本部長	副町長
本部員	教育長 各課長等 消防長 消防署長
本部連絡員	各部長が指名した者
本部付	各消防団長

部（◎：部長）（○：副部長）	班	所管課室・係	
総務対策部			
◎総務課長	総務班	総務課	総務係、職員係、情報管理係、電算共同化推進室
○地域振興課長	広報班	地域振興課	政策推進係、広報広聴係
○天売支所長	天売支所班	天売支所	
○焼尻支所長	焼尻支所班	焼尻支所	
財政対策部			
◎財務課長	財政班	財政課	財政係、経理係、税務係、管財係
○会計管理者	会計班	出納室	出納係
民生対策部			
◎町民課長	町民生活班	町民課	総合受付係、町民生活係
○福祉課長	施設班	町民課	住宅係
○健康支援課長	環境衛生班	町民課	環境衛生係
	福祉班	福祉課	国保医療年金係、社会福祉係、子ども係
	保健医療班	健康支援課	保健係、介護保険係、地域包括支援センター室
建設対策部			
◎建設課長	土木班	建設課	管理係、土木港湾係、地籍調査係
○上下水道課長	建築班	建設課	建築係
	水道班	上下水道課	管理係、業務係
産業対策部			
◎農林水産課長	農林水産班	農林水産課	農政係、水産林務係
○商工観光課長		農業委員会	農地係
○農業委員会事務局長	商工観光班	商工観光課	商工労働係、観光振興係
	電気班	商工観光課	電気係
教育対策部			
◎学校管理課長	学校教育班	学校管理課	総務係、学校教育係
○社会教育課長		学校給食センター	
	社会教育班	社会教育課	社会教育係、体育振興係、図書係
協力部			
◎議会事務局長		議会事務局	総務係
○監査室長		監査室	総務係
消防対策部			
◎消防署長 ○庶務課長		北留萌消防組合消防署	庶務課、予防課、警防課 天売分遣所、焼尻分遣所
現地災害対策本部（必要に応じて設置）			

※　班長は、部長が指名する。

(2)　運営

災害対策本部の運営は、羽幌町災害対策本部条例に定めるところによる。

資料編〔条例・協定等〕　　・羽幌町災害対策本部条例（資料８－２）

(3)　所掌事務

災害対策本部の各対策部における所掌事務は、次のとおりである。

共通事務分掌
(1)　本部長の命ずる応急対策に関すること。 (2)　災害時における災害対策本部、関係部署との連絡調整に関すること。 (3)　所掌事務に係る防災関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。 (4)　所掌事務に係る災害応急対策等に必要な資機材の整備及び点検に関すること。 (5)　所掌事務に係る応急対策活動の記録に関すること。 (6)　所掌事務に係る応急復旧計画の作成及び実行に関すること。 (7)　公用令書の発行及びこれに伴う損失の補償に関すること。 (8)　部内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。 (9)　他の部から要請があった場合における対応要員の派遣に関すること。 (10)　部内の連絡調整に関すること。

部	班	担当課（係、室）	所掌事務
総務対策部	総務班	総務課 （総務係、職員係、 情報管理係、 電算共同化推進室）	(1)　防災会議及び本部員会議に関すること。 (2)　災害対策本部の設置及び廃止並びに庶務に関すること。 (3)　職員の災害動員計画の作成及び実施に関すること。 (4)　庁内の非常体制に関すること。 (5)　気象予警報等の受理及び伝達に関すること。 (6)　避難指示（緊急）、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始の発令に関すること。 (7)　各部（班）の連絡調整に関すること (8)　災害情報の収集及びとりまとめ並びに報告に関すること。 (9)　災害対策本部に必要な資機材の配備及び施設の整備に関すること。 (10)　公用車（建設対策部所管のものは除く。）の運行に関すること。 (11)　災害応急資機材、物資の調達に関すること。 (12)　救助法の適用に関すること。 (13)　自衛隊の派遣要請の出動要請に関すること。 (14)　国、道に対する要請及び報告に関すること。 (15)　他市町村との相互応援に関すること。 (16)　防災関係機関（消防機関等）、団体（自主防災組織等）等に対する協力及び応援要請並びに連絡調整に関すること。 (17)　応援部隊の受入れ及び連絡調整に関すること。 (18)　職員の安否確認及び被災職員の対応に関すること。 (19)　職員の食料等の調達供給に関すること。 (20)　その他各班に属さないこと。

部	班	担当課（係、室）	所掌事務
総務対策部	広報班	地域振興課 （政策推進係、 広報広聴係）	(1)　通信機能の確保に関すること。 (2)　災害現地の取材及び写真収集に関すること。 (3)　災害対策本部と災害地の連絡に関すること。 (4)　避難所との連絡に関すること。 (5)　災害広報に関すること。 (6)　災害対策の要望・陳情に関すること。 (7)　災害日誌及び記録に関すること。 (8)　報道機関との連絡調整に関すること。 (9)　他班の応援に関すること。
	各支所班	天売支所	天売地区の全般に関すること。
		焼尻支所	焼尻地区の全般に関すること。
財政対策部	財務班	財務課 （財政係、経理係、 税務係、管財係）	(1)　災害応急対策及び災害復旧に要する財政処置等資金計画に関すること。 (2)　災害予算関係及び経理に関すること。 (3)　調達資材の受払いに関すること。 (4)　災害に伴う地方債に関すること。 (5)　町有財産・施設の被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。 (6)　被災家屋及びその他資産の調査（被害調査）に関すること。 (7)　被災者台帳（名簿）の作成に関すること。 (8)　罹災証明に関すること。 (9)　被災者の町税の減免等の措置に関すること。 (10)　災害に伴う町税計画の見直しに関すること。 (11)　他班の応援に関すること。
	会計班	出納室	(1)　災害に係る経費の出納に関すること。 (2)　義援金品の募集、受入れに関すること。 (3)　他班の応援に関すること。

部	班	担当課（係、室）	所掌事務
民生対策部	町民生活班	町民課 （町民生活係、 総合受付係）	(1)　集会施設、児童遊園地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。 (2)　被災者相談窓口に関すること。 (3)　各地区との情報連絡に関すること。 (4)　被災者の避難場所等への誘導に関すること。 (5)　災害時の食品衛生に関すること。 (6)　被災者の救出・捜索に関すること。 (7)　方面委員等への協力要請並びに連絡調整等の総合調整に関すること。 (8)　災害時の交通情報の収集及び交通安全対策に関すること。 (9)　災害時の防犯に関すること。 (10)　他班の応援に関すること。
	施設班	町民課 （住宅係）	(1)　公営住宅の被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。 (2)　応急仮設住宅の管理に関すること。 (3)　他班の応援に関すること。
	環境衛生班	町民課 （環境衛生係）	(1)　廃棄物処理施設、海鳥センター等所管施設の被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。 (2)　被災地域の清掃指導に関すること。 (3)　塵芥の収集、し尿の処理に関すること。 (4)　放浪犬の処理に関すること。 (5)　被災地の防疫計画及び実施に関すること。 (6)　被災地の感染症予防に関すること。 (7)　遺体の埋葬に関すること。 (8)　災害廃棄物の処理に関すること。 (9)　災害時の公害発生予防及び応急措置に関すること。 (10)　衛生資器材の供給確保に関すること。

部	班	担当課（係、室）	所掌事務
民生対策部	福祉班	福祉課 （国保医療年金係、 社会福祉係、 子ども係）	(1)　要配慮者等の避難誘導に関すること。 (2)　教育・保育施設、障がい者（児）施設利用者の避難誘導に関すること。 (3)　避難所の開設、管理運営の総括に関すること。 (4)　避難所等の記録（避難者名簿等）及び報告に関すること。 (5)　教育・保育施設、障がい者（児）施設の被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。 (6)　被災者の生活支援に関すること。 (7)　救助物資（食料、飲料水、生活必需品等）の調達計画及び配分に関すること。 (8)　義援金品の配分に関すること。 (9)　羽幌町社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 (10)　支援団体、ボランティア、日赤等による救助活動の連絡調整に関すること。 (11)　遺体の収容及び安置並びに処理に関すること。
	保健医療班	健康支援課 （保健係、 介護保険係、 地域包括支援センター室）	(1)　社会福祉施設入所者の避難・救助活動に関すること。 (2)　医療施設入居者の避難・救助活動に関すること。 (3)　保健衛生施設の被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。 (4)　社会福祉施設の被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。 (5)　医療施設及び医療機関の被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。 (6)　救護施設の設置及び受入れ並びに管理運営に関すること。 (7)　医薬品その他資器材の供給確保に関すること。 (8)　被災者の給食・給水計画に関すること。 (9)　被災地における予防接種に関すること。 (10)　被災地及び避難所収容者の応急医療、助産・保健指導に関すること。 (11)　保健・医療機関との連絡調整に関すること。

部	班	担当課（係、室）	所掌事務
建設対策部	土木班	建設課 （管理係、 土木港湾係、 地籍調査係）	(1)　公共土木施設（道路、橋梁、河川、港湾等）の被害状況調査及び応急措置に関すること。 (2)　公共土木施設（道路、橋梁、河川、港湾等）の災害復旧に関すること。 (3)　配車計画の作成及び車両の確保に関すること。 (4)　応急資機材の調達、配分、保管に関すること。 (5)　河川水位の測定及び警戒に関すること。 (6)　緊急輸送に関すること。 (7)　障害物の除去及び緊急輸送路の確保に関すること。
	建築班	建設課 （建築係）	(1)　応急資材の確保に関すること。 (2)　仮設住宅の設置に関すること。 (3)　住宅の応急修理に関すること。 (4)　災害住宅復興資金に関すること。 (5)　被災地域の建築制限及び建物の建築指導に関すること。
	水道班	上下水道課 （管理係、業務係）	(1)　水道施設の被害状況調査及び応急処置並びに復旧対策に関すること。 (2)　下水道及び居住地域排水路の被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。 (3)　応急給水場の設営に関すること。 (4)　被災地における飲料水の確保及び給水に関すること。 (5)　水道施設の警戒配備に関すること。 (6)　避難所における仮設トイレの設置に関すること。

部	班	担当課（係、室）	所掌事務
産業対策部	農林水産班	農林水産課 （農政係、 水産林務係）、 農業委員会（農地係）	(1)　農林畜産関係の被害調査及び報告に関すること。 (2)　農林畜産関係の被害対策及び復旧に関すること。 (3)　農林畜産関係の応急復旧に関すること。 (4)　農作物及び家畜の防疫に関すること。 (5)　死亡獣畜処理に関すること。 (6)　林野の火防及び応急復旧対策に関すること。 (7)　農林畜産関係施設及び治山施設の被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。 (8)　霜害気象観測に関すること。 (9)　林地及びがけ地の警戒、警防に関すること。 (10) 被災農林畜産業者への災害融資に関すること。 (11) 被災農家の営農指導に関すること。 (12) 主要食料（米穀等）の調達に関すること。 (13) 水産関係の被害調査及び報告に関すること。 (14) 水産関係の被害対策及び復旧に関すること。 (15) 水産関係の応急復旧に関すること。 (16) 津波、高潮警報発表中等における漁港及び漁民対策に関すること。 (17) 漁港施設の被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。 (18) 労務相談、供給に関すること。 (19) 被災相談（産業関係）に関すること。 (20) 他班の応援に関すること。
	商工観光班	商工観光課 （商工労働係 観光振興係）	(1)　商工観光関係の被害調査及び報告に関すること。 (2)　商工観光関係の被害対策及び復旧に関すること。 (3)　商工観光関係の応急復旧に関すること。 (4)　観光施設の被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。 (5)　労働関係施設の被害状況調査に関すること。 (6)　応急食料、衣料・寝具・燃料その他生活必需品の調達に関すること。 (7)　物価対策及び生活必需品等の消費、流通対策に関すること。 (8)　被災商工業者の応急対策及び災害融資に関すること。 (9)　災害時における火薬類及び高圧ガス類の保安に関すること。 (10) 災害時における砂利採取現場及び採石現場の保安に関すること。 (11) 労務相談、供給に関すること。 (12) 被災相談（産業関係）に関すること。 (13) 他班の応援に関すること。
	電気班	商工観光課 （電気係）	離島電気施設の被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。

部	班	担当課（係、室）	所掌事務
教育対策部	学校教育班	学校管理課 （総務係、 学校教育係） 学校給食センター	(1)　児童生徒、教職員等の安全確保、応急救護及び被災状況の調査に関すること。 (2)　学校教育施設の被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。 (3)　学用品等の配給に関すること。 (4)　災害時の学校給食に関すること。 (5)　児童生徒の応急教育に関すること。 (6)　児童生徒及び保護者との連絡調整に関すること。 (7)　学校教育施設の避難所等の応急利用に関すること。 (8)　被災者に対する炊き出しに関すること。 (9)　教職員の動員に関すること。 (10)　避難所運営の協力に関すること。
	社会教育班	社会教育課 （社会教育係、 体育振興係、 図書係）	(1)　社会教育、体育施設の被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。 (2)　文化財の保護及び応急対策に関すること。 (3)　社会教育､体育施設の避難所等の応急利用に関すること。 (4)　避難所運営の協力に関すること。
協力部	―	議会事務局 監査室	(1)　羽幌町議会との連絡調整に関すること。 (2)　他班の応援に関すること。
消防対策部	―	北留萌消防組合 消防署	(1)　関係機関との連絡調整に関すること。 (2)　消防施設、消防資機材等の保全、管理及び運用に関すること。 (3)　救急、救助活動に関すること。 (4)　住民の避難誘導及び安全確保に関すること。 (5)　情報の収集及び分析並びに伝達に関すること。 (6)　消防及び水防活動に関すること。 (7)　障害物の除去に関すること。 (8)　危険箇所の警戒巡視に関すること。 (9)　行方不明者等の捜索に関すること。 (10)　消防職員及び団員の運用に関すること。 (11)　天売地区(分遣所)の全般に関すること。 (12)　焼尻地区(分遣所)の全般に関すること。 (13)　その他災害活動全般に関すること。

(4)　救助法に基づく所掌事務

町に救助法が適用された場合は､知事の指揮を受けて､救助法に基づく救助事務を実施し､又は道が行う救助事務の補助をする。この場合における町の救助体制についても､道の指導の下､あらかじめ定めておくものとするが､原則として災害対策本部の各対策部における所掌事務と同様の体制とする。

５　運営

(1)　本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。

ア　報告事項

(ｱ)　気象・地象情報又は災害情報

(ｲ)　配備体制

(ｳ)　各対策部の措置事項

イ　協議事項

(ｱ)　災害対策本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。

(ｲ)　災害情報、災害被害の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。

(ｳ)　各対策部間の調整事項に関すること。

(ｴ)　道、他市町村等関係機関に対する応援要請に関すること。

(ｵ)　救助法適用協議に関すること。

(ｶ)　被害者に対する見舞金品の給付に関すること。

(ｷ)　その他災害対策に関する重要な事項に関すること。

ウ　本部員会議の開催

(ｱ)　本部員会議は、本部長が必要により招集し、開催する。

(ｲ)　本部長は、会務を総理する。

(ｳ)　本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。

(ｴ)　本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。

(ｵ)　本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、総務対策部長にその旨を申し出る。

エ　会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについて、各対策部長は、速やかに所属職員等に対し、その周知徹底を図る。

(2)　本部連絡員

ア　本部長は、情報の収集及び連絡事項の伝達を円滑にするため、必要に応じて本部連絡員をおく。

イ　本部連絡員は、各対策部長がそれぞれ所属職員のうちから指名する者をもって充てる。

ウ　本部連絡員は、各対策部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況をとりまとめ、災害対策本部に報告するとともに、災害対策本部からの連絡事項を各対策部に伝達する。

(3)　現地災害対策本部

本部長は、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部を設置する。

第３　災害対策現地合同本部

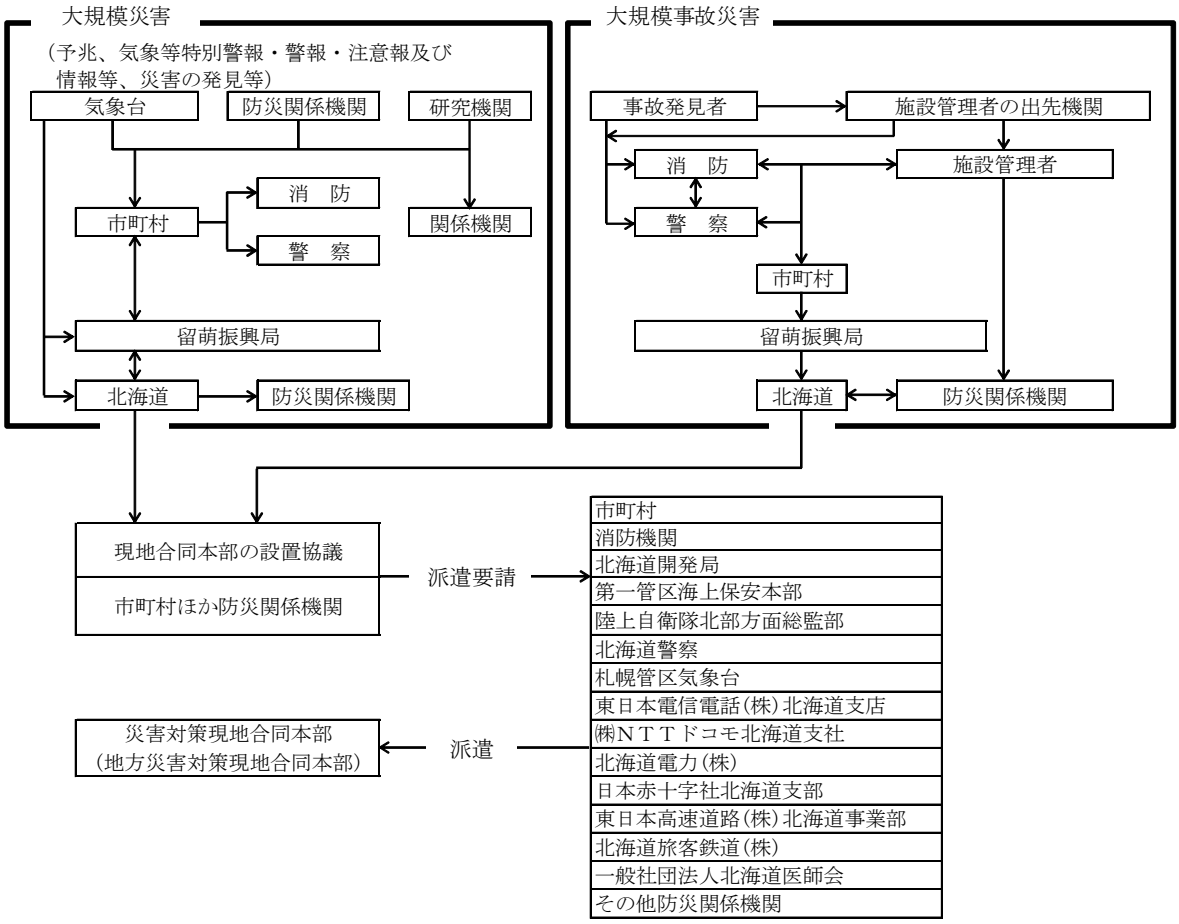
１　設置

災害対策現地合同本部は、大規模な災害が発生した際に、道を中心として防災関係機関が相互に協議し、現地において災害対策を連携して行うことが必要なときに設置する。

また、災害の状況等により必要な場合は、災害発生地域の防災関係機関による地方災害対策現地合同本部を設置することができ、町は、必要に応じて、これらの本部に参画する。

災害対策現地合同本部等設置に関する情報伝達系統は、次のとおりである。

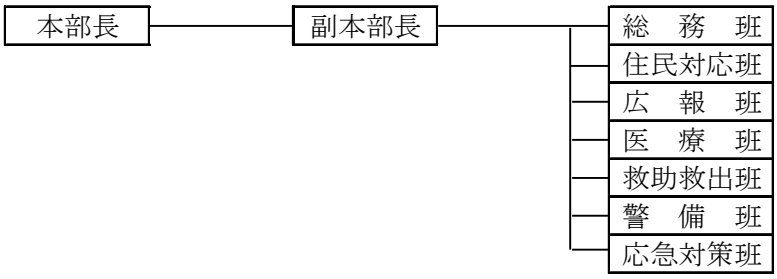
災害対策現地合同本部等設置に関する情報伝達系統



(1)　組織

災害対策現地合同本部等の組織は、次のとおりである。

災害対策現地合同本部等組織図



現地合同本部等の業務分担（基準）

班	担　当	内　　容	主な担当機関
総　務　班	総務担当	現地合同対策本部の庶務	道、市町村、通信関係機関、施設管理者
	調整担当	関係機関の調整（応援・協力の要請）	道、市町村、気象台
住民対応班		被災者家族への対応等	道、市町村、施設管理者
広　報　班		報道対応、住民への情報提供	道、市町村、防災関係機関、施設管理者
医　療　班	応急措置対　応	被災者のトリアージ・応急処置等	道、消防、医師会、日赤
	健康管理対　応	被災者家族等の健康管理・対応等	道、市町村、医師会、日赤
救助救出班		救助救出方法の検討、調整、実施	警察、消防、施設管理者、市町村（自衛隊、海保～派遣があった場合）
警　備　班		被災現場の交通規制、立入制限等	警察、海保、施設管理者、市町村
応急対策班		災害応急措置等	道、市町村、防災関係機関、施設管理者（自衛隊～災害派遣があった場合）

（注）施設管理者は、事故災害の場合のみ

(2)　運営等

災害対策現地合同本部設置要綱に定めるところによる。

２　廃　止

災害対策現地合同本部等は、災害応急対策がおおむね完了したときに、防災関係機関が相互に協議し、廃止する。

第４　住民組織等の協力

町長は、災害時において災害応急活動など円滑かつ迅速に実施するため、災害の状況により必要と認めた場合は、住民組織等に対し、災害対策活動の協力を要請する。

１　協力要請事項

住民組織等に対して協力を要請する事項は、おおむね次のとおりである。

(1)　災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
(2)　緊急避難のための避難場所及び被災者の収容のための避難所の管理運営に関すること。
(3)　災害地の公共施設等の保全に関すること。
(4)　災害情報の収集と災害対策本部への連絡に関すること。
(5)　災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
(6)　避難所内での炊き出し及び被災者の世話に関すること。
(7)　災害箇所の応急措置に関すること。
(8)　災害対策本部が行う人員、物資等の輸送に関すること。
(9)　義援品の受入れ及び整理に関すること。
(10) 救援物資の支給、清掃及び防疫に関すること。
(11) その他救助活動で本部長が協力を求めた事項に関すること。

２　協力要請先

協力要請先は、町内会、婦人団体、青年団体、産業団体青年婦人部、日赤奉仕団等とし、住民組織等の活動についての担当は、協力を求める種別によって、関係する各対策部班とする。

３　住民に対する伝達方法

災害情報等を住民に伝達する場合は、消防サイレン用スピーカー、広報車、町ホームページ、防災情報伝達システム（戸別受信機、スマートフォンアプリ、離島屋外スピーカー等）等により周知徹底するとともに、各地区町内会長をもって充てる地区別情報連絡責任者を通じて行う。

第２節　配備動員計画

第１　非常配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は、非常配備体制をとり、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図る。

なお、災害対策本部が設置されない場合における配備内容、配備要員、職員の動員（招集）等についても、災害対策本部に準じて行うものとする。

１　配備基準

非常配備体制の配備基準等は次のとおりとし、配備の決定は本部長が行う。

区分	体制	配備時期	配備要員等	活動内容
災害対策本部設置前	注意配備	①気象業務法に基づく警報を受けたとき。 ②町内に震度３の地震が発生したとき。 ③その他必要により本部長が当該注意配備を指令したとき。	特に関係のある部の少数の人員をもって、情報収集及び連絡活動等が行い得る体制をとる。また、状況により次の動員体制に移行できる体制とする。 ・総務対策部関係職員（防災担当）	・災害情報の収集 ・道、関係機関等への連絡
	第１非常配備	①警報発令状態が継続、又は関係情報が発表される状況にあるとき。 ②局地的、小規模な災害、事故等で被害が軽微なとき。 ③町内に震度４の地震が発生したとき。 ④北海道日本海沿岸北部に津波注意報が発表されたとき。 ⑤その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	特に関係のある部の所要の人数で、情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制をとる。 また、次の動員体制に円滑に移行できる体制とする。 ・本部員 ・総務対策部	・災害情報の収集 ・災害又は二次災害の注意、警戒及び現地確認 ・住民への周知 ・道、関係機関等への連絡 ・応急措置（負傷者等の救出救護、避難所の開設等） ・災害対策本部の設置準備

区分	体制	配備時期	配備要員等	活動内容
災害対策本部設置後	第２非常配備	①局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 ②町内に震度５弱又は５強の地震が発生したとき。 ③北海道日本海沿岸北部に津波警報が発表されたとき。 ④大雨などの気象、地象に関する特別警報を受けたとき。 ⑤その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	関係各部の所要の人員をもって当たるもので、災害の発生とともに、そのまま直ちに非常活動が開始できる体制とする。 ・本部員 ・総務対策部 ・あらかじめ指定した職員	・災害情報の収集、伝達 ・災害対策本部の設置 ・災害又は二次災害の注意、警戒及び現地確認 ・局地的な応急対策活動（負傷者等の救出救護、避難誘導、避難所の開設、災害広報、道路啓開等） ・道、関係機関等との連携 ・応援要請
	第３非常配備	①広域にわたる災害の発生が予想される場合、又は被害が特に甚大と予想される場合において、本部長が当該指令をしたとき。 ②町内に震度６弱以上の地震が発生したとき。 ③北海道日本海沿岸北部に大津波警報が発表されたとき。 ④予想されない重大な災害が発生したとき。	災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。 ・全職員	・災害情報の収集、伝達 ・災害又は二次災害の注意、警戒及び現地確認 ・町全域又は被害が特に甚大な地域で、町の全力をあげての応急対策活動（負傷者等の救出救護、避難誘導、避難所の開設、災害広報、道路啓開等） ・道、関係機関等との連携 ・応援要請

（備考）被害の状況等により、上記基準により難いと認められる場合においては、臨機応変の配備体制をとる。

２　自主参集基準

勤務時間外、休日等において、地震を覚知した場合、津波情報を入手した場合又は特別警報を受けた場合、職員は次の基準に基づき、あらかじめ指定された場所に参集し、配備につくものとする。

区分	参集基準	参集者	自宅待機
地震発生	①震度３	総務対策部関係職員（防災担当）	本部員、総務対策部
	②震度４（「津波警報」も同時に発表）	本部員、総務対策部（全職員）	係長職以上
	③震度５弱又は５強（「津波警報」も同時に発表）	本部員、総務対策部、係長職以上（全職員）	係員
	④震度６弱以上	全職員	
津波情報	①津波注意報	本部員、総務対策部	係長職以上
	②津波警報	本部員、総務対策部、係長職以上	係員
	③大津波警報	全職員	
特別警報	気象、地象に関する特別警報	本部員、総務対策部、係長職以上	係員

（備考）このほか、災害が発生、あるいは発生のおそれがある情報を察知したときは、「１　配備基準」に基づき、災害状況により所属長と連絡又は自らの判断により登庁する。

３　非常配備体制の活動開始及び終了

(1)　活動の開始

災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、非常配備に関する基準によりその一部又は全部の活動を開始する。

(2)　活動の終了

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるときは、非常配備体制の活動を終了し、解散する。

４　非常配備体制下の活動

(1)　注意配備体制下の活動

注意配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

ア　総務対策部関係職員（防災担当）は、気象情報等を確実に収集するとともに、現地の情報及びラジオ、テレビ等の情報も収集し、随時総務対策部長に報告する。

イ　総務対策部長は、必要に応じて関係各対策部長又は副部長と相互に情報を交換し、当該情勢に対応する措置を検討する。

(2)　第１非常配備体制下の活動

第１非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

ア　総務対策部長は、気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報の収受、伝達等を行う。

イ　総務対策部長は、雨量・水位等に関する情報を関係先から収集する。

ウ　関係各対策部長は、総務対策部からの情報又は連絡に即応し、情勢に対する措置を検討するとともに、随時待機職員に必要な指示を行う。

エ　第１非常配備につく職員の人数は、状況により各対策部において増減する。

(3)　第２非常配備体制下の活動

第２非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

ア　本部長は、災害対策本部の機能を円滑に推進するため、必要に応じて本部員会議を開催する。

イ　各対策部長は、情報の収集伝達体制を強化する。

ウ　総務対策部長は、関係部長及び防災会議構成機関と連絡を密にして客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告する。

エ　各対策部長は次の措置をとり、その状況を本部長に報告する。

(ｱ)　事態の重要性を部員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせること。

(ｲ)　装備・物資・資器材・設備・機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予想地）へ配置すること。

(ｳ)　関係部及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

(4)　第３非常配備体制下の活動

第３非常配備が指令された後は、各対策部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告する。

第２　職員の参集及び動員

１　職員の動員要領

(1)　総務対策部長は、本部長の非常配備決定に基づき、各対策部長（本部員）に対し、災害対策本部の設置及び非常配備体制を通知する。

(2)　各対策部長は、上記(1)の通知を受けたときは、配備要員に対し、当該通知の内容を通知する。

(3)　配備要員は各対策部長から、上記(2)の通知を受けたときは、直ちに所定の配備につく。

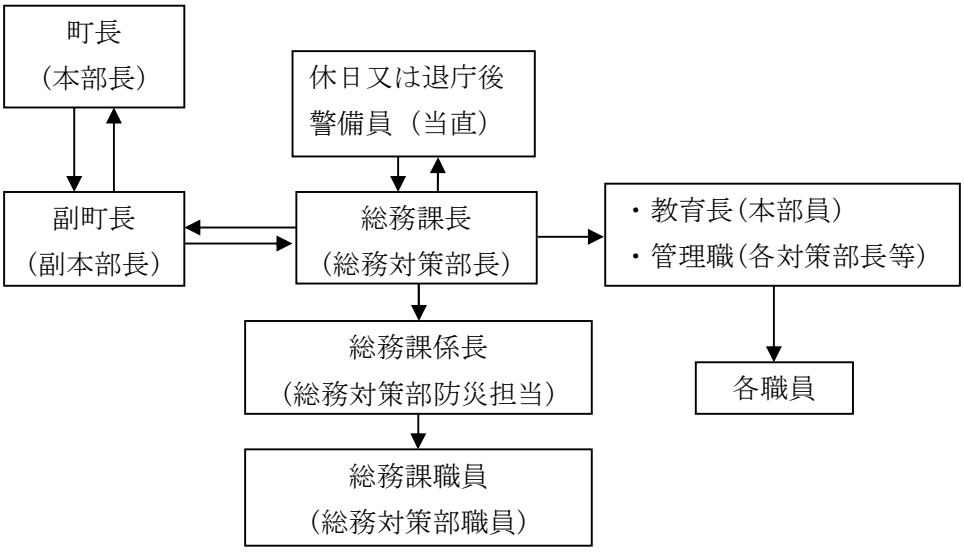
(4)　各対策部長は、あらかじめ部内の職員連絡系統図を作成し、所属職員に周知徹底しておくものとし、休日、夜間等においても迅速に初動体制がとれるよう配慮する。

２　動員の伝達

(1)　伝達系統

職員の動員は、非常配備体制に基づき、総務対策部長（総務課長）が次の系統で伝達する。

職員の動員伝達系統



(2)　伝達手段

ア　勤務時間内の伝達方法は、庁内放送、口頭、電話、メール等により行う。

イ　勤務時間外及び休日の伝達方法は、電話、メール等により行う。

(3)　伝達事項

ア　配備体制

イ　参集時間及び参集場所（災害対策本部設置場所、避難所等）

ウ　装備等

エ　その他必要と認める事項

３　緊急参集

職員は、勤務時間外、休日等において動員（招集）の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の情報により所属の長と連絡の上、又は自らの判断により直ちに所属又はあらかじめ指定された場所に参集し、配備につく。

(1)　災害対策本部が設置された場合は、電話、メール等により周知させるものとし、職員がこの旨を知った場合は、直ちに参集する。

(2)　地震及び津波災害が発生した際は自主参集基準に基づき、職員は、動員（招集）の指示を待つことなく、できる限り早期に参集できる有効な手段を用いて参集する。

(3)　通信の途絶等により連絡がとれない場合は、自らの判断により参集する。

４　参集状況の報告と安否確認

職員は、参集途上において、被災状況、災害情報の収集に努め、その情報を動員先の所属長に報告する。

各対策部長は、職員の参集状況を記録するとともに、職員や家族の安否確認を併せて行い、総務対策部長を通じて本部長に報告する。

資料編〔様式〕	・職員参集状況報告書（別記第１号様式） ・職員等安否確認調査票（別記第２号様式）

５　応援要請

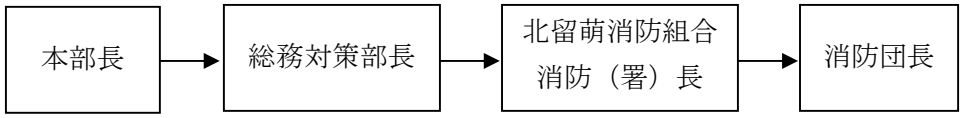
各対策部班の職員が不足する場合、当該部長は、本部長に対して他対策部班からの応援要請を行うことができる。

本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の対策部又は班に対し、種別の異なる指令をすることができる。

６　消防機関に対する伝達

災害対策本部が設置された場合、その配備体制についての消防機関への伝達は次により行う。

消防機関への伝達系統



第２編　風水害等対策編

第１章　災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、町は、災害予防責任者の組織を通じて相互に協力し、災害発生の未然防止のため、必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

また、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。

さらに、町域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域等」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、災害危険区域等における災害予防策を講ずる。

第１節　防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

第１　基本方針

町は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、次の事項に留意の上、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修及び実践的な訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

１　実施する内容

(1)　教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施する。

(2)　住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難勧告等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。

(3)　過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

(4)　地域の防災活動におけるリーダーの育成に努める。

２　配慮すべき事項

(1)　東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努めること。

(2)　要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。

(3)　公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図ること。

(4)　地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(5)　各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

(6)　防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

(7)　防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

３　普及・啓発の手段

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

(1)　各種防災訓練の参加普及
(2)　ラジオ、テレビの活用
(3)　インターネット（町ホームページ等）、ＳＮＳの活用
(4)　新聞、広報誌等の活用
(5)　映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
(6)　広報車両の利用
(7)　テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
(8)　防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
(9)　学校教育の場の活用
(10)　その他

４　普及・啓発及び教育を要する事項

(1)　地域防災計画の概要
(2)　災害に対する一般的知識
(3)　災害の予防措置
　ア　自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
　イ　防災の心得
　ウ　火災予防の心得
　エ　台風襲来時の家庭の保全方法
　オ　農作物の災害予防事前措置
　カ　船舶等の避難措置
　キ　その他
(4)　災害の応急措置
　ア　災害対策の組織、編成、分掌事項
　イ　災害の調査及び報告の要領・方法
　ウ　防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
　エ　災害時の心得
　　(ｱ)　（家庭内、組織内の）連絡体制
　　(ｲ)　気象情報の種別と対策
　　(ｳ)　避難時の心得
　　(ｴ)　被災世帯の心得
(5)　災害復旧措置
　ア　被災農作物に対する応急措置
　イ　その他
(6)　その他必要な事項

第２　職員に対する防災教育の推進

町は、職員に対し、的確かつ円滑な防災対策を推進するため、研修会、防災訓練等を通じ教育を行うよう努める。

第３　学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

１　学校における防災教育の推進

学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

(1)　教職員に対する防災教育の充実

教育委員会は、児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、学校長に対し、教職員への教育を行うよう指導するなど、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。

また、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

(2)　児童生徒等に対する防災教育

学校長は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保等、防災に関する教育の充実に努める。

なお、防災教育の実施に当たっては、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。

２　社会教育を通じての啓発

教育委員会は、社会教育において、女性団体、PTA、青少年団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第４　住民、企業等への防災知識の普及・啓発

町は、住民に対し、あらゆる機会を活用して防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育を推進し、防災意識の高揚に努める。

また、企業に対し、職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう防災力の向上に努める。

第５　防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

町は、防災上重要な施設の管理者等に対し、発災時における行動、避難誘導について配慮すべき事項、要配慮者に対する配慮等、施設管理者等のとるべき措置について、知識の普及に努める。

また、防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するなど、防災力の向上に努める。

第６　普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第２節　防災訓練計画

第１　基本方針

町は、災害応急対策を円滑かつ迅速に実施するため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

また、災害応急対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

訓練の実施に当たっては、訓練計画を作成し、単独又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとし、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

第２　訓練の種別

町は、災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施する。

１　図上訓練

各種災害に対処するため、災害応急対策訓練を図上において実施する。

２　実施訓練

訓練の成果を最も効果的にするために、次の実施訓練を行う。

(1)　水防訓練

水防工法、樋門等の操作、水位・雨量観測、一般住民の動員、水防資機材の輸送、広報・通報伝達などのほか、北留萌消防組合に要請して消防職員及び消防団員の動員を折り込んだ訓練を実施する。

(2)　消防訓練

北留萌消防組合の出動、隣接町村の応援要請、避難・立退き、救出救助・消火の指揮系統の確立、広報・情報連絡等を折り込んだ訓練を実施する。

(3)　避難訓練

水防訓練、消防訓練と合わせて、避難の指示・伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水・給食等を折り込んだ訓練を実施する。

また、土砂災害（特別）警戒区域及び土砂災害警戒箇所を重点とし、住民の早めの積極的な避難を促進するため、次の事項に留意し、土砂災害に備えたより実践的な訓練を実施する。

ア　避難勧告等の早期判断（道等からの情報提供・助言を含む。）及び情報の受伝達

イ　天候や時間帯などの状況に応じた住民の的確な避難行動（避難場所の選択、外出が危険な場合の屋内安全確保措置等）

ウ　避難誘導体制及び救助体制の整備

(4)　災害通信訓練

主通信・副通信をそれぞれ組み合わせ、あらゆる想定の下に訓練を実施する。

(5)　非常招集訓練

災害対策本部の各対策部員、北留萌消防組合の招集訓練を行う。

(6)　総合訓練
あらゆる災害を想定して、これらの訓練を包括した総合訓練を実施する。

(7)　その他災害に関する訓練
その他必要に応じて災害に関する訓練を実施する。

第３　相互応援協定に基づく訓練

町は、道、防災関係機関等の協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施する。

第４　民間団体等との連携

町は、道、防災関係機関等の支援協力の下、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組機、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施する。

第５　複合災害に対応した訓練の実施

町は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

第３節　物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

第１　基本方針

町及び関係機関は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他物資の確保、及び災害発生時に応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるも。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるも。

第２　食料その他の物資の確保

(1)　町は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、概ね発災から３日目までに必要な数量（住民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。

〔備蓄品の例〕

食料・・・・・・米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク
飲料水・・・・・ペットボトル水
生活必需品・・・毛布、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用）
衛生用品・・・・マスク、消毒液
燃料・・・・・・ガソリン、灯油
その他・・・・・トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋

(2)　町は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第３　防災資機材の整備

町及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図る。また、町は、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努め、関係機関は町の整備の取組を支援し、補完する。

第４　備蓄倉庫等の整備

町は、防災資機材倉庫の整備に努めるとともに、緊急物資運搬拠点として、オープンスペースの確保等に努める。

資料編〔物資・資機材・施設〕	・防災資機材・救援備蓄物資保有状況（資料５－１）
	・主要食料調達先施設（資料５－４）
資料編〔条例・協定等〕	・公共的団体等との防災協定一覧（資料８－８）

第４節　相互応援（受援）体制整備計画

第１　基本方針

町は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、応援又は受援を必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努める。

このため、平常時から防災関係機関と相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努める。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類及び被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

第２　相互応援（受援）体制の整備

町は、道や他市町村への応援要求又は他市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。

また、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、後方支援基地を位置付けるなど、必要な準備の整備に努める。

なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

第３　災害時におけるボランティア活動の環境整備

(1)　町は、平常時から地域団体、ＮＰＯ、ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ＮＰＯ・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討する。

(2)　町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、羽幌町社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

(3)　町は、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

(4)　町は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

資料編〔条例・協定等〕　　・公共的団体等との防災協定一覧（資料８－８）

第５節　自主防災組織の育成等に関する計画

第１　基本方針

町は、災害発生の防止及び災害発生時の被害軽減を図るため、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神の下、地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進するものとし、その際、女性の参画の促進に努める。

第２　地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努める。

第３　事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置等の育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第４　自主防災組織の編成

自主防災組織は、その機能を十分に発揮するために、あらかじめそれぞれの組織内において、役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

１　自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携の下に活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。

２　他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

第５　自主防災組織の活動

１　平常時の活動

(1)　防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、自主防災組織は、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2)　防災訓練の実施

自主防災組織は、災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得

する。訓練には、個別訓練とこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練としては次のようなものが考えられる。

なお、訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

ア　情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を迅速かつ正確に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ　消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため、消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ　避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ　救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ　図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用し、想定される災害に対して地区の防災上の弱点等を見いだし、それに対処する避難方法等を地域で検討し、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

(3)　防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4)　防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

２　非常時及び災害時の活動

(1)　情報の収集・伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。このため、あらかじめ次の事項を決めておくものとする。

ア　連絡をとる防災関係機関

イ　防災関係機関との連絡のための手段

ウ　防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

(2)　出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

(3)　救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報すると

ともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努める。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。

(4)　避難の実施

町長等から避難勧告、避難指示（緊急）や避難行動に時間を要する要配慮者・支援者などに対する避難準備･高齢者等避難開始が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、町内会や自治会等地域住民の協力の下、早期に避難誘導を実施する。

(5)　指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（Ｄｏはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

(6)　給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第６　自主防災組織の育成指導

自主防災組織の設置若しくはその活動において、防災知識や技術を身につけた指導的役割を果たす人材が必要不可欠であることから、町は、地域における自主防災活動の中心となる人材の養成に努めるとともに、地域の防災活動におけるリーダーとの緊密な連携、協力体制の確立を図る。

資料編〔防災組織〕　　・自主防災組織の結成状況（資料１－６）

第６節　避難体制整備計画

第１　基本方針

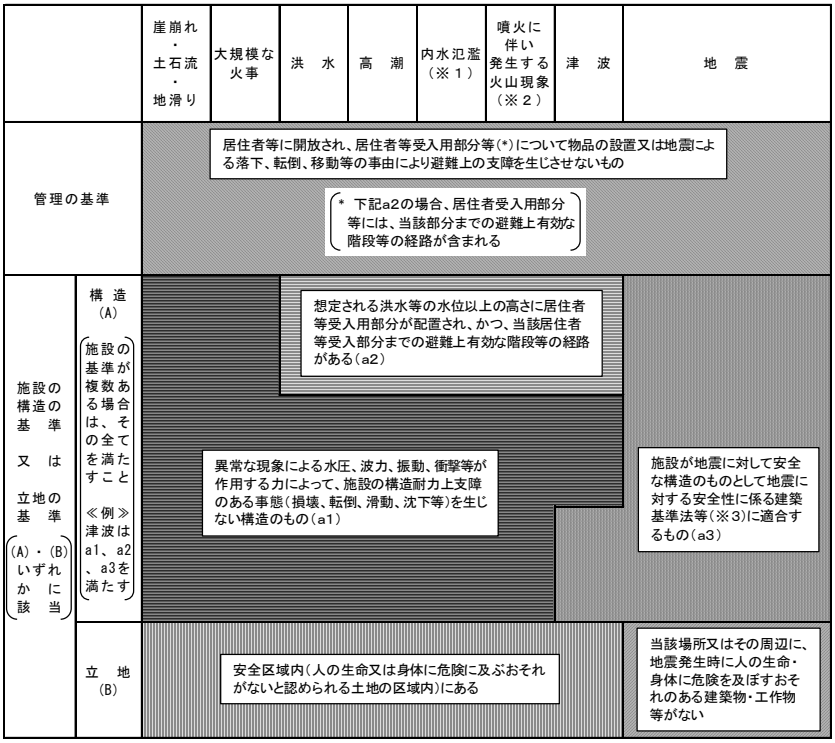
町は、災害から住民の生命及び身体を保護するための指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の確保及び整備等に努めるものとし、その際、要配慮者についても十分考慮する。

第２　指定緊急避難場所の確保等

１　町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質、施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。その際、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設ける。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等へ周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

指定緊急避難場所の指定基準



※１　一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水
※２　火砕流、溶岩流、噴石、泥流等
※３　建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定

（資料：道地域防災計画）

２　町は、学校を指定緊急避難場所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

３　指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により、当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。

４　町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消す。

５　町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

資料編〔物資・資機材・施設〕　　・避難施設（資料５－２）

第３　避難所の確保等

１　町は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

条件	内　　容
規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

２　町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあっては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。

(1)　要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

(2)　災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。

(3)　災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

３　町は、指定避難所の指定に当たっては、次の事項について対応するよう努める。

(1)　指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくこと。

(2)　老人福祉センターや社会福祉施設等の施設を活用し、指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、指定避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定すること。

(3)　町は、学校を指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮し、

施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。

(4)　町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

(5)　町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

4　指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。

5　町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消す。

6　町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

資料編〔物資・資機材・施設〕　　・避難施設（資料５－２）

第４　避難誘導体制の構築

町は、避難者の誘導を安全かつ迅速に行うことができるよう、次のとおり避難誘導体制の整備に努める。

1　大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置するなど、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

2　指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知にも努める。

3　避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

4　大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、道と連携の下、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、運送事業者等と被災者の運送に関する協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努める。

5　学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

6　小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努める。

7　指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切

に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

第５　避難計画の策定等

１　避難勧告等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町は、適時・適切に避難指示（緊急）、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始（以下この項において「避難勧告等」という。）を発令するため、あらかじめ避難勧告等の具体的な判断基準（発令基準）を策定する。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難勧告等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難勧告等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努める。そして、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努める。

２　防災マップ・ハザードマップ等の整備及び住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

ハザードマップ等の配付又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親せき・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

３　避難計画の策定

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて、避難体制の確立に努める。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時から、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努める。

(1)　避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始を発令する基準及び伝達方法
(2)　指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
(3)　指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地等については、観光客対策を含む。）
(4)　避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
(5)　指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
ア　給水、給食措置
イ　毛布、寝具等の支給
ウ　衣料、日用必需品の支給
エ　暖房及び発電機用燃料の確保
オ　負傷者に対する応急救護

(6)　指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項

ア　避難中の秩序保持

イ　住民の避難状況の把握

ウ　避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知・伝達

エ　避難住民に対する各種相談業務

(7)　避難に関する広報

ア　防災情報伝達システム（戸別受信機、スマートフォンアプリ、離島屋外スピーカー等）による周知

イ　消防サイレン用スピーカーによる周知

ウ　緊急速報メールによる周知

エ　広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知

オ　避難誘導者による現地広報

カ　住民組織を通じた広報

４　被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種災害応急対策等の業務が錯そうし、居住者や指定避難所への受入状況等の把握に支障を生じることが想定される。

このため、町は、指定避難所における入所者登録等の重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、個人データの取扱いに十分留意しながら、災害時用の住民台帳（データベース）などを作成し、避難状況を把握することも検討する。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

第６　防災上重要な施設の管理等

１　学校、医療機関及び社会福祉施設

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意して、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期する。

(1)　避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）

(2)　経路

(3)　移送の方法

(4)　時期及び誘導並びにその指示伝達の方法

(5)　保健、衛生及び給食等の実施方法

(6)　暖房及び発電機の燃料確保の方法

２　要配慮者利用施設

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

第７　公共用地等の有効活用への配慮

町は、道等と相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進

に当たり、公共用地等の有効活用に配慮する。

第７節　避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

第１　基本方針

災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

なお、避難行動要支援者等の要配慮者に対する避難支援については、別に定める「羽幌町避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」により、支援体制を整備する。

第２　安全対策

１　町の対策

町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、次の事項に配慮の上、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成を行うとともに、定期的に更新をし、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報の適切な管理に努める。

また、消防、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している羽幌町社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援体制の整備を推進する。

(1)　要配慮者の実態把握

町は、要配慮者について、町の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握する。

(2)　避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（避難行動要支援者）について、次の事項に留意の上、避難行動要支援者名簿を作成する。

ア　避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者は、次のいずれかに該当する者とする（施設入所者、長期入院者等を除く。）。

(ｱ)　要介護３～５を受けている者

(ｲ)　身体障害者手帳１又は２級を所持する者

(ｳ)　療育手帳 A 判定を所持する者

(ｴ)　精神障害者保健福祉手帳１級を所持する者

(ｵ)　その他支援が必要と認められる者

(ｶ)　その他主管部局（総務部局、福祉部局、町民部局、各支所）が必要と認める者

イ　避難行動要支援者名簿に記載する情報

避難行動要支援者名簿には、次の個人情報を記載し、又は記録する。

(ｱ)　氏名（ふりがな）
(ｲ)　生年月日（年齢）
(ｳ)　性別
(ｴ)　郵便番号
(ｵ)　住所又は居所
(ｶ)　避難支援等を必要とする事由
(ｷ)　その他必要な情報

ウ　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

(ｱ)　町における情報の集約

町長は、基本法第 49 条の 10 第３項に基づき、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができる。

避難行動要支援者名簿の作成に当たっては、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、町の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。

(ｲ)　道等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

エ　避難行動要支援者名簿の更新及び情報共有

避難行動要支援者名簿の情報については、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を町、避難支援等関係者間で共有する。

なお、災害時には、本人同意がなくとも名簿情報を提供できることについて留意する。

(3)　避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者又は町の条例の定めにより、あらかじめ避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し、必要な措置を講ずる。

避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供に当たっては、同意を得る際に十分な説明を行うほか、同意能力のない者に対しては、家族等の第三者による意思確認等、必要な配慮を行う。

なお、避難行動要支援者名簿は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長が、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(4)　個人情報の漏えいを防止するための措置

町は、避難行動要支援者名簿の個人情報を適正に管理するため、次に掲げる措置を講ずる。

ア　避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる避難支援

等関係者に限り提供する。

イ　提供した名簿が必要以上に複製されないよう指導するなど、名簿の提供を受ける者に対して名簿の情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求める。

ウ　名簿情報を提供することに同意しない者については、町内部でのみ名簿情報を利用する。ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため、特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者の同意を得ることなく、避難支援等の実施に必要な限度において、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供する。

なお、この場合においても、上記イで定める措置のほか、廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求める。

(5)　個別計画の策定

町は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別計画を策定するよう努める。

(6)　避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

なお、避難訓練の際には、避難行動要支援者の参加を呼びかけるとともに、避難行動要支援者の支援活動の中心となるヘルパー等の福祉活動に従事する者や近隣の地域住民、ボランテイア組織、町内会等地域組織の育成に努める。

(7)　福祉避難所の指定

町は、老人福祉センターや社会福祉施設等の施設を活用し、指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

２　社会福祉施設等の対策

(1)　防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

(2)　組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。特に、夜間における北留萌消防組合等への通報連絡や入所者の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3)　緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、北留萌消防組合等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

(4)　防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的に実施する。

また、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努める。

資料編〔物資・資機材・施設〕　　・要配慮者関連施設（資料５－６）

第３　外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、道と連携の下、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

1　多言語による広報の充実
2　指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
3　外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
4　外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第８節　情報収集・伝達体制整備計画

第１　基本方針

町は、情報等の収集及び連絡を迅速かつ的確に行うため、災害発生時に対処する体制を整備するとともに、災害発生時における通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備等の整備を推進する。

第２　情報収集・伝達体制の整備

町は、防災関係機関と連携の下、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛生携帯電話等により、当該地域と双方向での情報連絡体制が確保できるよう留意する。

第３　通信施設の整備の強化等

１　町は、災害時において停電の発生も想定し、迅速かつ正確な情報の収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努める。特に、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線通信システムの整備を図るとともに、ＩＰ通信網等の有線通信システムや携帯電話、衛生携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

また、電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

なお、地域衛生通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、国、道、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。

２　町は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

なお、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

３　町は、情報通信手段の施設について、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行う等して、運用管理体制の整備を図る。

４　町は、無線通信システムの運用において、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施する。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努める。

５　町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。

なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努める。

第９節　建築物災害予防計画

第１　基本方針

市街地は火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、町は、建築物の不燃化を図るなど、都市防火の効果を高める様々な対策の推進に努める。

また、強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、強風による落下物の防止対策及び敷地の安全性の確保・建築物の浸水対策を講ずる。

第２　市街地建築物の不燃化

町は、道の情報提供を受け、必要に応じて建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とし、不燃化対策を講ずる。

第３　建築物の安全性の向上

町は、建築物に係る屋根材、看板等の飛散・落下防止のための点検・整備の実施を啓発し、問題のある施設について、その修理・改修を推進する。

第４　がけ地に近接する建築物の防災対策

国及び町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、各種制度を活用し、安全な場所への移転促進を図る。

また、国、道及び町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を推進する。

第５　文化財の災害予防

各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

第 10 節　消防計画

第１　基本方針

町は、火災の発生を未然に予防し、又は火災による被害の拡大を防止するため、北留萌消防組合と連携して防火思想の普及・啓発を図り、防火対象物等に対する予防措置を講ずるとともに、消防団員の教養訓練等に努め、消防力の強化・拡充を図る。

なお、被害軽減に寄与するための必要な事項については、別に定める「北留萌消防組合消防計画」による。

第２　消防体制の整備

消防の任務は、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことにある。

北留萌消防組合は、消防の任務を遂行するため、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう消防計画の一層の充実を図る。

また、将来人口が減少する中で、複雑多様化、大規模化する災害に対応可能な消防体制を確立するため、「第三次北海道消防広域化推進計画」を踏まえながら、消防の広域化を推進するなど、消防の対応力強化に努める。

第３　消防力の整備

北留萌消防組合は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努める。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

第４　消防職員及び消防団員の教育訓練

北留萌消防組合は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校等において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

第５　広域消防応援体制

町及び北留萌消防組合は、相互に連携の下、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、他の消防機関、近隣市町村等と相互に応援できる体制を整備する。

資料編〔消防〕	・消防力の現況（資料２－１）

第 11 節　水害予防計画

第１　基本方針

町は、水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るため、道、北留萌消防組合、水防協力団体等、各機関相互の円滑な連携の下、予防対策上必要な措置等を講ずる。

第２　予防対策

町は、洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進する。特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備する。

また、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。

さらに、次のとおり、警戒避難体制の整備を図る。

１　気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、広報車、消防サイレン用スピーカー、防災情報伝達システム（戸別受信機、スマートフォンアプリ、離島屋外スピーカー等）、町ホームページ、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。

２　洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるとともに、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる（平成30年4月1日現在、本町に浸水想定区域の指定はなし。）。

(1)　洪水予報、水位到達情報の伝達方法

(2)　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(3)　防災訓練として行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

(4)　洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

ア　地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数のものが利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

イ　要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ウ　大規模な工場その他の施設（上記(1)又は(2)に掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場

等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出があった施設に限る。）

３　本計画において上記２(4)に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める者へ洪水予報等の伝達方法を定める。

(1)　地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）　所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員

(2)　要配慮者利用施設　所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）

(3)　大規模な工場その他の施設　所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）

４　法第 15 条の 11 の規定により、町長は、区域内に存する河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知しなければならない。

５　町は、水防法に基づき指定した排水施設等において、想定し得る最大規模の降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排水できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

資料編〔災害危険区域等〕　　・重要水防箇所（資料４－１）

第３　局地的集中豪雨対策

町は、近年多発している局地的集中豪雨に対応するため、次のとおり必要な対策を講ずる。

１　気象情報等の収集と活用

局地的集中豪雨は、降る時間や場所を事前に予測することが難しいため、大雨・洪水警報の発表時はもちろん、大雨・洪水の注意報が発表された段階から、雨域や時間雨量、河川の水位など、周辺エリアの気象情報等の収集を図り、活用することが重要となるため、携帯電話によるエリアメールや北海道防災情報システムのメールサービス等各種のメール配信サービスをはじめ、インターネットなどを広く住民が活用できるように、周知・広報する。

２　警戒体制の整備

局地的集中豪雨による事故の未然防止や事故発生時の救助体制の確認のため、次の事項について警戒し、必要な対応を行う。

(1)　各地域の雨量の動きや降水量の把握

(2)　局地的豪雨が発生した場合における「浸水又は水位上昇」などにより事故発生が予想される地域の警戒

３　工事現場等での安全対策

工事現場等において、短時間に局地的な集中豪雨によって危険が予想される箇所の安全対策について、次の観点から請負業者を指導する。

(1)　雨天時の工事中止等の検討
(2)　気象情報等の取得体制の強化とその活用
(3)　避難行動の事前確認の徹底
(4)　作業現場及び周辺の点検

４　施設管理者等の安全対策

管理する施設等について、次の点に配慮して、局地的集中豪雨に対する安全対策を講ずる。

(1)　気象情報の迅速な収集と活用
(2)　道路法面などの危険箇所の警戒や対応
(3)　早期の道路の通行規制

第４　水防計画

本計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下、本節において「法」という。）第33条第１項の規定に基づき、町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

１　水防の責任と義務等

(1)　水防の責任と義務

ア　水防管理団体（町）の責任

水防管理団体（町）は、法第３条の規定に基づき、指定水防管理団体として町域内における水防を十分果たす責任を有する。

イ　水防管理者（町長）の責任

水防管理者（町長）は、洪水等のおそれがあることを自ら知り、又は水防上必要があると認めるときは、本計画の定めるところにより消防機関等を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

ウ　居住者等の義務

町域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、法第 24 条の規定に基づき、水害が予想される場合は水防に協力し、又は水防に従事する。

(2)　津波における留意事項

津波には「遠地津波」と「近地津波」があり、その津波の種別により、到達時間に差異があり、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある一方、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間が掛かる場合は、水防活動従事者の避難以外の行動が取れないことが多い。したがって、あくまでも水防活動従事者自身が安全に退避するために必要な時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

(3)　安全配慮

水防活動従事者は、洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、次のとおり水防活動従事者自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。

なお、避難誘導や水防作業の際も、同様とする。

ア　水防活動時にはライフジャケットを着用する。

イ　水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。

ウ　水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

エ　指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。

オ　水防活動は、原則として複数人で行う。

カ　水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。

キ　指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。

ク　指揮者は、水防団員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。

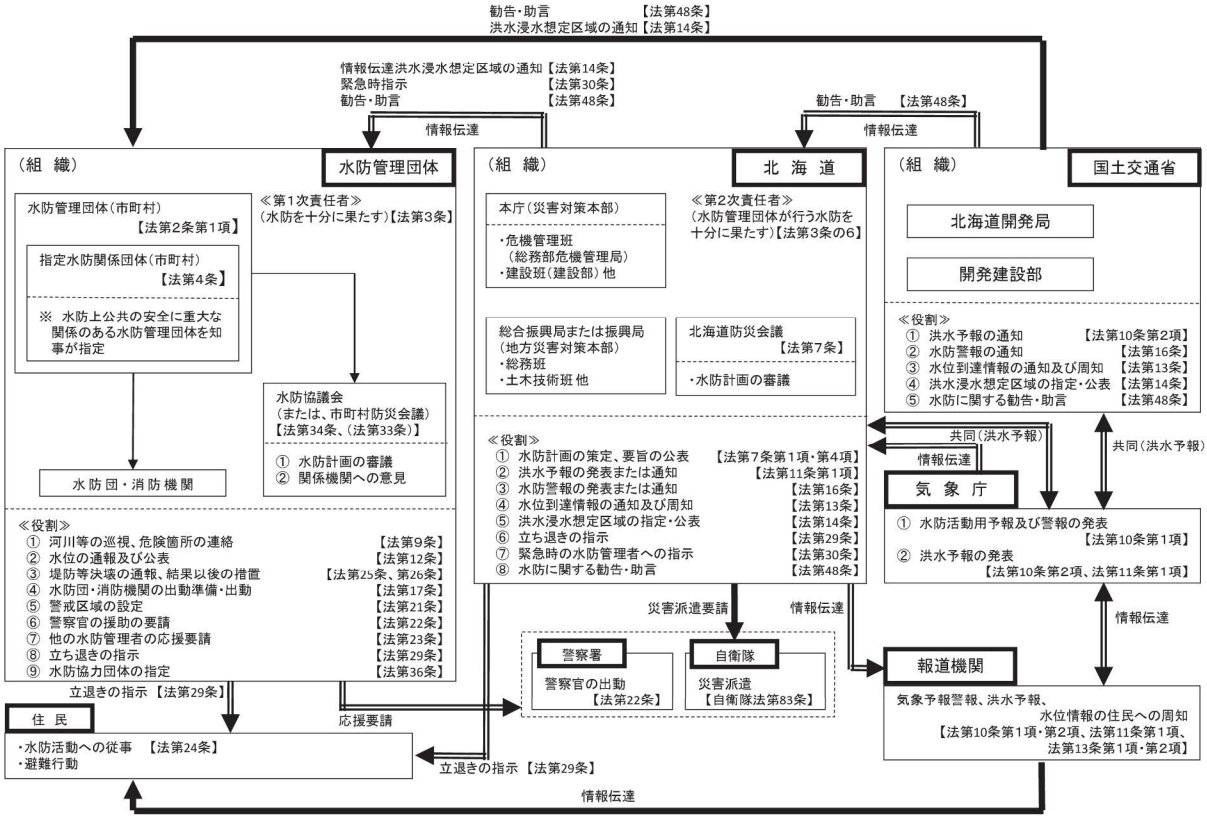
ケ　指揮者は、活動中の不測の事態に備え、避難方法、避難場所、避難を指示する合図等を事前に徹底する。

コ　津波浸水想定の区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。

サ　出水期前に、水防団員を対象とした安全確保のための研修を実施する。

（参　考　図）

水　防　法　に　定　め　る　各　機　関　の　役　割



２　水防管理者等の情報収集

(1)　気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集

水防管理者又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努める。

水防管理者又は水防に関係ある機関は、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水及び高潮のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている市町村向けの「防災情報提供システム（気象庁）」や「市町村向け川の防災情報（国土交通省）」、一般向けの「川の防災情報（国土交通省）」、テレビ、ラジオ等を活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努める。

(2)　潮位の観測等

水防管理者は、高潮のおそれがあると認められるときは、風向、風速及び潮位を観測する。

なお、観測事項の主なものは、次のとおりである。

ア　風向、風速（平均）の概要

イ　潮位と防潮堤防の上端の高さとの差

ウ　波高（潮位の高さの平均から波頭までの高さ）及び防潮堤の上端までの余裕

３　水門等の操作

(1)　河川区間の水門等（洪水）

水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努める。

また、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行う。

(2)　河口部の水門等（津波・高潮）

河口部の水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努める。

また、大津波警報、津波警報が発令された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にした上で、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行う。

(3)　操作の連絡

水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、水門等の操作についての情報を必要に応じて関係機関に迅速に連絡する。

(4)　連絡系統

連絡系統については各施設の操作規則等に基づき連絡する。

４　通信連絡

(1)　水防通信網の確保

ア　通信連絡施設等の整備強化

町は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるとともに、電話不通時に備えて対策を講じておくものとする。

イ　連絡責任者

水防管理団体及び水防に関係のある機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性に鑑み、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ関係のある水防管理団体及び関係機関に通知しておくものとする。

(2)　「災害時優先通信」の利用

ア　災害時優先通信の取扱い

災害時により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時には約 90%以上の制限が行われることがある。）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。

これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第 27 条第２項及び電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)に基づき災害時優先通信を利用することができる。

イ　災害時優先通信の申込方法

利用に当たっては、電気通信事業者（各電話会社等）へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

(3)　電気通信設備の優先利用等

法第27条第２項の規定により、北海道開発局長、知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は次に掲げる専用通信施設を使用することができる。

ア　北海道総合行政情報ネットワーク

イ　北海道警察通信施設

ウ　北海道電力(株)通信施設

エ　北海道開発局通信施設

オ　第一管区海上保安本部通信施設

カ　自衛隊通信施設

５　水防施設及び輸送

(1)　水防倉庫及び水防資機材

町は、重要水防箇所に、必要に応じて水防倉庫又は代用備蓄場を整備し、重要水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資機材の種類・数量を備えておくものとする。

水防倉庫は、１棟面積33㎡を目安とし、水防倉庫１棟33㎡当たりの水防資機材の備蓄基準は、おおむね次のとおりである。ただし、水防管理者が地勢その他の状況により必要があると認めるときは、その数量を増減することができる。

また、水防管理者は、水防資機材の確保のため、その区域内において水防用資機材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資機材の使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充する。

水防倉庫１棟 33 ㎡当たりの水防資機材備蓄基準

品名	数量	摘要	品名	数量	摘要	品名	数量	摘要
掛　矢	10 丁		照 明 灯	10 組		土 の う	3,000 枚	フルコン土のうを含む。
鋸	10 丁		丸太	100 本	1.2m			
斧	10 丁		〃	50 本	2ｍ			
スコップ	50 丁		〃	50 本	1.6m～	ロ ー プ	37.5 kg	
蛸　槌	5丁				9.9m	シ ー ト	100 枚	
鎌	20 丁		し　の	6丁		鉄　線	80 kg	
ツルハシ	10 丁		竹　釘	12 本		ペ ン チ	5丁	

(2)　輸送の確保

水防管理者は、水防資機材の調達及び作業員等の輸送を確保するため、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

６　巡視、警戒及び重要水防箇所

(1)　巡視及び警戒

ア　河川等の巡視

法第９条の規定により、水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求める。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に通知する。

河川等の管理者及びため池その他これに準ずる施設の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知する。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができる。この際、水防団体等が立会又は共同で行うことが望ましい。

イ　非常警戒

水防管理者、消防機関等の長は、非常配備を指令したときは、水防に関係ある機関に対し通知するとともに、重要水防箇所の監視及び警戒を厳重に行う。

また、異常を発見したときは直ちに留萌振興局長及び河川管理者に報告するとともに、速やかに水防作業を実施しなければならない。

なお、監視に当たり、特に注意すべき事項は次のとおりである。

(ｱ)　居住地側堤防斜面の漏水又は堤防内の浸透水の飽和による亀裂及び崩れ

(ｲ)　川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は一部流出（崩壊）

(ｳ)　堤防上面の亀裂又は沈下

(ｴ)　堤防から水があふれている状況

(ｵ)　（排・取）水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締り具合

(ｶ)　橋梁その他の構築物と取付部分の異常

(ｷ)　ため池については、次の事項に注意する。

a　堤体の漏水、亀裂及び法崩れ

b　樋管の漏水による亀裂及び法崩れ

c　取水施設、余水吐、放水路等の状態

d　流入水及び浮遊物の状況

e　周辺の地すべり等の崩落状況

(2)　重要水防箇所

水防管理者等は、重要水防箇所を中心として随時区域内の河川等の巡視を行うとともに、特に出水期前及び洪水経過後においては、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防箇所等の実態を把握しておくものとする。

７　水防組織

水防に関する組織及び水防に関する事務は、「第１編　第３章　第１節　組織計画」に定めるところに準じ、水防本部を設置して水防に関する事務を処理するものとし、水防事務の総括は総務課で行う。

８　水防活動

(1)　非常配備体制

ア　町の非常配備体制

町は、洪水の危険が予想されるときから、その危険が解消されるまでの間は、非常配備体制により水防業務を処理する。

なお、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部で水防業務を処理する。

イ　水防団及び消防機関の非常配備体制

法第 17 条の規定により、水防管理者は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとし、その基準はおおむね次のとおりである。

(ｱ)　出動準備

水防管理者は次の場合、管下水防団及び消防機関に対して出動準備をさせる。

a　水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表があり、洪水、高潮等の危険が予想されるとき。

b　河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達して、なお上昇のおそれがあって、かつ出動の必要が予測されるとき。

c　その他気象状況等により洪水、高潮の危険が予想されるとき。

d　上記のほか、水防管理者が水防上必要あると認めるとき。

(ｲ)　出動

水防管理者は、次の場合は、直ちに管下水防団及び消防機関を出動させ、警戒配置につかせるものとする。

a　河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。

b　潮位が上昇して被害のおそれがあるとき。

c　緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき。

d　上記のほか、水防管理者が水防上必要あると認めるとき。

(2)　警戒区域

ア　警戒区域の設定

法第 21 条の規定により、水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

イ　警察官の警戒区域の設定

前項の場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があった場合、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

(3)　水防作業

町は、水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し、実施する。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

(4)　緊急通行

法第19条の規定により、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しないつ上御又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。また、水防管理団体は、法第19条第1項の規定により、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(5)　避難のための立退き

災害による避難のための立退きの指示等は、次に定めるもののほか、「本編　第２章　第５節　避難対策計画」の定めるところによる。

ア　法第29条の規定により、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた道の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

なお、水防管理者が指示をする場合においては、羽幌警察署長にその旨を通知する。

イ　水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を留萌振興局長に速やかに報告する。

ウ　水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め一般に周知しておくものとする。

(6)　決壊・越水通報

ア　決壊・越水の通報

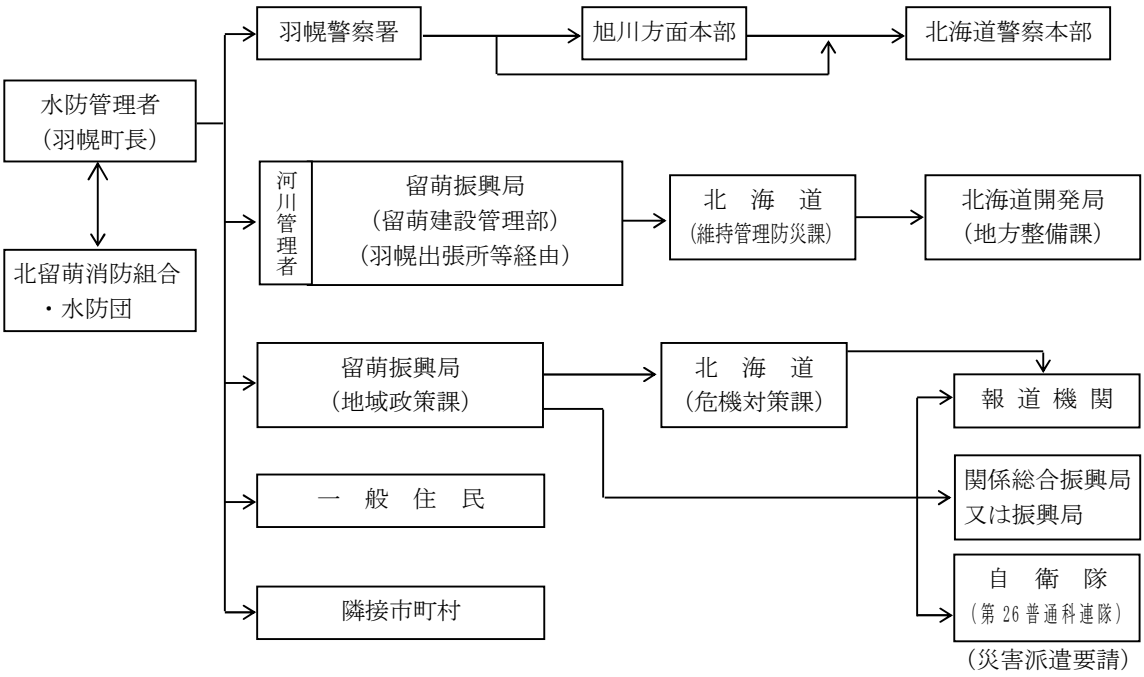
法第 25 条の規定により、水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者等は直ちに一般住民、関係

機関及び隣接市町村に通報する。

イ　決壊・越水後の措置

法第 26 条の規定により、堤防その他の施設が決壊・越水したときにおいても、水防管理者等及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

堤防等の決壊・越水通報系統図



（注）消防機関の長、水防団長は水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断した時は上記通報図に準じ、通報を行う。

(6)　水防解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は津波若しくは高潮のおそれがなくなったときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに、関係機関に通知する。

９　協力及び応援

(1)　河川管理者の協力

河川管理者（知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

ア　水防管理団体に対して、河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供

イ　重要水防箇所の合同点検の実施

ウ　水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

エ　水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の備蓄資機材の貸与

(2)　水防管理団体相互間の応援

法第23条第１項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとし、法第23条第２項の規定により、応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

水防管理者は法第23条第１項の規定による応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ

隣接の水防管理者等と相互に協定しておくものとする。

(3)　警察官の援助の要求

法第22条の規定により、水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ羽幌警察署長と協議しておくものとする。

(4)　自衛隊の災害派遣の要請の要求

自衛隊の派遣要請は、「本編　第２章　第７節　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づき、知事に対して派遣要請を依頼する。

10　水防信号、水防標識及び身分証票

(1)　水防信号

法第20条の規定により、知事の定める水防信号は、次のとおりである。

ア　第１信号　氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

イ　第２信号　水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

ウ　第３信号　当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

エ　第４信号　必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

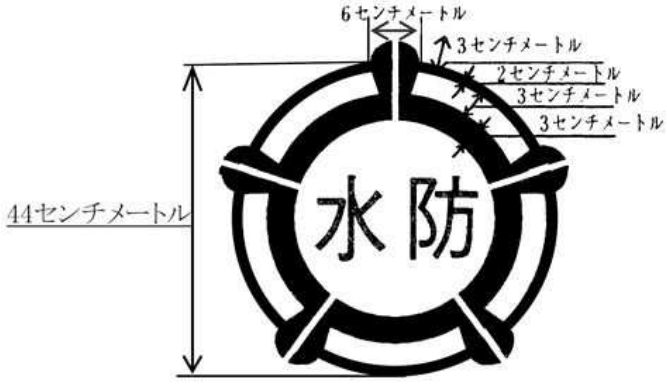
オ　地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

方法／区分	警鐘信号	サイレン信号
第１信号	○休止　○休止　○休止	約５秒 15秒　５秒 15秒　５秒 15秒 ○－休止　○－休止　○－休止
第２信号	○－○－○　○－○－○	約５秒 ６秒　５秒 ６秒　５秒 ６秒 ○－休止　○－休止　○－休止
第３信号	○－○－○－○　○－○－○－○	約10秒 ５秒　10秒 ５秒　10秒 ５秒　10秒 ５秒 ○－休止　○－休止　○－休止　○－休止
第４信号	乱　　打	約１分 ５秒 １分 ○－休止－○－

（備考）１　信号は、適宜の時間継続すること。
（備考）２　必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
（備考）３　危険が去ったときは口頭、電話、消防サイレン用スピーカー、防災情報伝達システム（戸別受信機、スマートフォンアプリ、離島屋外スピーカー等）、広報車により周知すること。

(2)　水防標識

法第18条の規定により、知事の定める水防のために出動する車両の標識は次のとおりである。



(3)　必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票

法第49条第１項及び第２項の規定により、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、道の職員の身分証票に準じて水防管理者が定める。

11　費用負担と公用負担

(1)　費用負担

町の水防に要する経費は、法第41条により町が負担する。ただし、町の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあっせんを申請する。

ア　法第23条の規定による応援のための費用

イ　法第42条の規定により、著しく利益を受ける他市町村の一部負担

(2)　公用負担

ア　公用負担

法第 28 条第１項、第２項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者等は水防の現場において次の権限を行使することができる。また、水防管理者から委任を受けた者も水防の現場に置いて、同様の権限を行使することができる。

なお、水防管理団体は法第 28 条第３項の規定により、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(ｱ)　必要な土地の一時使用

(ｲ)　土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用

(ｳ)　車両その他の運搬用機器の使用

(ｴ)　排水用機器の使用

(ｵ)　工作物その他の障害物の処分

イ　公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者等にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、別記様式で定める公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

ウ　公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、別記様式に定める公用負担命令票を２通作成し、その１通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付する。

エ　損失補償

法第 28 条第２項の規定により、水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

12　水防報告

(1)　水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに留萌振興局長に報告する。

ア　水防団及び消防機関を出動させたとき。

イ　他の水防管理団体に応援を求めたとき。

ウ　その他報告を必要と認める事態が発生したとき。

(2)　水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、遅滞なく記録を整理し、次の調査対象期間ごとに水防活動実施報告書を作成の上、所定の期日までに留萌振興局長に報告する。

【調査対象期間】１月～５月、６月～７月、８月～９月、10 月～12 月

13　水防訓練

町は、法第35条の規定により、毎年水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図る。

14　水防に従事した者の災害補償

法第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合、町は、法第45条の規定により、政令で定める基準に従い、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

15　水防協力団体

(1)　水防協力団体の指定

水防管理団体は、次に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

(2)　水防協力団体の業務

ア　水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力

イ　水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供

ウ　水防に関する情報又は資料の収集、提供

エ　水防に関する調査研究

オ　水防に関する知識の普及・啓発

カ　前各号に附帯する業務

(3)　水防協力団体の水防団等との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下で、上記(2)に掲げる業務を行わなければならない。

また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加する。

16　関係施設（ダム）

施設名	水系名	河川名	設置目的	ダムの規模			貯水池の規模				設置者	管理受託者	完成年度
				堤　高 (m)	堤頂長 (m)	堤体積 (千㎥)	総貯水量 (千㎥)	有効貯水量 (千㎥)	湛水面積 (㎢)	流域面積 (㎢)			
羽幌二股ダム	羽幌川	デト二股川	かんがい用水	33.60	125	190	4,300	3,760	0.36	25.8	農林水産省	羽幌町(貯水池) オロロン土地改良区(頭首工ほか)	S53
羽幌ダム	築別川	三毛別川	かんがい用水	27.80	108.4	96	3,300	3,160	0.32	16.2	農林水産省	オロロン土地改良区	S41

資料編〔災害危険区域等〕	・重要水防箇所（資料４－１）
資料編〔物資・資機材・施設〕	・防災資機材・救援備蓄物資保有状況（資料５－１）
資料編〔様式〕	・水防報告書（別記第４号様式）
	・水防活動実施報告書（別記第４号の２様式）
	・公用負担権限委任証（別記第 37 号様式）
	・公用負担命令票（別記第 38 号様式）

第 12 節　風害予防計画

第１　基本方針

町は、風による公共施設、農耕地、農作物の災害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るため、関係機関と相互に連携し、予防対策上必要な措置等を講ずる。

第２　予防対策

町は、次のとおり、暴風等による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防措置を講ずるものとし、特に、学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。

なお、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。

１　台風による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講ずる。

２　主な落下防止対策等は、次のとおりである。

(1)　戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。

(2)　倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱の取り付け、ロープ張り、大きなすじかいの打ち付け等を行う。

(3)　煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。

(4)　電灯引込線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡する。

３　台風による農産物等の風害防止のため、農業施設等の管理者や農業生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知指導を実施する。

第３　竜巻予防の普及・啓発

町は、住民に対し、竜巻等突風のメカニズムやこれと遭遇した場合の身の守り方等についての普及・啓発を行う。竜巻から身を守る主な方法は、次のとおりである。

１　屋内にいる場合

(1)　窓を開けない。

(2)　窓から離れる。

(3)　カーテンを引く。

(4)　雨戸、シャッターを閉める。

(5)　地下室や建物の最下階に移動する。

(6)　家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する。

(7)　部屋の隅、ドア、外壁から離れる。

(8)　頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。

２　屋外にいる場合

(1)　車庫、物置、プレハブを避難場所にしない。

(2)　橋や陸橋の下に行かない。

(3)　近くの頑丈な建物に避難する。
(4)　頑丈な建物がない場合は、近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る。
(5)　飛来物に注意する。

第 13 節　雪害予防計画

第１　基本方針

町は、異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪、なだれ等による災害に対処するための予防対策及び応急対策について、「北海道雪害対策実施要綱」に定めるところにより、防災関係機関と相互の連携の下に実施する。

第２　町の体制

町は、雪害対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずる。その際、特に次の事項に十分留意する。

１　雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
２　雪害情報の連絡体制を確立すること。
３　災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
４　積雪における消防体制を確立すること。
５　雪害の発生が予測される場合において、適切な避難勧告等ができるようにしておくこと。
６　雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
７　孤立予想地域に対しては、食料、燃料等の供給対策、医療助産対策、応急教育対策を講ずること。
８　除雪機械及び通信施設の整備点検を行うこと。
９　雪捨場の設定に当たっては、交通障害及び溢水（いっすい。水があふれること。）災害等の連絡について十分な配慮をすること。

第３　排雪

町は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意する。

１　雪捨場は、交通に支障のない場所を設定することとし、やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設けるなど交通の妨げにならないよう配意する。
２　河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配意する。

第４　なだれ防止対策

町は、住民に被害を及ぼすおそれのあるなだれの発生が予想される箇所を地域住民に周知させるため、なだれの発生が予想される箇所に標示板による標示を行うなどの措置を講ずる。

資料編〔災害危険区域等〕　　・なだれ危険箇所（資料４－６）

第 14 節　融雪災害予防計画

第１　基本方針

町は、水防計画に定めるほか、融雪による河川の出水等の災害予防対策について、「北海道融雪災害対策実施要綱」に定めるところにより、防災関係機関と相互の連携の下に実施する。

第２　町の体制

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ、所要の措置を講ずる。その際、特に次の事項に十分留意する。

１　融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
２　気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
３　融雪出水、なだれ、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
４　融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
５　融雪災害時に適切な避難勧告等ができるようにしておくこと。
６　災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
７　水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
８　道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
９　融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

第３　気象情報の把握

町は、融雪期においては、気象台の気象警報等により地域内の降雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等、気象状況に留意し、融雪出水の予測に努める。

第４　融雪出水対策

町は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、併せて樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図る。

第５　なだれ等対策

町は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、地域住民、児童生徒及びドライバーに対する広報活動を積極的に行う。

また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保

ち、迅速に管理する道路の通行規制等の措置を講ずる。

第６　交通の確保

町は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図る。

第７　水防資機材の整備、点検

町は、水防活動を迅速かつ効率的にするため、融雪出水前に現有水防資機材の整備点検を行うとともに、関係機関及び資機材手持ち業者等とも十分な打合せを行い、資機材の効率的な活用を図る。

第８　住民に対する水防思想の普及徹底

町は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努める。

第 15 節　高波、高潮災害予防計画

第１　基本方針

町は、高波、高潮による災害の予防対策について必要な措置を講ずる。

第２　予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施する。

１　高潮警報等を迅速に住民に伝達するため、関係機関の協力を得つつ、次のとおり伝達手段の多重化・多様化を図る。

(1)　広報車
(2)　消防サイレン用スピーカー、防災情報伝達システム（戸別受信機、スマートフォンアプリ、離島屋外スピーカー等）
(3)　北海道防災情報システム
(4)　全国瞬時警報システム（J-ALERT）
(5)　町ホームページ
(6)　テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）
(7)　携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等

２　高波、高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るとともに、住民に対し、高波、高潮、津波等危険区域の周知に努める。

３　高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。

資料編〔災害危険区域等〕　　・高波・高潮・津波等危険区域（資料４－５）

第 16 節　土砂災害予防計画

第１　基本方針

町は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所について、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。

第２　土砂災害警戒避難体制の整備

１　土砂災害警戒区域等の指定等

道は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等を指定する。

町は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、土砂災害防止法第８条の定めに基づき、当該区域ごとに次の事項を定めるとともに、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等ソフト対策を進める。

(1)　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
(2)　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
(3)　基本法第48条第１項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
(4)　警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
(5)　救助に関する事項
(6)　前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

２　土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の周知

町は、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所及び土石流危険渓流（以下「土砂災害危険箇所」という。）及び土砂災害警戒区域等の土砂災害のおそれがある箇所について把握し、その状況や避難場所等について地域住民に周知するよう努める。特に、土砂災害警戒区域等においては、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

３　土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の巡回点検

日頃から土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の状況を把握し、梅雨時期や台風期には、町及び北留萌消防組合において巡回点検を行い、その状況を地域住民に周知するなど必要な措置を講ずる。

また、斜面等の異常・急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）、河川等の異常（山鳴、

水位の急激な減少、急激な濁り等）が発生した場合は、速やかに住民に周知し、避難を呼びかけるとともに、住民自身による防災措置（異常報告、自主避難、不安定な土壌・浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

４　土砂災害警戒情報等の伝達

土砂災害警戒情報等の伝達系統は、「本編　第２章　第１節　気象等に関する情報の伝達計画」及び「本編　第２章　第２節　災害情報収集・伝達計画」に準ずる。

なお、土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象ではないことに留意する。

５　避難体制の整備

土砂災害は、降雨との関係で発生する可能性が高く、気象等に関する情報に注意する必要がある。

町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に、土砂災害警戒区域等を単位として、直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。なお、避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報等と道が提供する土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報において危険度が高まっている領域が重なった区域等を基本として総合的に判断する。

また、避難勧告等を行う際に、国又は道に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

なお、警戒区域ごとの情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項は、本計画の各節で記載されている事項のほか、資料編「土砂災害（特別）警戒区域（資料４－２）」で示すとおりである。

６　多様な手段による避難情報等の伝達

町は、避難指示（緊急）、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始を的確に伝達するため、町及び北留萌消防組合の広報車、消防サイレン用スピーカー、防災情報伝達システム（戸別受信機、スマートフォンアプリ、離島屋外スピーカー等）、インターネット等多様な情報伝達手段を使用するとともに、報道機関による報道により、地域住民に確実に伝達し、当該区域住民の安全確保を図る。

なお、要配慮者が利用する福祉施設等に対しては、特に緊急時の避難情報の伝達・周知体制を確立し、迅速かつ安全な避難誘導を図る。

７　土砂災害緊急情報の活用

国土交通省及び道は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法第26条及び第27条に基づき、緊急調査を行い、その結果に基づき、当該土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を土砂災害防止法第29条により関係市町村へ通知するとともに、一般住民に周知することとしており、町はこの情報を有効に活用する。

資料編〔災害危険区域等〕	・土砂災害（特別）警戒区域（資料４－２） ・土砂災害危険箇所（資料４－３） ・山地災害危険地区（資料４－４） ・要配慮者関連施設（資料５－６）

第３　形態別予防対策

土地の高度利用と開発に伴い、地すべりやがけ崩れ等土砂災害が多発する傾向にあり、ひとたび、土砂災害が発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるおそれがあるため、町は、次のとおり土砂災害の予防対策を実施する。

１　地すべり・がけ崩れ等予防

町は、道及び防災関係機関と連携の下、住民に対し、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域及び地すべり危険地区、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

２　土石流予防

町は、道及び防災関係機関と連携の下、住民に対し、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

資料編〔災害危険区域等〕	・土砂災害（特別）警戒区域（資料４－２） ・土砂災害危険箇所（資料４－３） ・山地災害危険地区（資料４－４）

第 17 節　積雪・寒冷対策計画

第１　基本方針

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町は、道及び防災関係機関と相互に連携し、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第２　積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等総合的、長期的な対策の推進により確立される。

このため、町は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、道及び防災関係機関と相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第３　避難救出措置等

町は、積雪・寒冷期における避難救出措置等を円滑に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずる。この際、特に次の事項に十分留意する。

１　積雪・寒冷期に適切な避難勧告等ができるようにしておくこと。

２　災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

第４　道路交通の確保

１　交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町は、他の道路管理者と連携して次のとおり除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1)　除雪体制の強化

ア　国道及び道道と整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ　除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等、自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2)　積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア　冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ　なだれや地吹雪等による交通障害を予防するため、なだれ防雪柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

(3)　雪上交通手段の確保

積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、防災関係機関と連携の下、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努め

る。

(4)　町道の交通確保

ア　異常降雪により地域住民の交通に著しい支障がある場合は、速やかに除（排）雪を実施するものとし、路線の緊急順位は次のとおりとする。

(ｱ)　消防水利の存在する町道及び消防水利に通ずる町道

(ｲ)　公共施設に通ずる町道

(ｳ)　バス路線となっている町道

(ｴ)　通学用道路となっている町道

(ｵ)　交通量の多い町道及び産業道路として重要な町道

イ　雪害の規模等により町有の除雪機械等のみでは除（排）雪を実施することができない場合において必要な除雪機械等を確保するため、公共団体、民有の除雪機械の借上げについて協議する。

２　航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想されるため、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

第５　雪に強いまちづくりの推進

１　家屋倒壊の防止

町は、道と相互に連携し、住宅の耐震性を確保するとともに、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

２　積雪期における指定避難所、避難路等の確保

町は、積雪期における指定避難所、避難路等の確保に努める。

３　地域ぐるみによる除排雪の実施

降雪、積雪は、住民の日常生活や産業活動に大きな影響を及ぼすため、地域ぐるみで克服していく必要があり、住民、事業所等が協力し、自主的に防災体制を整備し、地域の除排雪に積極的に取り組むことが重要である。

このため、「自らの地域は、自らの力で除排雪する」という住民意識の高揚と地域による除排雪体制づくりを促進し、地域の実情に応じた地域ぐるみによる除排雪活動を積極的に推進し、地域の生活道路の確保を図る。

第６　寒冷対策の推進

１　被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

２　避難所対策

町は、避難所等における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（毛布、スノーダンプ、スコップ等）の備蓄に努めると

ともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

３　指定避難所の運営

町は、避難の長期化に留意するとともに、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。

４　住宅対策

町は、道と相互に連携し、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

第７　スキー客等に対する対策

スキー場でなだれ等の災害が発生した場合、リフト、ゴンドラ施設、ロッジ等の損壊などにより多数のスキー客の被災が懸念されるため、スキー場の施設管理者は、なだれ等の災害が発生しないよう、常に安全性の確保に努める。

第 18 節　複合災害に関する計画

第１　基本方針

町は、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

第２　予防対策

町は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実、防災関係機関相互の連携強化に努める。

また、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第３　訓練の実施及び対応計画等の作成

町は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

第 19 節　業務継続計画の策定

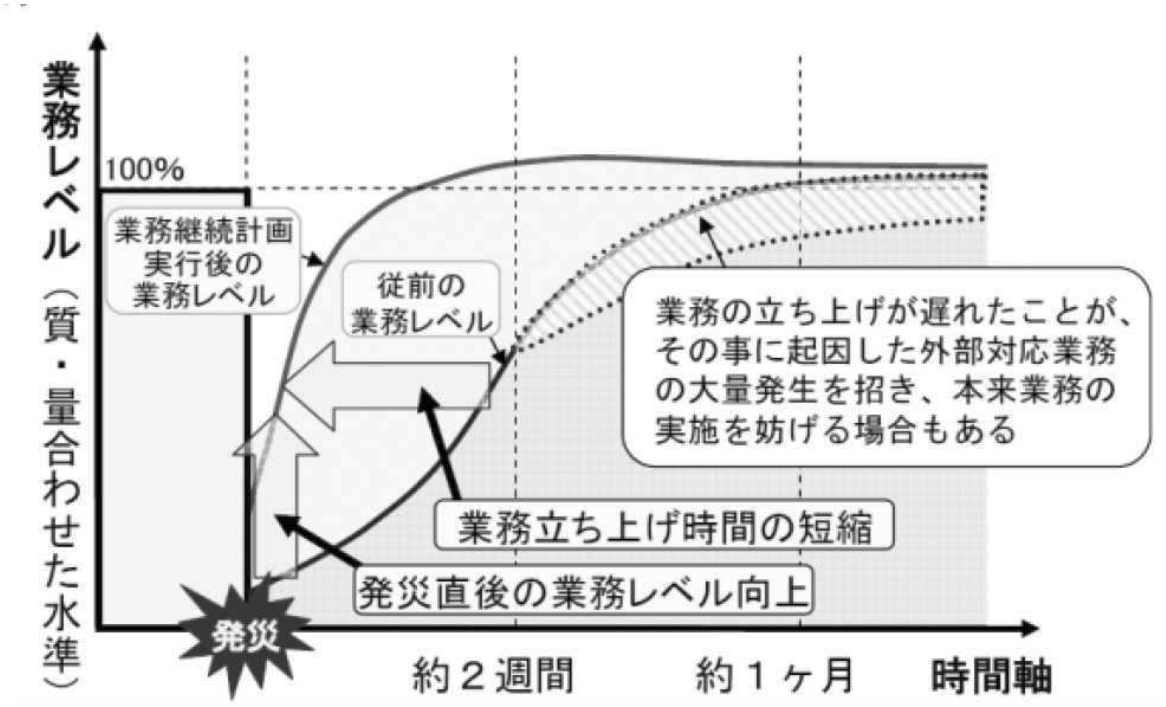
第１　基本方針

町は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努める。

第２　業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に、町自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講ずる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

業務継続計画の作成による業務改善のイメージ



第３　業務継続計画（BCP）の策定

１　町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部署の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講ずるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の継続的改善に努める。

特に、業務継続計画の策定に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政のデータのバックアップ並びに

非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

２　事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講ずるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努める。

また、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、町等と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

第４　庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置等の主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料等の適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。

第２章　災害応急対策計画

災害応急対策計画は、基本法第 50 条第１項の趣旨を達成するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画で、基本法第 50 条第２項に定める災害応急対策の実施責任者がその実施を図る。

災害応急対策実施責任者は、可能な限り的確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施する。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第１節　気象等に関する情報の伝達計画

第１　基本方針

町は、気象、地象（地震及び火山現象を除く。）、水象（地震に密接に関連するものを除く。）等の特別警報・警報・注意報、情報等の伝達方法等並びにこれらの異常現象発見者の通報を迅速かつ的確に処理し、防災対策の適切な実施を図る。

第２　予報区と担当官署

１　予報区

予報区は、国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）、全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区をさらに56に分割した府県予報区に分かれている。北海道においては、道全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と、７つの府県予報区に分かれており、本町が該当する予報区及び警報・注意報に用いる細分区域名は、次のとおりである。なお、警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

区 分	概 要
府県予報区名（担当気象官署）	上川・留萌地方（旭川地方気象台）
一次細分区域名※1	留萌地方
市町村等をまとめた地域※2	留萌中部
二次細分区域名※3	羽幌町（本町のうち天売焼尻の区域を除く区域） 天売焼尻（本町のうち天売及び焼尻）

※1 一　次　細　分　区　域：府県天気予報を定常的に細分して行う区域で、気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定する。

※2 市町村等をまとめた地域：二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域

※3 二　次　細　分　区　域：警報・注意報の発表に用いる区域で市町村を原則とするが、一部市町村を分割して設定している場合がある。なお、二次細分区域において、海に面する区域にあっては、沿岸の海域を含む。

２　海上予報区

海上予報区は、全般海上予報区（気象庁本庁担当）と全般海上予報区を12に分割した地方海上予報区から成っており、本町に接する海上予報区は次のとおりである。

区 分	概 要
担当気象官署	札幌管区気象台
地方海上予報海域名	日本海北部及びオホーツク海南部
細分海域	北海道西方海上

第３　気象等に関する特別警報・警報・注意報及び火災気象通報の発表

気象等に関する特別警報・警報・注意報及び火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年６月２日法律第165号）、水防法（昭和24年６月４日法律第193号）及び消防法（昭和23年７月24日法律第186号）の規定に基づき行われるもので、その種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次のとおりである。

１　気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

(1)　種類及び発表基準

ア　気象等に関する特別警報

警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報で、発表は市町村単位で発表される。

なお、道内では、平成 26 年９月 11 日に石狩・空知・胆振地方で大雨特別警報（土砂災害・浸水害）が発表されている。

<table>
<tr><th>現象の種類</th><th colspan="2">基準</th></tr>
<tr><td>大　雨</td><td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴　風</td><td rowspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td><td>暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>高　潮</td><td>高潮になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>波　浪</td><td>高浪になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>大　雪</td><td colspan="2">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風雪</td><td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
</table>

※地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

イ　気象等に関する警報・注意報

区分	現象の種類	基準
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。

区分	現象の種類	基準
注意報	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のため、農作物等への著しい被害の発生や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

ウ　高潮警報・注意報

高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

エ　波浪警報・注意報

波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

オ　洪水警報・注意報

洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

(2)　防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）		
		避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
			水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報※1 ※1 可能な範囲で発令	氾濫発生情報	（大雨特別警報（浸水害））※3	（大雨特別警報（土砂災害））※3
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示（緊急）※2 ※2緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布（非常に危険）	・土砂災害警戒情報法 ・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） ・土砂災害に関するメッシュ情報（きわめて危険）※4
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難する準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒）	・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布（注意）	・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）			

※3　大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル５相当情報[洪水]や、警戒レベル５相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル５の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※4「極めて危険」については、現行では避難指示（緊急）の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルの位置付けを改めて検討する。

警報・注意報発表基準一覧（羽幌町）

種類			発表基準		
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	16	
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	134	
	洪水		流域雨量指数基準	羽幌川流域＝29.3、築別川流域＝23.8	
			複合基準※1	－	
			指定河川洪水予報による基準	－	
	暴風		平均風速	陸上	18m/s
				海上	25m/s
	暴風雪		平均風速	陸上	16m/s　雪による視程障害を伴う
				海上	25m/s　雪による視程障害を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪		有義波高	6.0m	
	高潮		潮位	1.2m	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	6	
			土壌雨量指数基準	93	
	洪水		流域雨量指数基準	羽幌川流域＝23.4、築別川流域＝19	
			複合基準	羽幌川流域（5,23.4）、築別川流域（5,15.2）	
			指定河川洪水予報による基準	－	
	強風		平均風速	陸上	13m/s
				海上	15m/s
	風雪		平均風速	陸上	11m/s　雪による視程障害を伴う
				海上	15m/s　雪による視程障害を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm	
	波浪		有義波高	3.0m	
	高潮		潮位	0.9m	
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	融雪		60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		
	濃霧		視程	陸上	200m
				海上	500m
	乾燥		②　最小湿度30%、実効湿度60%		
	なだれ		①　24時間降雪の深さが30cm以上 ②　積雪の深さが50cm以上で日平均気温5℃以上		
	低温		4月～6月、8月中旬～10月：（平均気温）平年より6℃以上低い 7月～8月上旬：（気温）14℃以下が12時間以上継続 11月～3月：（最低気温）平年より12℃以上低い		
	霜		最低気温 3℃以下		
	着氷		船体着氷：水温4℃以下　気温-5℃以下で風速8m/s以上		
	着雪		気温0℃位で、強度並以上の雪が数時間以上継続		
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	90mm	

※1（表面雨量指数,流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

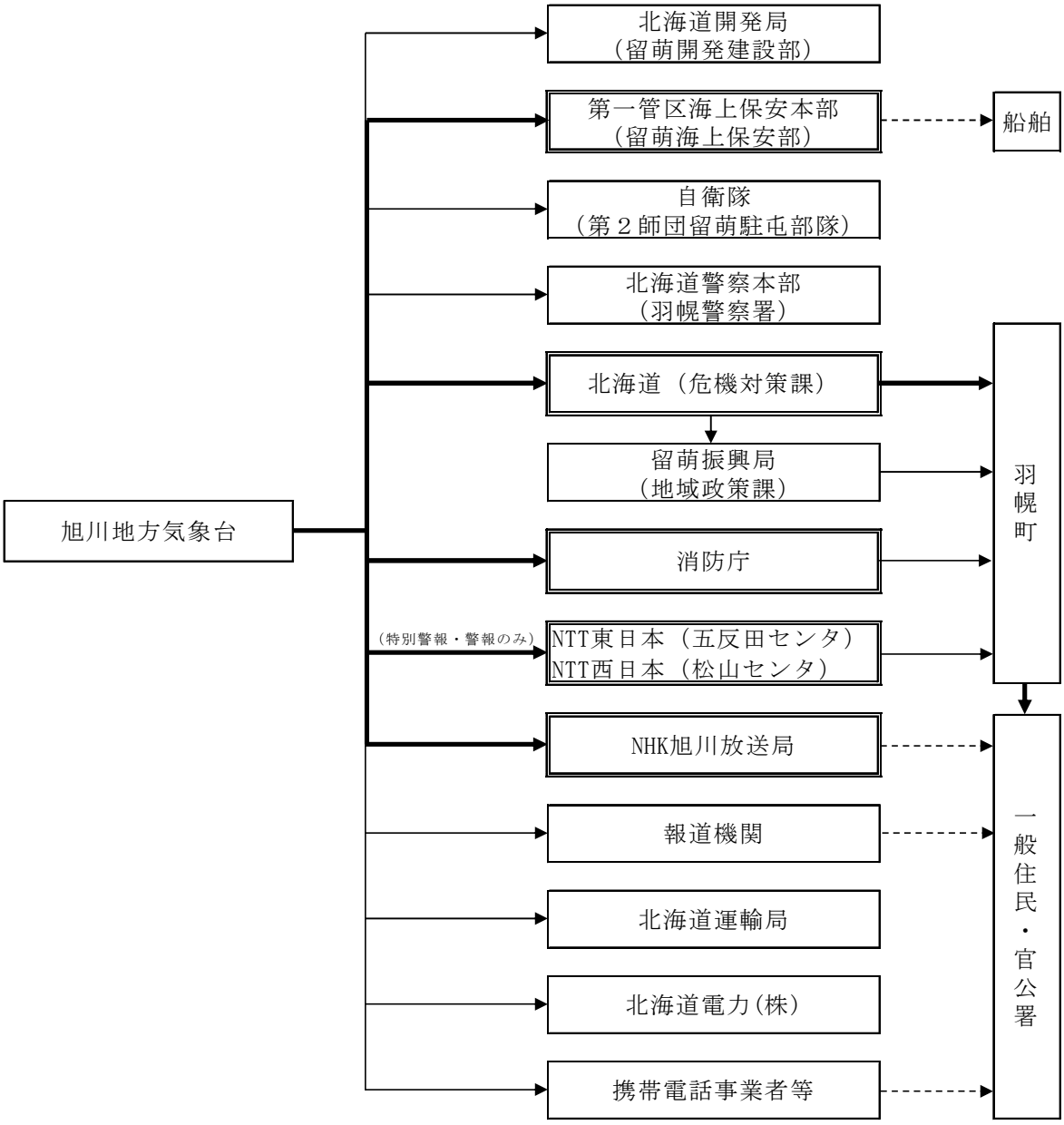
警報・注意報発表基準一覧（天売焼尻）

種類			発表基準		
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	14	
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	128	
	洪水		流域雨量指数基準	－	
			複合基準※1	－	
			指定河川洪水予報による基準	－	
	暴風		平均風速	陸上	18m/s※2
				海上	25m/s
	暴風雪		平均風速	陸上	16m/s※3　雪による視程障害を伴う
				海上	25m/s　雪による視程障害を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪		有義波高	6.0m	
	高潮		潮位	1.2m	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	7	
			土壌雨量指数基準	89	
	洪水		流域雨量指数基準	－	
			複合基準※1	－	
			指定河川洪水予報による基準	－	
	強風		平均風速	陸上	13m/s※4
				海上	15m/s
	風雪		平均風速	陸上	11m/s※5　雪による視程障害を伴う
				海上	15m/s　雪による視程障害を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm	
	波浪		有義波高	3.0m	
	高潮		潮位	0.9m	
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	融雪		60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		
	濃霧		視程	陸上	200m
				海上	500m
	乾燥		②　最小湿度30%、実効湿度60%		
	なだれ		①　24時間降雪の深さが30cm以上 ②　積雪の深さが50cm以上で日平均気温5℃以上		
	低温		4月～6月、8月中旬～10月：（平均気温）平年より6℃以上低い 7月～8月上旬：（気温）14℃以下が12時間以上継続 11月～3月：（最低気温）平年より12℃以上低い		
	霜		最低気温 3℃以下		
	着氷		船体着氷：水温4℃以下　気温-5℃以下で風速8m/s以上		
	着雪		気温0℃位で、強度並以上の雪が数時間以上継続		
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	90mm	

※1（表面雨量指数,流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。
※2 焼尻（アメダス）の観測値は西南西の風においては 20m/s を目安とする。
※3 焼尻（アメダス）の観測値は西南西の風においては 18m/s を目安とする。
※4 焼尻（アメダス）の観測値は西南西の風においては 15m/s を目安とする。
※5 焼尻（アメダス）の観測値は西南西の風においては 13m/s を目安とする。

(3)　気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統

気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統図



（注）　（二重線）で囲まれている機関は、気象業務法に基づく法定伝達先
（太線）は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路
- - ▶　は放送・無線
・緊急速報メールは「気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報」が対象市町村に初めて発表されたとき、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

（備考）気象業務法第 15 条の２に規程に基づき、気象等に関する特別警報を受けた道は直ちに関係市町村に通知し、道からの通知を受けた町は直ちに住民及び所在の官公署への周知の措置※を講じなければならない（法定義務）。

※　周知の措置：防災情報伝達システム（戸別受信機、スマートフォンアプリ、離島屋外スピーカー等）による周知、消防サイレン用スピーカーによる放送、広報車巡回、消防団等による伝達等

２　海上警報

(1)　種類

船舶の運航に必要な海上の気象、波浪その他に関する警報で予想される風の強さによって、次の５種類に分けて発表される。

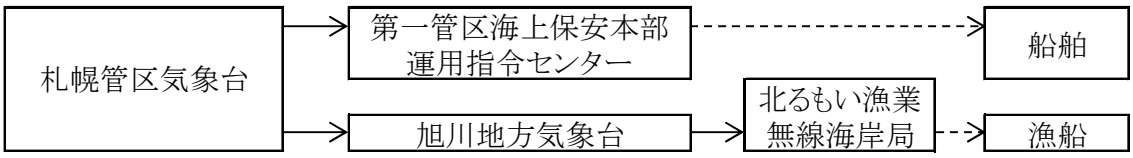
種別	呼　　称		
	英　文	和　文	説　　明
一般警報	WARNING	海上風警報	気象庁風力階級表の風力階級７（28～33kt)の場合
		海上濃霧警報	濃霧について警告を必要とする場合(海上の視程約500m以下又は0.3海里以下)
強風警報	GALE WARNING	海上強風警報	気象庁風力階級表の風力階級８（34～40kt)及び９（41～47kt）の場合
暴風警報	STORM WARNING	海上暴風警報	気象庁風力階級表の風力階級10以上（48kt～）以上の場合（熱帯低気圧により風力階級12(64kt)～の場合を除く。）
台風警報	TYPHOON WARNING	海上台風警報	熱帯低気圧により気象庁風力階級表の風力階級12（64kt～）の場合
警報なし	NO WARNING	海上警報なし 海上警報解除	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合

（注）この表に掲げる以外の現象について警告を発する必要がある場合は、一般警報として現象名の前に「海上」を附した警報を行うことがある。(例：海上着氷警報)

(2)　伝達系統

伝達系統は次図のとおりである。

海上警報の伝達系統図



３　水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類並びに内容

水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の種類並びに内容は次のとおりである。

(1)　種類

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	内容
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	津波特別警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される（なお、「大津波警報」の名称で発表する）。
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。

（大雨警報・洪水警報を補足する情報）

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

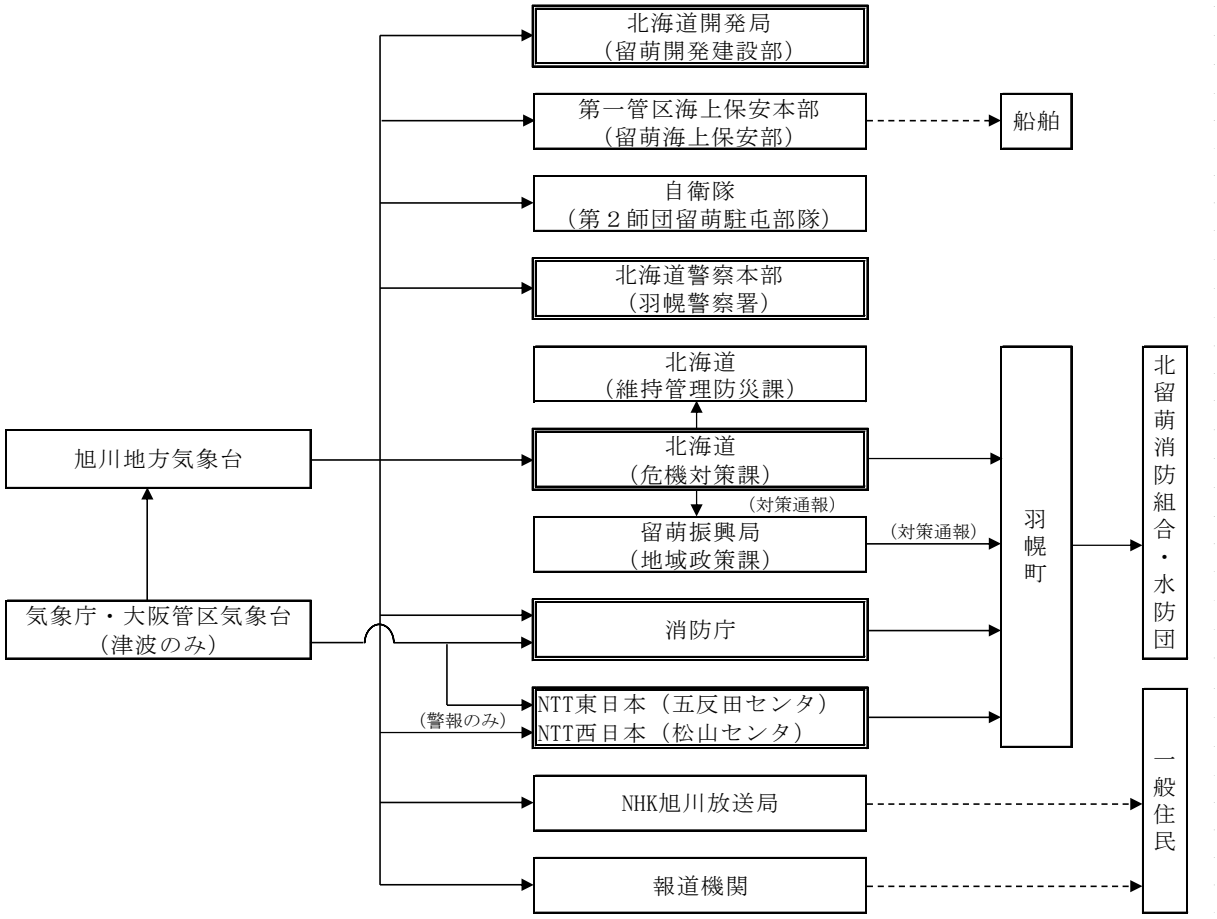
種類	内容
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報（常時 10 分ごとに更新）。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報（常時 10 分ごとに更新）。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まっているかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時 10 分ごとに更新）。

(2)　伝達系統

気象業務法第15条の規定により、道は、札幌管区気象台から気象業務法第14条の２の規定による気象、津波、高潮及び洪水等について水防活動を必要とする予報及び警報の通知を受けたときは、北海道防災情報システムにより関係水防管理者（羽幌町長）に通知する。

また、NTT東日本・西日本から警報事項が町に通知される。

水防活動用気象等警報及び注意報の伝達系統図



（注）　▭　（二重線）で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
ただし、北海道警察本部へは、「水防活動用津波警報」のみ法定伝達
- - ▶　は放送・無線

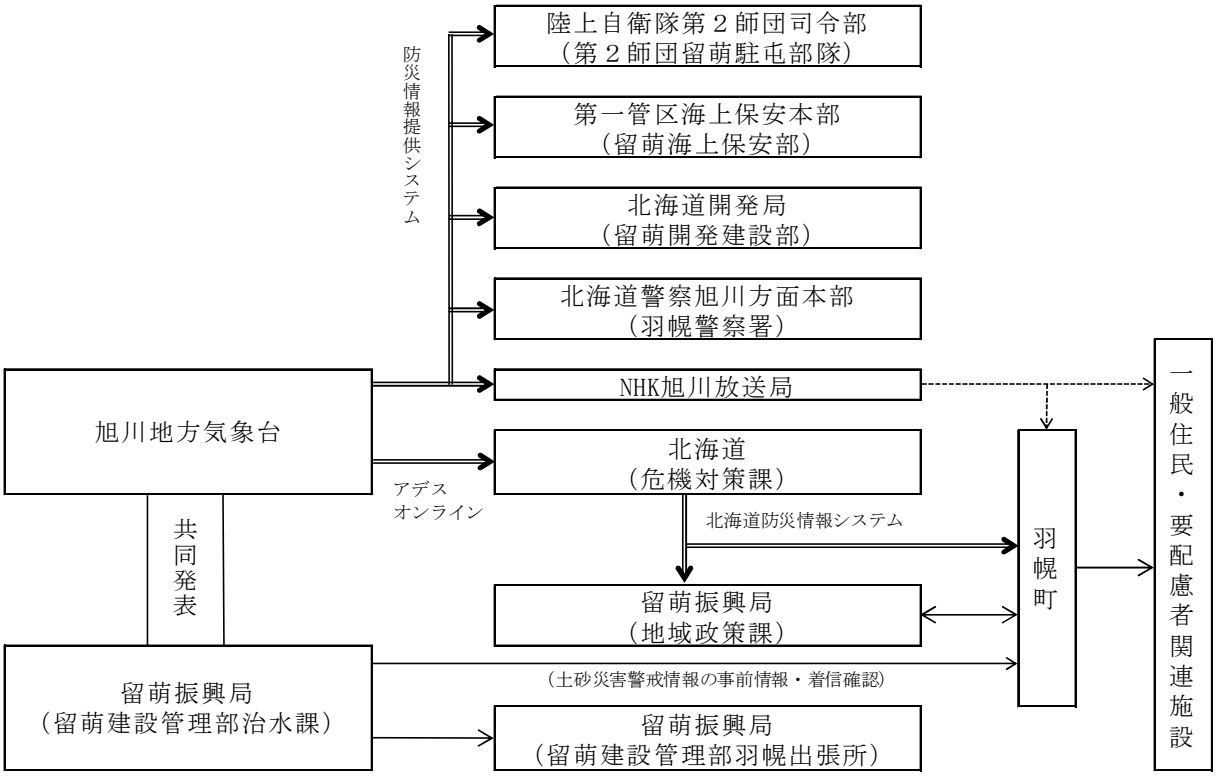
４　土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報で、北海道（留萌振興局）と気象庁（札幌管区気象台及び旭川地方気象台）から共同で発表される情報。

なお、これを補足する情報である気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報（https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。

伝達は次の系統により行う。

土砂災害警戒情報の伝達系統図



（注）⟹　は、専用回線
（注）⇢　は、放送

降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象（技術的に予測が困難である地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象外）。

５　気象情報等

(1)　警報級の可能性

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]・[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

(2)　地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報

(3)　台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報

(4)　記録的短時間大雨情報

府県予報区内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される情報

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

※　大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）：
https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/index.html

※　大雨警報（浸水害）の危険度分布：https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html

※　洪水警報の危険度分布：https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html

(5)　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に府県予報区単位で発表される情報。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が府県予報区単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から１時間である。

※　高解像度降水ナウキャスト（竜巻発生確度ナウキャスト）：
https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/

６　火災気象通報

火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第22条）の規定に基づき、旭川地方気象台から道（留萌振興局）に通報される。

通報を受けた道（留萌振興局）は、管内市町村に通報し、市町村長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発することができる。なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねる。

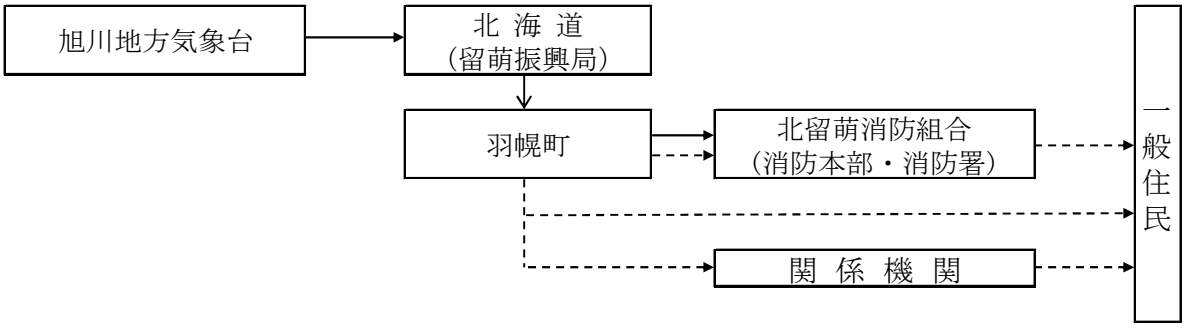
(1)　通報基準

発表官署	地域名 （一次細分区域名）	通報基準
旭川地方気象台	留萌地方	実効湿度が 60%以下で最小湿度が 30%以下、若しくは、平均風速が 13m/s※以上と予想される場合

※焼尻（アメダス）の観測値は西南西の風においては 15m/s を目安とする。

(2)　伝達系統

火災気象通報の伝達系統図



（注）－－－－▶　は町長が火災に関する警報を発した場合

第４　雨量・水位等の通報・公表

１　水位情報

(1)　水位観測所

町内の水位観測所、水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）等は、次のとおりである。

観測所名	水系名 河川名称	観測所所在地	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	氾濫危険 水位	計画高 水　位
羽幌川	羽幌川 羽幌川	苫前郡羽幌町字中央 2457 番 2 地先河川敷	19.14m	20.28m	21.74m	21.74m

(2)　水位の通報

北海道開発局及び道は、所管する観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位を「川の防災情報（国土交通省）」、「市町村向け川の防災情報（道）」ホームページに掲載することにより関係機関に通報する。

(3)　障害時の措置

北海道開発局及び道は、所管する観測所の水位が、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、速やかに障害等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、同ホームページのお知らせ画面へ欠測となることを掲載し、下記「水位等通報系統図」に定める関係機関に通報する。

障害等により水位の通報・公表ができない観測所を代替する観測所がある場合、また通報・公表の代替手段を確保した場合は併せて関係機関等に周知する。

障害等の復旧もしくは通報・公表の代替手段を確保するまでの間、次の各号のいずれかに該当するとき、通報は電話又は北海道総合行政情報ネットワークにより行うものとし、これにより難いときはFAX又は電子メールにより行う。

ア　水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
イ　氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
ウ　氾濫注意水位（警戒水位）を超え、再び氾濫注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時
エ　氾濫注意水位（警戒水位）以下になったとき。
オ　水防団待機水位（通報水位）以下になったとき。
カ　上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき。

(4)　水位の公表

北海道開発局及び道は、管理する観測所の水位のデータを「川の防災情報（国土交通省）」及び「市町村向け川の防災情報（道）」のホームページに掲載することにより常時公表する。

なお、水防法第12条第２項の規定により、水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときの公表は、前記ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載することにより行う。

２　雨量情報

(1)　雨量観測所

町内の雨量観測所は、次のとおりである。

水系名	河川名	観測所名	観測所所在地
羽幌川	羽幌川	羽幌川	北海道苫前郡羽幌町字中央 2457 番 2 地先河川敷
羽幌川	その他	焼尻（気象）	北海道苫前郡羽幌町焼尻白浜
羽幌川	その他	羽幌（気象）	北海道苫前郡羽幌町南 3 条

(2)　雨量の通報

道は、所管する観測所の雨量を「川の防災情報（国土交通省）」及び「市町村向け川の防災情報（道）」ホームページに掲載することにより関係機関に通報する。

(3)　障害時の雨量の通報

道は、所管する観測所の雨量が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、その雨量の状況を下記「水位等通報の伝達系統図」に定める関係機関に通報する。

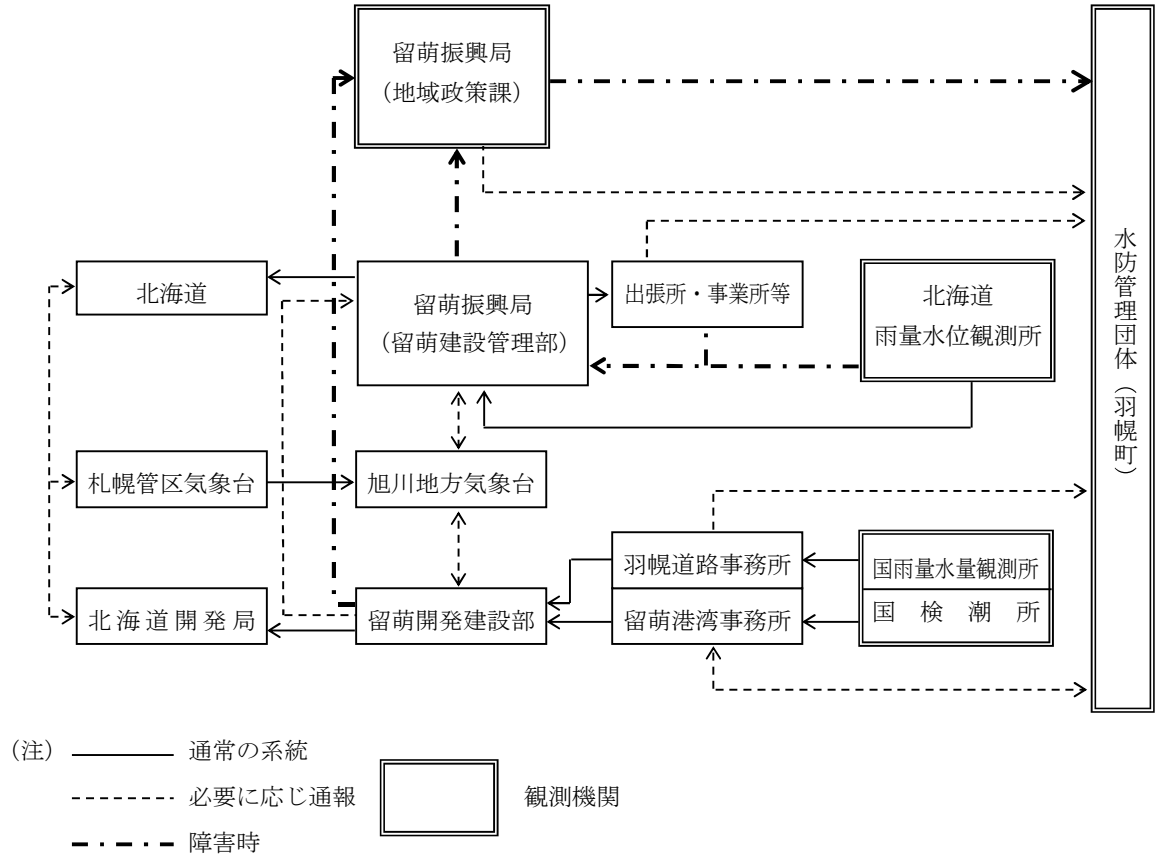
通報は電話又は北海道総合行政情報ネットワークにより行うものとし、これによりがたいときはFAX又は電子メールにより行う。

ア　降雨開始から24時間以内に60㎜以上の降雨があったとき。
イ　１時間雨量が25㎜（融雪期10㎜）に達したとき。

３　潮位の通報

北海道開発局及び旭川地方気象台は、町長又は知事から、潮位等の観測結果の照会を受けたときは通報する。

水位等通報の伝達系統図



第５　異常現象を発見した者の措置等

異常現象を発見した者及び被害の発生を知った者は速やかに羽幌町役場、北留萌消防組合（消防本部・消防署）又は羽幌警察署に通報する。

また、通報を受けた町長、消防（署）長又は警察署長は、受理した内容を相互に交換する。

１　通報義務（基本法第 54 条第１及び２項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。

２　警察官等の通報（基本法第 54 条第３項）

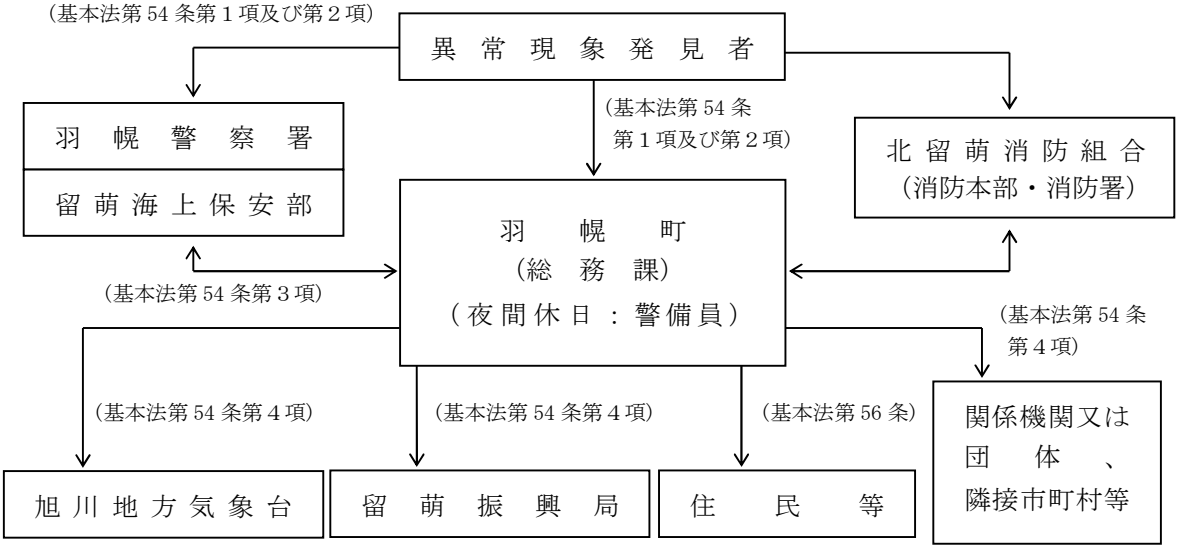
異常現象発見者から通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。

３　町長の通報（基本法第 54 条第４項）

異常現象に関する通報を受けた町長は、旭川地方気象台に通報しなければならない。

また、直ちに情報を確認し、災害の規模、内容等により、必要に応じて防災関係機関に通報するとともに、住民に周知する。

異常現象発見通報時の連絡系統



資料編〔防災組織〕　　・関係機関等の連絡先（資料１－１）

第６　気象等に関する情報の受理及び報告

１　気象等に関する情報（留萌振興局が発する対策通報を含む。以下同様とする。）は、通常の勤務時間中は総務課が、勤務時間外は、警備員が受理する。

２　総務課長は、必要に応じて町長及び副町長に報告するとともに、関係課長等に連絡する。

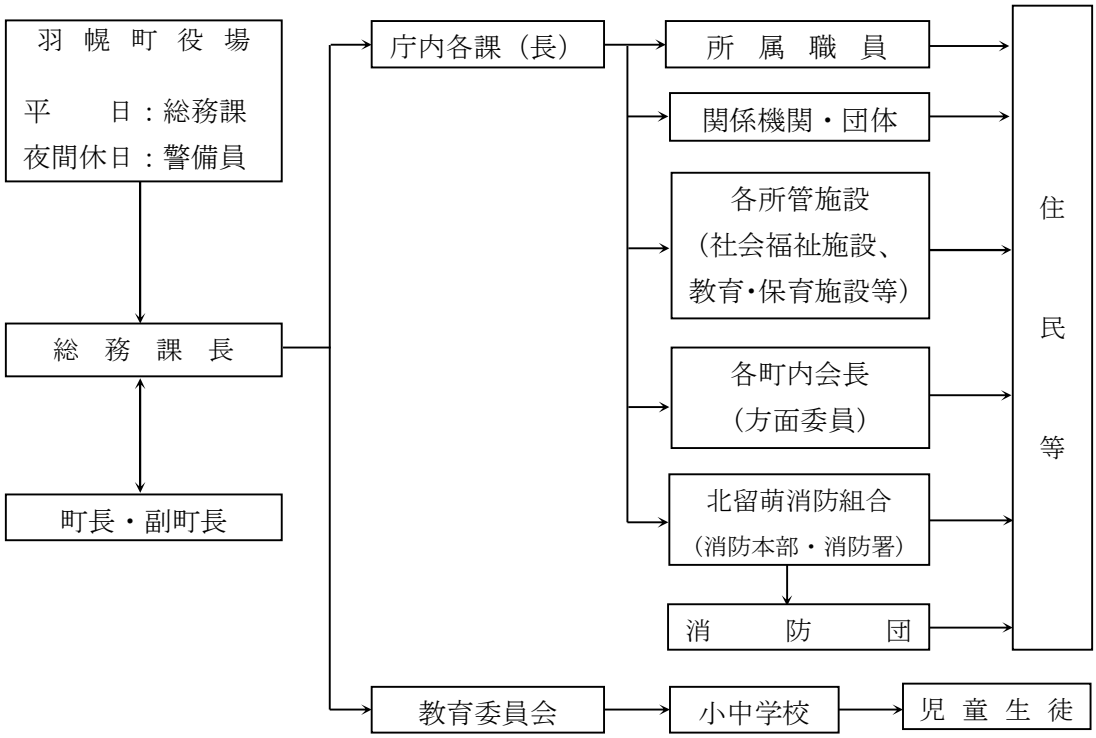
また、町長が必要と認めるものについては、災害の状況等に応じて最善の方法により関係機関・団体、所管施設、住民等に対し、必要な事項の周知徹底を図る。

なお、気象業務法第15条の２に規程に基づき、気象等に関する特別警報を受けた場合、町は直ちに住民及び所在の官公署への周知の措置を講じなければならない（法定義務）。

３　夜間休日等において警備員が気象等に関する特別な情報を受けたときは、「気象予警報等受理簿」に記載するとともに、直ちに総務課長（不在のときは総務係長）に連絡する。

資料編〔様式〕　　・気象予警報等受理簿（別記第３号様式）

気象等に関する情報の伝達系統



伝達先	伝達責任者	連絡方法
庁内各課	総務課長	庁内放送、電話、メール、口頭
関係機関・団体及び各所管施設等	関係課長	電話、FAX、メール
北留萌消防組合（消防本部・消防署）	総務課長	電話、FAX、メール、派遣連絡員
社会福祉施設	健康支援課長	電話、FAX、メール
教育・保育施設、障がい者(児)施設	福祉課長	電話、FAX、メール
学校教育施設	学校管理課長	電話、FAX、メール
住民等	総務課長	消防サイレン用スピーカー、広報車、町ホームページ、防災情報伝達システム（戸別受信機、スマートフォンアプリ、離島屋外スピーカー等)、FAX、口頭（町内会長等を通じて)、テレビ、ラジオ

第２節　災害情報収集・伝達計画

第１　基本方針

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

町は、災害に際し、防災対策の適切な実施を図るため、防災関係機関と連携の下、必要な災害情報等を収集するとともに、速やかに住民、関係機関等に伝達する。

第２　災害情報等の収集及び連絡

町は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、道、防災関係機関等が有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速かつ的確に災害情報等を収集し、相互に交換するとともに、所要の応急対策を講じ、その状況を留萌振興局長に報告（災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付）する。

このため、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておくものとする。

なお、情報等の収集に当たっては、多様な手段の効果的活用を図るほか、被災現場に町職員を派遣するなどにより、被災情報等の収集と把握に努める。

また、町から道への被災状況の報告ができない場合等にあっては、多様な手段の効果的活用を図るほか、道職員の派遣について要請するなどの対応を図るものとする。

人的被害については、道が一元的に集約と調整を行うものであることから、町はその状況について留萌振興局に連絡する。

１　被害状況等の調査及び報告

(1)　各部長は、所管に係る災害が発生した場合、町長の指示により直ちに班員を現地に派遣する。

(2)　派遣職員は、現地の実態を的確に把握し、別途定める「災害情報等報告取扱要領　別表１」により速報する。

(3)　各部長は、おおむね災害状況が確定したと認めたときは、「災害情報等報告取扱要領　別表２」により、所管に係る被害状況を調査する。

なお、被害状況の判定は、「災害情報等報告取扱要領　別表３」による。

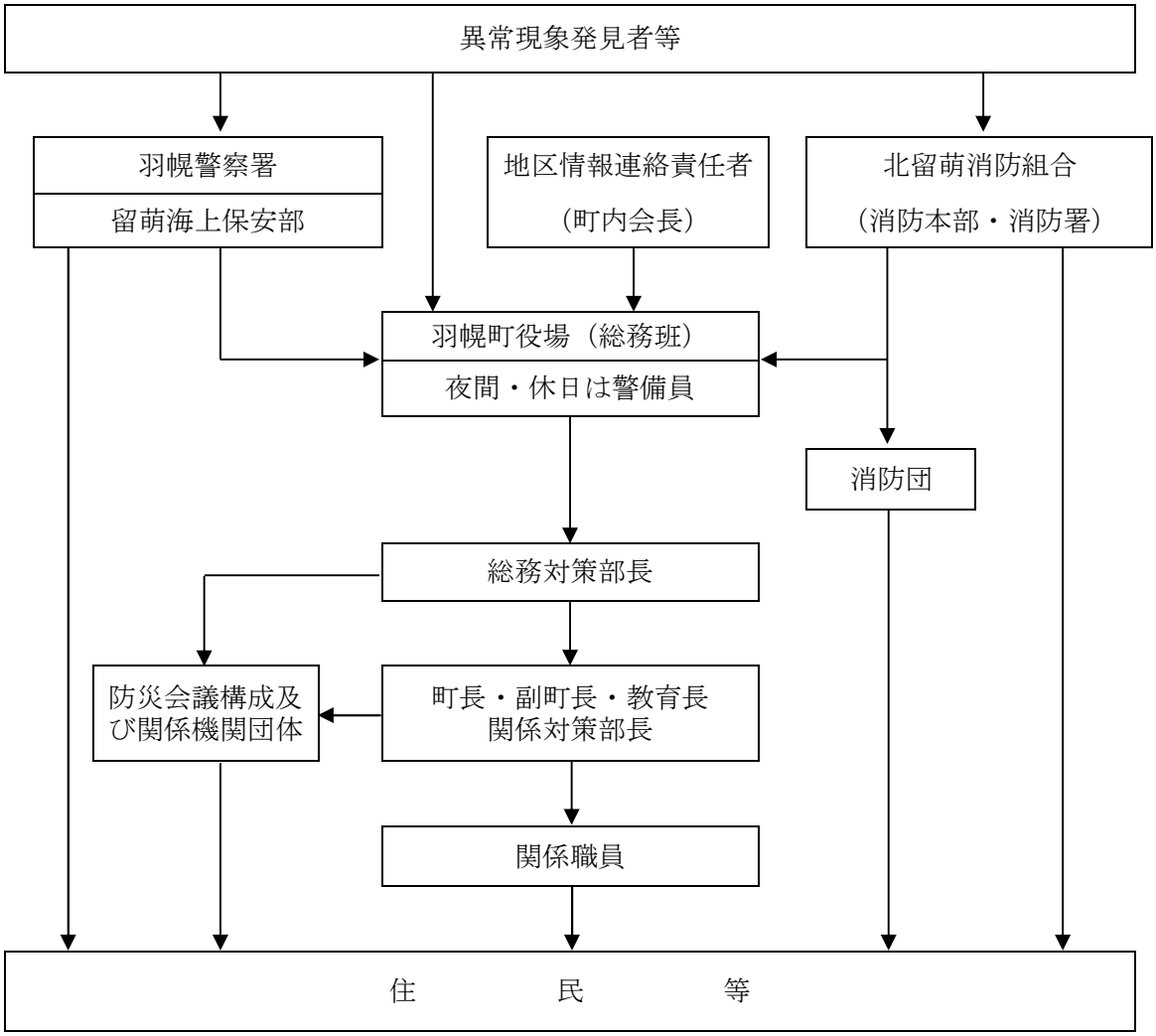
２　地区別情報連絡責任者

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報収集に万全を期すため、各地区別に情報連絡責任者を置き（地区情報連絡責任者を町内会長とする。）、民生対策部町民生活班がその連絡調整に当たる。

町内会長は地域内の住民と協力して警戒に当たり、情報の早期把握に努めるとともに、災害が発生したときは、直ちに町又はその他の関係機関に通報する。

資料編〔応急・復旧〕　　・災害情報等報告取扱要領（資料７－１）

災害情報等の収集及び連絡系統



第３　災害等の内容及び通報の時期

１　町災害対策本部設置

(1)　災害対策本部を設置したときは、設置状況及びその他の情報等について、防災関係機関へ通報する。

(2)　防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて災害対策本部に連絡要員を派遣する。

２　道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により留萌振興局を通じて道（危機対策課）に通報する。

(1)　災害の状況及び応急対策の概要・・・・発災後速やかに

(2)　災害対策本部等の設置・・・・・・・・災害対策本部等を設置したとき直ちに

(3)　被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

(4)　被害の確定報告・・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

３　町の通報

(1)　町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道（留萌振興局経由）及び国（消防庁経由）に報告する。

(2)　町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道（留萌振興局経由）及び国（消防庁経由）への報告に努める。

第４　被害状況報告

１　災害が発生した場合、総務対策部総務班は、各対策部から報告される災害情報等をとりまとめ、町長に報告する。

２　町長は、道が定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、その状況を留萌振興局長に報告する。ただし、町長は、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第１報については、直接、消防庁にも報告する。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第１報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

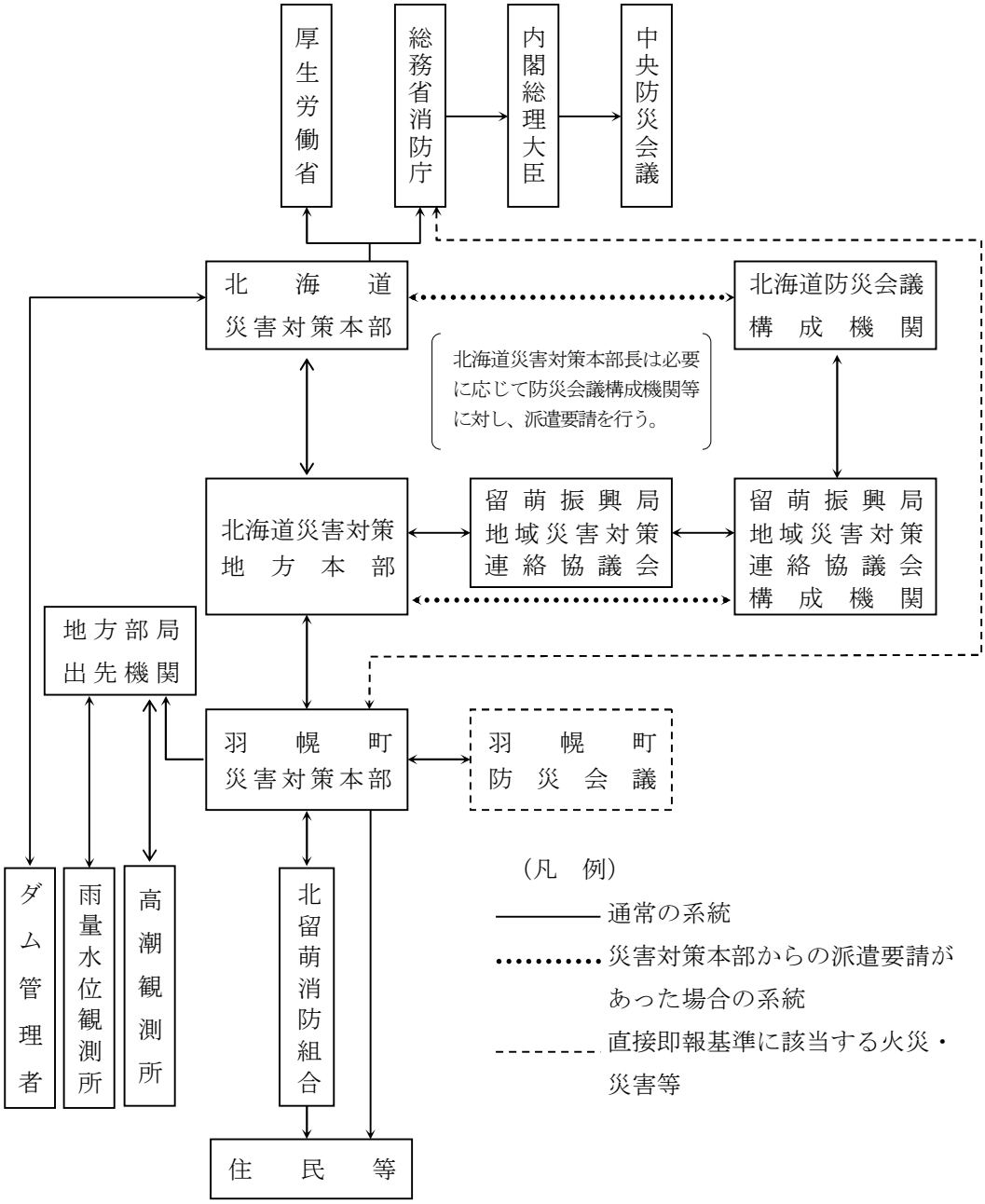
３　町長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告する。

４　確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣宛て及び消防庁長官宛ての文書を消防庁へ提出する。

第５　情報の分析整理

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

災害情報等の連絡系統


厚生労働省
総務省消防庁
内閣総理大臣
中央防災会議
北海道災害対策本部
北海道防災会議構成機関
北海道災害対策本部長は必要に応じて防災会議構成機関等に対し、派遣要請を行う。
北海道災害対策地方本部
留萌振興局地域災害対策連絡協議会
留萌振興局地域災害対策連絡協議会構成機関
地方部局出先機関
羽幌町災害対策本部
羽幌町防災会議
ダム管理者
雨量水位観測所
高潮観測所
北留萌消防組合
住民等
（凡　例）
通常の系統
災害対策本部からの派遣要請があった場合の系統
直接即報基準に該当する火災・災害等

被害状況等の報告【道・留萌振興局報告先】

区分 回線	道総務部 危機対策局危機対策課	道留萌振興局 地域創生部地域政策課
NTT 回線	011-204-5008 011-231-4314（FAX）	0164-42-8426 0164-42-2596（FAX）
北海道総合行政情報ネットワーク	町、道出先機関は 衛星専用電話機（FAX）より 6210-22-729	町、道出先機関は 衛星専用電話機（FAX）より 6410-4893

被害状況等の報告【消防庁報告先（通常時）】

時間帯		平日(9:30～18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT 回線	電話	03-5353-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5353-7537	03-5253-7553
消防防災無線（注１）	電話	*-90-49013	*-90-49102
	FAX	*-90-49033	*-90-49036
地域衛星通信ネットワーク（注２）	電話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102
	FAX	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036
中央防災無線（注３）		5017	5010

「*」は各団体の交換機の特番（ただし、現在施工中の衛星無線設備更新整備工事が終了した市町村においては、衛星専用電話機から「*」を抜いてダイヤルする。）

（注１）消防庁と都道府県をつなぐネットワーク

（注２）消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク

（注３）内閣府が整備する無線及び有線の通信設備で構築される通信ネットワーク

被害状況等の報告【消防庁報告先（消防庁災害対策本部設置時）】

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
NTT 回線	電話	03-5253-7510
	FAX	03-5253-7553
消防防災無線（注１）	電話	*-90-49175
	FAX	*-90-49036
地域衛星通信ネットワーク（注２）	電話	*-048-500-90-49175
	FAX	*-048-500-90-49036
中央防災無線（注３）		5010

「*」は各団体の交換機の特番（ただし、現在施工中の衛星無線設備更新整備工事が終了した市町村においては、衛星専用電話機から「*」を抜いてダイヤルする。）

（注１）消防庁と都道府県をつなぐネットワーク

（注２）消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク
（注３）内閣府が整備する無線及び有線の通信設備で構築される通信ネットワーク

消防庁への直接即報基準

区分		直接速報基準
火災等即報	交通機関の火災	○　航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの ア　航空機火災 イ　タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災 ウ　トンネル内車両火災 エ　列車火災
	危険物等に係る事故	○　危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。） ア　死者（交通事故によるものを除く。）又は、行方不明者が発生したもの、負傷者が 5 名以上発生したもの イ　危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で 500 ㎡程度以上の区域に影響を与えたもの ウ　危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ・河川へ危険物が流出し、防徐・回収等の活動を要するもの ・500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい等 エ　市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路全面通行禁止等の措置を要するもの オ　市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害等	ア　原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの イ　放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの ウ　原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの エ　放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災	
	爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）	

区分	直接速報基準
救急・救助事故即報	○　死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ア　列車、航空機等による救急・救助事故 イ　バスの転落による救急・救助事故 ウ　ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 エ　映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 オ　その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃即報	○　武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 ○　武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
災害即報	○　地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。） ○　津波の死者又は行方不明者が生じたもの ○　風水害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第３節　災害通信計画

第１　基本方針

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあると予想される場合は、速やかに保有する通信施設の確認及び応急復旧を行うとともに、関係機関と連携の下、多様な通信手段を活用することにより、災害時における通信の確保を図る。

第２　通信手段の確保

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、道との連携のもと災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。なお、その場合において、町は道との連携のもと応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話(株)等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線を活用する。

第３　電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

町は、上記第２における通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行う。

１　電話による通信

町は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意する。

２　電報による通信

(1)　非常扱いの電報（非常電報）

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報

(2)　緊急扱いの電報（緊急電報）

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

(3)　非常電報・緊急電報の利用方法

ア　115番（局番なし）をダイヤルし、NTTコミュニケータを呼び出す。

イ　NTTコミュニケータが出たら

(ｱ)　「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

(ｲ)　あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

(ｳ)　届け先、通信文等を申し出る。

(4)　電気通信事業法及び東日本電信電話（株）の契約約款に定める電報内容、機関等

ア　非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

非常扱いの電報の内容と機関

電報の内容	機関等
1　気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
2　洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警告若しくは予防のための緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3　災害の予防又は救援のための緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4　交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5　通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6　電力設備の災害の予防又は復旧その他電力供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力供給の確保に直接関係がある機関相互間
7　秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8　災害の予防又は救援に必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と前各欄に掲げる機関との間

イ　緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

緊急扱いの電報の内容と機関

電報の内容	機関等
1　気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2　火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1)　非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（上記アの８項に掲げるものを除く。） (2)　緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
3　治安の維持のため緊急を要する事項	(1)　警察機関相互間 (2)　犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
4　国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
5　天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別に定める基準に該当する、新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間

電報の内容	機関等
6　船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
7　水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するために緊急を要する事項	(1)　水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2)　ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3)　預貯金業務を行う金融機関相互間 (4)　国又は地方公共団体の機関（上記アの表及びこの表の１欄からこの欄のまでに掲げるものを除く。）

３　公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。

(1)　町の通信施設

ア　北海道総合行政情報ネットワーク

イ　防災情報伝達システム（戸別受信機、スマートフォンアプリ、離島屋外スピーカー等）

ウ　衛星通信（衛星携帯電話）

(2)　北留萌消防組合の無線施設

(3)　その他の通信施設

ア　陸上自衛隊の通信施設

北部方面総監部、師団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経て行う。

イ　警察の通信施設

(ｱ)　警察電話による通信

専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察署等を経て行う。

(ｲ)　警察無線電話装置による通信

北海道警察本部及び旭川方面本部、羽幌警察署、同移動局（パトカー）等を経て行う。

ウ　北海道電力（株）の専用電話による通信

北海道電力（株）羽幌ネットワークセンター等を経て行う。

エ　北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

上記のアからウまでに掲げる各通信系を使用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、事業用無線通信局及び北海道地方非常通信協議会加入無線局、アマチュア無線局等による通信を利用して行う。

(4)　放送機関への放送要請及びインターネット情報提供事業者への情報提供要請

警報の伝達等が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、道を通じ、放送事業者に放送を行うことを求め、又は、インターネット情報提供事業者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求める。

４　通信途絶時等における連絡方法

町は、上記に掲げる各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は通信を行うことが著しく困難であるときは、車両及び徒歩等により連絡員を派遣し、口頭により連絡するなど、

臨機の措置を講ずる。なお、北海道総合通信局による臨機の措置は次のとおりである。

(1)　北海道総合通信局の対応

ア　町の要請に基づく移動通信機器の貸出

イ　無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続は、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

(2)　町の対応

町が移動通信機器の借受を希望する場合は、次の事項を北海道総合通信局に連絡する。

ア　移動通信機器の借受を希望する場合

(ｱ)　借受申請者の氏名又は名称及び住所

(ｲ)　借受希望機種及び台数

(ｳ)　使用場所

(ｴ)　引渡場所及び返納場所

(ｵ)　借受希望日及び期間

イ　臨機の措置による手続を希望する場合

(ｱ)　早急に免許又は許可等を必要とする理由

(ｲ)　上記(ｱ)に係る申請の内容

(3)　連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室　　（直通電話）　011-747-6451

第４節　災害広報・情報提供計画

第１　基本方針

災害の特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、報道機関、道及び防災関係機関との連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

第２　災害広報及び情報等の提供の方法

町は、災害時において、被災地住民をはじめとする住民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

１　災害情報等の収集方法

災害情報等の収集については、「本編　第２章　第２節　災害情報収集・伝達計画」によるほか、次の収集方法による。

(1)　総務対策部広報班の派遣職員による災害現場の取材及び記録写真の収集
(2)　一般住民及び報道機関その他関係機関取材による資料の収集
(3)　その他災害の状況に応じた職員の派遣による資料の収集

２　災害広報及び災害情報等の提供の方法

災害情報等の発表及び広報は、町長の承認を得て、総務対策部広報班がこの庶務に当たる。

また、災害対策本部職員に対する周知については総務対策部総務班が担当するものとし、各関係機関に対する周知は、各対策部（班）で実施する。

(1)　報道機関に対する情報発表の方法

町は、収集した災害情報等について、状況に応じて報道機関に対し、次の事項を発表する。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力する。

ア　災害の種別・名称及び発生日時
イ　災害発生の場所
ウ　被害状況
エ　応急対策の状況
オ　住民に対する避難勧告等の状況
カ　一般住民並びに被災者に対する協力及び注意事項

(2)　住民に対する広報の方法及び内容

ア　方法

町は、住民及び被災者に対して災害時の状況を見極めながら、次の方法により広報活動を行う。広報の実施に当たっては、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期する。また、Ｌアラート（災害情報

共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

(ｱ)　町広報車の利用
(ｲ)　新聞、テレビ及びラジオの利用
(ｳ)　町広報紙、インターネット（町ホームページ等）及びＳＮＳの利用
(ｴ)　電話、各方面委員等の利用
(ｵ)　チラシ等印刷物の利用
(ｶ)　防災情報伝達システム（戸別受信機、スマートフォンアプリ、離島屋外スピーカー等）の利用
(ｷ)　消防サイレン用スピーカーの利用
(ｸ)　防災情報のメールサービス

また、上記のほか、北海道防災情報システムのメールサービスやＬアラート（災害情報共有システム）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めることなどにより、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映する、

イ　住民に対する広報の内容

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、ボランティア団体やＮＰＯ等とも連携を図りながら正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(ｱ)　災害に関する情報及び注意事項
(ｲ)　災害応急対策とその状況
(ｳ)　災害復旧対策とその状況
(ｴ)　避難の必要性等、地域に与える影響（交通状況、医療機関の状況等）
(ｵ)　家族等の安否の情報
(ｶ)　その他必要な事項

(3)　災害対策本部職員に対する周知

町は、災害情報等を庁内放送及び庁内LAN等を利用して職員に周知するとともに、各対策部に対し、措置すべき事項及び伝達方法を連絡する。

(4)　各関係機関に対する周知

町は、必要に応じ、防災関係機関、公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して災害情報を提供する。

第３　安否情報の提供

１　安否情報の照会手続

(1)　安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあってはその名

称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。

(2)　安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第１項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認する。

(3)　安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなどの一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができる。

照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
・被災者の同居の親族 （婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
・被災者の親族（前記に掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

(4)　町は、上記(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況等、安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができる。

２　安否情報を回答するに当たっての町の対応

町は、安否情報を回答するときは、次のとおり対応する。

(1)　被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努める。

(2)　安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(3)　安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。

(4)　被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第４　広聴活動

町は、災害の状況により必要と認めたときは、町長の指示により、被災者のための相談窓口を開設するなど、被災者家族等の住民等からの問い合わせに対応する体制を整えるほか、住民からの災害に関する要望事項を関係対策部及び防災関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理に努める。

第５　災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じ、道において、各防災関係機関の情報をとりまとめて広報が実施される。

第５節　避難対策計画

第１　基本方針

大規模災害発生時においては、土砂災害、家屋倒壊、火災等の発生が予測される中、迅速かつ的確な避難活動を行う必要があるため、避難のため可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分考慮する。

第２　避難実施責任及び措置内容

風水害、火災、山（がけ）崩れ、地震、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難勧告等を行う。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を発令する必要がある。

なお、避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。

１　町長（基本法第 60 条）

(1)　町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の勧告又は指示を行う。

ア　避難のための立退きの勧告又は指示

イ　必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

ウ　近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示

(2)　町長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

(3)　町長は、前記の勧告又は指示を行ったときは、その旨を速やかに留萌振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）。

２　水防管理者（水防法第 29 条）

(1)　水防管理者は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを指示する。

(2)　水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を留萌振興局長に速やかに報告するとともに、羽幌警察署長にその旨を通知する。

３　知事又はその命を受けた道の職員（基本法第 60 条・第 72 条、水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）

(1)　知事（留萌振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のための立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

　また、知事（留萌振興局長）は、洪水、高潮、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。

(2)　知事は、災害発生により町長が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は、町長に代わって実施する。

　また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、関係機関に協力を要請する。

４　警察官又は海上保安官（基本法第 61 条、警察官職務執行法第４条）

(1)　警察官又は海上保安官は、上記１の(2)により町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退先について指示することができる。

　その場合、直ちに、その旨を町長に通知する。

(2)　警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨を報告する。

５　自衛隊（自衛隊法第 94 条等）

　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

　この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

(1)　住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第４条）
(2)　他人の土地等への立入（警察官職務執行法第６条第１項）
(3)　警戒区域の設定等（基本法第63条第３項）
(4)　他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第８項）
(5)　住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第３項）

第３　避難措置における連絡、助言、協力及び援助

１　連絡

　町、道（留萌振興局）、北海道警察（羽幌警察署）、第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）及び自衛隊は、法律又はそれぞれの計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡する。

２　助言

町は、避難のための立退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

町は、避難勧告等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

第４　避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報及び避難準備・高齢者等避難開始の周知

町長は、避難勧告等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、あらかじめ定める「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を発令する。

避難勧告等の発令に当たっては、北留萌消防組合等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難勧告等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的で分かりやすい内容とするよう配慮し、広報車、町ホームページ、防災情報伝達システム（戸別受信機、スマートフォンアプリ、離島屋外スピーカー等）、消防サイレン用スピーカー、北海道防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、口頭（町内会長等を通じて）等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期の避難行動の開始を促進できるよう配慮する。

１　周知内容

(1)　避難勧告、避難指示（緊急）、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示又は避難準備・高齢者等避難開始の理由及び内容

(2)　避難場所等及び経路

(3)　火災、盗難の予防措置等

(4)　携行品等その他の注意事項

ア　携行品は、必要最小限にする（食料・水筒・タオル・チリ紙・着替え・救急薬品・懐中電灯・携帯ラジオ等）。

イ　避難する場合は、戸締りに注意するとともに、火気危険物等の始末（器具消火、ガスの元栓の閉め等）を徹底し、火災が発生しないようにする。

ウ　服装は軽装とし、帽子・頭巾・雨合羽・防寒用具を携行する。

（注）津波など避難の経路、場所等が変わる場合には、避難の種類によりサイレンの吹鳴方法を定め、住民に周知する。

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報 避難情報等
警戒レベル５	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報 ※1
警戒レベル４	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況等になっており、緊急に避難する。	避難勧告 避難指示（緊急）※2
警戒レベル３	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル２	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報
警戒レベル１	災害への心構えを高める。	早期注意情報 （警報級の可能性）

※1　可能な範囲で発令

※2　緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令

２　伝達方法

次に掲げるもののうち、災害の状況及び地域の実情に応じ、最も迅速かつ的確に伝達することができる方法により行う。また、必要な場合は２つ以上の方法を併用する。

(1)　広報車による伝達

町、北留萌消防組合、羽幌警察署等の広報車を利用し、該当地区を巡回して伝達する。

(2)　消防サイレン用スピーカー及び防災情報伝達システム（離島屋外スピーカー）による伝達

北留萌消防組合及び防災情報伝達システムの離島屋外スピーカーを利用し、広域的に周知する。

(3)　防災情報伝達システム（離島屋外スピーカー除く）による伝達

防災情報伝達システムの戸別受信機及びスマートフォンアプリを通じ、世帯又は個人に周知する。

(4)　電話による伝達

電話等により、町内会、官公署、会社等に連絡する。

(5)　伝達員による個別伝達

避難勧告等が夜間、停電時、風雨が激しい場合等のため、全家庭に対する周知が困難であると予想されるときは、消防職員、消防団員等で班を編成し、個別に伝達する。

(6)　地域への伝達依頼

町内会、自主防災組織の会長等に対して、電話等により伝達を依頼する。

(7)　避難信号による伝達

水防計画に定める危険信号による。

(8)　Ｌアラート（災害情報共有システム）を活用した伝達（テレビ・ラジオ、緊急速報メール)、北海道防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク）を通じ、Ｌアラート（災害情報共有システム）に避難勧告等の情報を提供することによりテレビ・ラジオ放送及び緊急速報メールで伝達する。

３　防災関係機関等への通報

(1)　道に対する報告

町は、避難勧告等を発令した場合、発令者、発令の理由、避難の対象区域、発令日時、避難先を明らかに記録するとともに、直ちに留萌振興局を経由して道へ報告する。

(2)　関係機関への通報

ア　北留萌消防組合、道の出先機関、羽幌警察署又は駐在所等へ連絡し、協力を得る。

イ　避難場所として利用する学校、会館、公共機関、その他施設の管理者に対して至急連絡し、協力を求める。

ウ　近隣市町村の施設を利用することもあり、また、避難の誘導・経路によって協力を求めなければならない場合もあるので、近隣市町村に対して必要な事項を連絡する。

第５　避難方法

１　避難誘導

避難誘導は、自主防災組織等の協力を得て、町、北留萌消防組合、羽幌警察署及び施設等については各施設等が行うものとし、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておくなどの支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

また、町は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な避難」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるよう努める。特に、台風による大雨災害など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

また、避難の誘導に当たっては、町の職員、消防職員、消防団員、警察官及びその他関係者など避難誘導に当たる者の安全の確保に努める。

２　移送の方法

(1)　避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、町において車両、船艇等によって移送する。

(2)　町は、避難者移送の実施が困難な場合、他市町村又は道に対し、応援を求める。

(3)　道は、前記要請を受けた場合、関係機関に対する要請や協定を締結した運送事業者等との連携により被災者の移送について必要な措置を行う。

また、道は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人・場所・期日を示して、被災

者の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく要請に応じないときは、被災者保護の実施の必要性に鑑み、当該機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示する。

３　避難経路の設定

町は、避難に当たって、地区の状況を把握し、次の基準を参考に避難経路を設定する。

(1)　避難経路には比較的幅員の広い路線を設定する。
(2)　避難経路は浸水や斜面崩壊等による危険のない、できる限り安全なルートを設定する。
(3)　避難経路沿いには火災・爆発等の危険度の高い施設がないよう配慮する。
(4)　避難経路は２箇所以上の複数の経路を選定する。
(5)　避難経路は原則として相互に交差しない。
(6)　避難経路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。

第６　避難路及び避難場所の安全確保

町は、住民等の避難に当たり、避難措置の実施者は、避難路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

また、避難経路については、その安全を確認し、要所には誘導員を配置するなど事故防止に努める。

資料編〔物資・資機材・施設〕　　・避難施設（資料５－２）

第７　指定緊急避難場所の開設

町は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等と合わせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

第８　指定避難所の開設等

１　指定避難所の開設

町は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図る。なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努める。

また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(1)　高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
(2)　避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。
(3)　避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
(4)　著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるも

のとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用除外措置があることに留意する。

(5)　新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

２　避難所連絡員の派遣

町は、避難所を開設したときは、直ちに連絡員を派遣して駐在させ、管理に当たらせる。

また、連絡員は災害対策本部との情報連絡を行う。

３　避難場所の開設状況の記録

町は、避難所における収容状況及び物資等の受払いを明確にするため、必要な帳簿類を備える。

４　道（留萌振興局）に対する報告

避難所を開設したときは、知事（留萌振興局長）に次の内容について報告する。

(1)　避難所開設の日時、場所及び施設名
(2)　開設期間の見込み
(3)　収容状況、収容人員
(4)　炊き出し等の状況

資料編〔物資・資機材・施設〕	**・避難施設（資料５－２）**
資料編〔様式〕	**・避難者世帯名簿（別記第８号様式）**
	・避難所収容台帳（別記第９号様式）
	・避難所設置及び収容状況（別記第 10 号様式）
	・救助種目別物資受払簿（別記第 11 号様式）

第９　指定避難所の運営管理等

町は、次の事項に留意の上、各指定避難所の適切な運営管理を行う。

１　指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。

また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

２　マニュアルの作成や訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所に関与できるように配慮するよう努める。

なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努める。

３　避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報

伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努める。

4　避難所ごとに受入れされている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努める。

5　指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や医療・保健関係者等と連携して、段ボールベッドの早期導入やトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努める。

6　避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。

また、獣医師会等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

7　指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

8　やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

9　災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促す。特に要配慮者等へは、道においての「災害発生時における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努める。

10　災害の規模等に鑑み、必要に応じて避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

11　車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行う。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努める。

12　避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努める。

13　被災地において、感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

第 10　避難行動要支援者の避難行動支援

１　避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

２　避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

３　避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、全体計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

(1)　指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動
(2)　病院への移送
(3)　施設等への緊急入所

４　応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

５　在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

６　応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

第 11　広域一時滞在

１　道内における広域一時滞在

(1)　町長は、災害発生により、被災住民について、道内の他市町村における一時的な滞在（以下「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めたときは、道内の他の市町村長（以下「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求める。

(2)　道内広域一時滞在の協議をしようとするとき、町長は、あらかじめ、留萌振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。

(3)　町長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を

受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知するとともに、速やかに町長に通知する。

なお、協議先市町村長は、必要に応じて知事に助言を求める。

(4)　町長は、協議先市町村長から受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。

(5)　町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

(6)　協議先市町村長は、町長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

(7)　知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぐものとする。

なお、前記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

２　道外への広域一時滞在

(1)　災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長は、知事に対し、他の都府県知事（以下「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

(2)　知事は、町長から道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事に協議を行うとともに、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求める。

(3)　道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。

(4)　知事は、協議先知事から受入決定の通知を受けたときは、速やかに町長に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

(5)　町長は、知事から受入決定の通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

(6)　町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を知事に報告し、及び公示するとともに、避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

(7)　知事は、町長より道外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知し、また、これを公示するとともに、内閣総理大臣に報告する。

(8)　知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長から要求がない場合にあっても、協議

先知事との協議を実施する。

３　広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

４　内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により町及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長又は知事の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長又は知事との事務の引き継ぎを行う。

第６節　応急措置実施計画

第１　基本方針

町長及びその所轄の下に行動する水防団長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令の定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずる。

また、町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道、他市町村、関係機関等の協力を求める。

第２　実施責任

法令上の実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

1　町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員
2　消防機関、水防団の長及びダム管理者その他法令の規定に基づきその責任を有する者
3　警察官及び海上保安官
4　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
5　知事
6　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
7　指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

第３　町が実施する応急措置

１　警戒区域の設定（基本法第 63 条、地方自治法第 153 条）

(1)　町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2)　町長は、上記の規定により警戒区域を設定しようとする場合、基本法第61条の２の規定に基づき、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。

(3)　町長は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。

(4)　町長は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(5)　町長及び町長が指定する町の職員以外の者が代わって警戒区域設定等職務に当たる場合は、次のとおりである。

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
知事	・災害が発生した場合、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定する。	基本法第 73 条
消防吏員又は消防団員	・火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防職員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第 28 条・第 36 条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	・水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	水防法第 21 条
警察官又は海上保安官	・警察官又は海上保安官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知する。 ・警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又は消防職員又は消防団員の要求があつたときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助する。 ・警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	基本法第 63 条、 地方自治法第 153 条、 消防法第 28 条・第 36 条、 水防法第 21 条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	・災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。	基本法第 63 条

２　他人の土地、物件等の一時使用等（基本法第 64 条第１項）

町長は、町域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町域内の他人の土地、建物その他工作物（以下、本節において「工作物」という。）を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件（以下、本節において「物件」という。）を使用し、若しくは収用する。

３　災害現場の工作物及び物件の除去、保管等の実施（基本法第 64 条）

町長は、町域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下、本節において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管する。

４　住民及び現場にある者の従事命令（基本法第 65 条第１項）

町長は、町域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、町域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

第４　従事命令等の実施

町長は、基本法の規定に基づき、従事命令等を発し、応急措置を実施する場合、公用令書等を交付して行う。

この場合、施設及び土地、家屋又は物資の保管する場所に立ち入ろうとする職員は、公用令書等に定める証票を携帯しなければならない。

また、従事命令等に伴う損失等が発生した場合、次のとおり、その損失補償等を行う。

１　施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、若しくは収用した場合は、そのことにより通常生じる損失を補償する。

２　従事命令により応急措置の業務に従事した者に対する費用弁償は、救助法による救助が実施された場合の例による。

３　従事命令により応急措置の業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは、疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

資料編〔様式〕　　・公用令書等（別表　第１号様式～第６号様式）（別記第７号様式）

第５　町の実施する応急措置の代行

１　道（基本法第 73 条）

知事（留萌振興局長）は、災害が発生した場合、当該災害により市町村が実施する次に掲げる事項に関する事務の全部又は大部分の事務を行うことのできなくなったときは、町長の実施する応急措置の全部又は一部を、町長に代わって実施する。

(1)　警戒区域の設定(基本法第63条第１項)

(2)　応急公用負担の実施(基本法第64条第１項)

(3)　災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第64条第２項)

(4)　応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者の従事命令の実施(基本法第65条第１項)

２　指定行政機関・指定地方行政機関（基本法第 78 条の２）

指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害が発生した場合、当該災害により町及び道がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施する応急措置の全部又は一部を、町長に代わって実施しなければならない。

(1)　応急公用負担の実施(基本法第64条第１項)

(2)　災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施(基本法第64条第２項)

(3)　応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者の従事命令の実施(基本法第65条第１項)

第７節　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

第１　基本方針

災害が発生し、若しくは発生しようとしているとき、人命又は財産保護のための応急対策の実施が、災害対策本部だけでは不可能、若しくは困難である場合において、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められるとき、町長は、基本法第68条の２の規定により、知事に対して自衛隊の派遣要請の要求を行う。

第２　災害派遣要請

１　派遣要請権者

(1)　知事（留萌振興局長）
(2)　海上保安庁長官
(3)　第一管区海上保安本部長
(4)　空港事務所長（丘珠、新千歳、稚内、函館、釧路）

２　派遣要請基準

自衛隊への災害派遣の要請は、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、その基準は、おおむね次のとおりである。

(1)　人命救助のための応援を必要とするとき。
(2)　災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
(3)　大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
(4)　救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
(5)　主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
(6)　応急措置のため医療、防疫、給水、通信等に応援を必要とするとき。

３　災害派遣要請の要領等

(1)　要請の方法

町長は、自衛隊の災害派遣の必要を認めたときは、次の事項を明らかにした文書によって、知事（留萌振興局長）に派遣要請を依頼する。この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び町域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知する。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請を依頼し、その後速やかに文書を提出する。

ア　災害の状況及び派遣を要請する事由
イ　派遣を希望する期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　派遣部隊が展開できる場所
オ　派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(2)　要請先

派遣要請の依頼は、留萌振興局地域創生部地域政策課へ行う。

・電話：0164-42-8426　　・総合行政情報ネットワーク電話：6410-42-2191

４　緊急を要する災害派遣要請の方法

町長は、人命の緊急救助に関し、知事に要請の要求をするいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に災害派遣要請をすることができる。ただし、この場合、速やかに知事（留萌振興局長）に通知し、上記３の手続きを行う。

なお、緊急の場合の自衛隊連絡先は、次のとおりである。

(1)　陸上自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所　在　地	電 話 番 号
北部方面総監部	防衛部運用室	札幌市中央区南 26 条西 10 丁目	011-511-7116 内線～2574 ～2575 ～2576
第 2 師団長	第 3 部防衛班	旭川市春光町	0166-51-6111 内線 2791 （当直 2300）
第 2 師団第 26 普通科連隊長 （留萌駐屯地司令）	連隊第 3 科	留萌市緑ヶ丘町 1-6	0164-42-2655 内線 230 （当直 302）

(2)　海上自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所　在　地	電 話 番 号
大湊地方総監	防衛部 3 室	青森県むつ市大湊町 4-1	0175-24-1111 内線 2224 （当直 2222）
函館基地隊司令	警備科	函館市大町 10-3	0138-23-4241 内線 224 （当直 300）

(3)　航空自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所　在　地	電 話 番 号
北部航空方面隊司令部	防衛部	青森県三沢市後久保 125-7	0176-53-4121 内線 2353 （当直 3901）
第 2 航空団司令	防衛部	千歳市平和無番地	0123-23-3101 内線 2231 （当直 3800）

第３　災害派遣部隊の受入体制

１　受入準備の確立

町は、知事（留萌振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

(1)　宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、機材等の保管場所の準備その他受入れのために必要な措置をとる。

(2)　連絡職員の指名

町長は、現地責任者を指名し、派遣部隊指揮官との協議、連絡等に当たる。

(3)　作業計画の準備

応援を求める作業の内容、所要人員、機材等の確保その他必要な計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備する。

２　派遣部隊到着後の措置

(1)　派遣部隊との作業計画等の協議

町は、派遣部隊が到着したときは、目的地へ誘導するとともに、派遣部隊の指揮官と応援作業計画等について協議し、派遣部隊の活動が円滑に行われるよう調整を行う。

(2)　知事（留萌振興局長）への報告

町長は、派遣部隊到着後又は必要に応じて、次の事項を知事（留萌振興局長）に報告する。

ア　派遣部隊の長の官職氏名
イ　隊員数
ウ　到着日時
エ　従事している作業の内容及び進捗状況
オ　その他参考となる事項

(3)　自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達するとともに、町においても災害情報を自衛隊に提供する。

第４　経費負担等

１　次の費用は、派遣部隊の受入側（施設等の管理者、町等）において負担する。

(1)　資材費及び機器借上料
(2)　電話料及びその施設費
(3)　電気料
(4)　水道料
(5)　くみ取り料

２　その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定める。

３　派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

第５　派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事（留萌振興局長）に撤収要請を依頼する。ただし、文書による要請に日時を要するときは、電話等で依頼し、その後文書を提出する。

資料編〔様式〕	・自衛隊災害派遣要請の依頼（別記第 35 号様式） ・自衛隊災害派遣撤収要請の依頼（別記第 36 号様式）

第８節　広域応援・受援計画

第１　基本方針

大規模災害が発生した場合においては、広範な地域に被害が及び、社会機能が著しく低下する中にあって、消火活動や救命、救急、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。このため、町は、平素から関係機関と十分に協議し、災害時にあっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

第２　町による応援要請・応援活動

１　他市町村及び道への応援要請

(1)　道職員の派遣要請

町長は、災害の状況に応じて、道職員の派遣を要請し、必要な情報収集及び防災関係機関との調整、並びに町の行う災害応急対策等への助言・提案を受けるものとする。

(2)　応援協定による応援

町において、地震等による大規模災害等が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

(3)　基本法による応援

①　町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求める。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。

②　町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事（留萌振興局長）に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。この場合において、応援を求められ、災害応急対策の実施を要請された知事（留萌振興局長）は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないものとされている。

③　町長が他の市町村長に応援を求める場合若しくは知事（留萌振興局長）に応援又は災害応急対策の実施を要請する場合は、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理する。

ア　災害の状況及び応援を求める理由
イ　応援を要請する機関名
ウ　応援を要請する職種別人員、物資等
エ　応援を必要とする場所、期間
オ　その他必要な事項

２　他市町村に対する応援活動

町長は、知事（留萌振興局長）から災害発生市町村の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

また、被災市町村と連絡がとれない又は緊急を要する場合であって必要と認めるときは、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行う。

３　「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく協力

町は、国や道等と連携し、大規模災害発生時に被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難等であると見込まれるときは、「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」（総務省等）に基づき、必要に応じて全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整に協力する。

資料編〔条例・協定等〕　・災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定（資料８－３）

第３　国からの派遣等受入体制の確保

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、町は、リエゾン派遣の受入れ及び国に設置される緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）の現地活動拠点施設を定める。

また、国の食料・物資支援チームによる、支援物資の受入体制を確保する。

資料編〔条例・協定等〕　・北海道地方における災害時の応援に関する申合せ（資料８－６）
・災害時の応援に関する協定（資料８－７）

第４　消防機関（北留萌消防組合）

１　大規模災害が発生し、北留萌消防組合単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

２　他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

３　緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

資料編〔条例・協定等〕　・北海道広域消防相互応援協定（資料８－４）

第９節　ヘリコプター等活用計画

第１　基本方針

町内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

第２　ヘリコプター等の活動内容

１　災害応急対策活動

(1)　被災状況調査などの情報収集活動

(2)　救援物資、人員、資機材等の搬送

２　救急・救助活動

(1)　傷病者、医師等の搬送

(2)　被災者の救助救出

３　火災防御活動

(1)　空中消火

(2)　消火資機材、人員等の搬送

４　その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第３　ヘリコプターの運航要請等

１　緊急運航の要請

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に要請する。

(1)　災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

(2)　町の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合

(3)　その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

２　要請方法

町長から知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、FAXにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票を提出する。

(1)　災害の種類

(2)　災害発生の日時及び場所並びに災害の状況

(3)　災害現場の気象状況

(4)　災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法

(5)　消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制

(6)　応援に要する資機材の品目及び数量

(7)　その他必要な事項

３　要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

・TEL：011-782-3233　・FAX：011-782-3234

・総合行政情報ネットワーク電話：6-210-39-897、898

４　報告

町長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書により、総括管理者（道総務部危機管理監）に報告する。

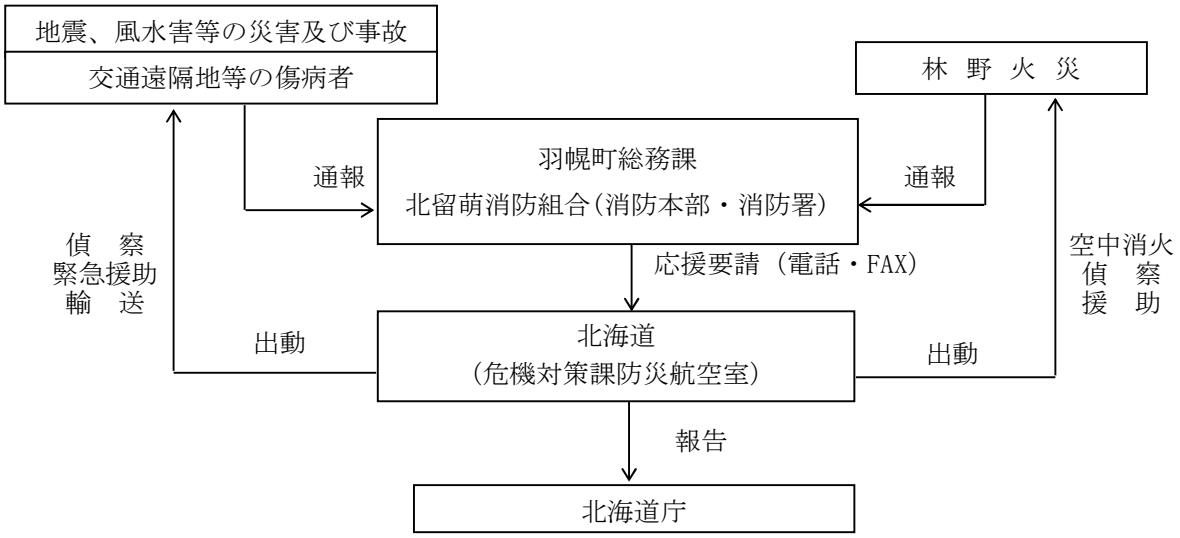
５　救急患者の緊急搬送手続等

町長は、知事に対して救急患者の緊急搬送のために、消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行う。

６　消防防災ヘリコプター運航系統

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請に係る系統図は、次のとおりである。

消防防災ヘリコプター緊急運航要請系統



資料編〔条例・協定等〕	・北海道消防防災ヘリコプター応援協定（資料８－５）
資料編〔通信・輸送〕	・北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領（資料６－５）
	・ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領（資料６－６）
資料編〔様式〕	・北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（別記第 32 号様式）
	・北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（別記第 33 号様式）
	・救急患者の緊急搬送情報伝達票（別記第 34 号様式）

第４　受入体制等の確保

町長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

(1)　離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

(2)　安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講ずる。

資料編〔通信・輸送〕　　・ヘリコプター離着陸場（資料６－４）

第 10 節　救助救出計画

第１　基本方針

町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど、円滑な連携の下に実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第２　実施責任

１　町（北留萌消防組合）

町（救助法を適用された場合を含む。）は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は、日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、町の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、道（留萌振興局）等に応援を求める。

２　北海道警察

被災地域において生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出を実施する。

３　第一管区海上保安本部

海上における遭難者の救助救出を実施する。

４　道

道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、町から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

また、町のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

第３　救助救出活動

１　救出対象者

災害により、現に生命、身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態で、おおむね次に該当するとき、救助救出活動を行う。

(1)　火災の際、火中に取り残された場合
(2)　台風等により倒壊家屋の下敷きになった場合
(3)　水害の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合
(4)　山崩れ、地すべり等により生き埋めとなった場合
(5)　自動車等の大事故が発生した場合

２　被災地域における救助救出活動

町、北留萌消防組合及び羽幌警察署は、自らの安全確保を図りつつ、緊密な連携の下に被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

３　海上における救助救出活動

第一管区海上保安本部は、海上災害が発生した場合、速やかに巡視船艇及び航空機により、海上における遭難者の救助活動を実施する。

４　救出状況の記録

被災者を救出した場合は、その状況を記録する。

資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第 11 号様式）
	・被災者救出状況記録簿（別記第 12 号様式）

第 11 節　医療救護計画

第１　基本方針

災害発生時には、住民の生命を守ることを最優先の目的として、町は、関係機関との緊密な連携をとりつつ、その全機能をあげて、迅速かつ的確な人命救助活動、医療活動等の応急対策に取り組む。

第２　基本原則

１　医療救護活動は、原則として町又は道が設置する救護所において、救護班が実施するが、災害急性期（発災後おおむね48時間以内）においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）を被災地に派遣する。

２　救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。

３　災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。

４　救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりである。

(1)　トリアージ（重症度や緊急性などを判断し、医療救護等の優先順位を決定すること。）

(2)　傷病者に対する応急処置及び医療

(3)　傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

(4)　助産救護

(5)　被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ。）

(6)　被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ。）

５　災害派遣精神医療チーム(DPAT)は、災害時における、こころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。

６　災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりである。

(1)　傷病者に対する精神科医療

(2)　被災者及び支援者に対する精神保健活動

第３　実施責任

１　町

(1)　災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、民生対策部保健医療班を中心に、自ら救護班を編成し、又は道その他の関係機関に協力を要請する。

(2)　被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

２　道

(1)　災害発生時に町等からの支援要請による保健医療福祉活動チーム（災害対策に係る保健医療福祉活動を行うチームをいう。）の派遣、受入れ等を円滑に実施するため、保健医療福祉

活動の総合調整を行う「保健医療福祉調整本部」を設置し、保健医療福祉活動を円滑に行うための体制の整備に努める。

(2)　救助法を適用した場合、又は町から医療救護に関する協力要請があった場合で医療救護活動を必要と認めたときは、適時適切な場所に救護所を設置する。また、避難所の設置が長期間にわたる場合には、必要に応じて避難所に救護センターを併設する。

(3)　被災地等の医療機関の診療状況等の情報を北海道救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握する。

(4)　災害拠点病院及び協力機関等に災害派遣医療チーム（DMAT）、救護班の派遣を要請するとともに、道立医療機関の所属医師等により編成する救護班を派遣する。

(5)　必要に応じて精神科病院等に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成に必要な医師、薬剤師、看護師、臨床心理技術者等の派遣を要請するとともに、派遣に係る調整を行う。

(6)　被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理(こころのケアを含む。)を行うため、医師、薬剤師、保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施する。また、被災したことによるこころの健康のために、「災害時こころのケアの手引き」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。

３　災害拠点病院

(1)　道の要請に基づき救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣し、医療救護活動を行う。

(2)　被災患者を受け入れるとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出等により地域の医療機関を支援する。

４　協力機関等

(1)　独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所

独立行政法人国立病院機構各病院の救護班の連絡調整並びに派遣及び医療救護活動を行う。

(2)　独立行政法人労働者安全福祉機構

道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

(3)　日本赤十字社北海道支部

道の要請に基づき、赤十字病院の救護班及びこころのケア班を派遣し、医療救護及びこころのケア活動を行う。

(4)　その他の公的医療機関の開設者

医療法第31条の規定による公的医療機関の開設者（上記(3)を除く。）は、道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

(5)　北海道医師会

道の要請に基づき、救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

(6)　北海道歯科医師会

道の要請に基づき、救護班を派遣し歯科医療救護活動を行う。

(7)　北海道薬剤師会

道の要請に基づき、救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

(8)　北海道看護協会

道の要請に基づき、災害支援ナース等看護職を派遣し、看護職医療救護活動を行う。

(9)　北海道柔道整復師会

道の要請に基づき、柔道整復救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

資料編〔物資・資機材・施設〕　・医療機関（資料５－５）

第４　医療救護の対象

１　対象者

(1)　医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

(2)　災害の発生日前後７日以内の分娩者又は分娩予定者で災害のため助産の途を失った者

２　対象者の把握

対象者の把握は、所管の如何を問わず、町内会長等を通じて、できる限り正確かつ迅速に行い、町長に通知する。通知を受けた町長は、直ちに救護に関し、医療、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資器材の確保、手配等必要な措置を講ずるよう関係部班に指示する。

第５　医療救護活動の実施

１　救護班の派遣

町は、災害現地において医療の必要があるときは、羽幌三師会に救護班の編成及び派遣を要請して医療救護活動を行うものとし、要請する場合は、次の項目を通知する。

(1)　災害発生の日時、場所、原因及び状況

(2)　出動の時期及び場所

(3)　出動を要する人員及び資機材

(4)　その他必要な事項

２　応急救護所の設置

町が設置する応急救護所は、町内各医療機関を原則とするが、災害の状況により、学校、体育館等公共施設を利用する。

３　関係機関の応援

町長は、災害の規模に応じ、道、その他の関係機関に協力を要請する。

４　医療機関による治療

医療機関（診療所）によって医療を実施することが適当な場合、町は、災害地の医療機関（診療所）等に移送収容して治療を行う。

５　健康管理

町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

６　費用及び期間

救助法の基準による。

７　医療救護活動実施の記録

医療救護活動を実施した場合は、その状況を記録する。

資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第 11 号様式） ・救護班活動状況（別記第 21 号様式） ・医療実施状況（別記第 22 号様式） ・助産台帳（別記第 23 号様式）

第６　輸送体制の確保

１　救護班等

救護班等の移動手段についてはそれぞれの機関で行うが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により、輸送を行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

２　重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として北留萌消防組合が実施する。

ただし、救急車両が確保できないときは、町、道又は救護班が確保した車両により搬送するものとし、道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

第７　医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は町内薬局等からの調達により確保する。ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

第８　臨時の医療施設に関する特例

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第 12 節　防疫計画

第１　基本方針

町は、災害発生時には、生活環境の悪化を防ぎ、感染症の流行を防止するのに十分な防疫活動を実施する。

第２　実施責任

町及び道は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

１　町

(1)　感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。

(2)　留萌振興局（北海道留萌保健所長）の指導の下、集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

２　道

(1)　感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号）（以下「感染症法」という。）に基づく防疫措置を実施する。

(2)　町が実施する防疫に関する業務を指導、支援し、かつその総合調整を行う。

(3)　地域内における保健指導等を円滑に行うための総合調整に努める。

第３　防疫体制の確立

１　防疫班の編成

(1)　町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成する。

(2)　防疫班は、おおむね衛生技術者１名、事務職員１名、作業員２～３名をもって編成する。

２　防疫用資機材の調達

防疫を行うに当たり、町が所有する消毒機等の防疫用資機材が不足した場合は、保健所又は近隣町村等に対し、応援を要請する。

第４　感染症の予防

町は、次のとおり感染症の予防措置を講ずる。

１　予防接種

知事から感染症予防上必要と認め、対象者の範囲及び期日を指定して指示があったときは、予防接種を実施する。

２　清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町は管理する道路溝渠、公園等

の公共の場所を中心に実施する。

(1)　ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。

(2)　し尿

し尿は、できる限り、し尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させるなどの方法により不衛生にならないよう処分する。

３　消毒方法

感染症法第27条第２項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年１月30日付け健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施する。

４　ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症法第28条第２項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

５　生活用水の供給

感染症法第31条第２項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器による搬送、ろ水機によるろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施する。

なお、供給量は１日１人当たり約20リットルを目安とする。

６　一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合は、当該井戸等の設置者等に対し、「北海道飲用井戸等衛生対策要領」に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底する。

第５　指定避難所等の防疫指導

町は、指定避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施する。

１　健康調査等

指定避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

２　清潔方法、消毒方法等の指導

留萌振興局（北海道留萌保健所長）の指導の下、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。

また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

３　集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従する。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させる。

４　飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させる。

第６　家畜、畜舎の防疫

被災地の家畜防疫は、知事の指示の下、家畜保健衛生所長が家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号）に基づき、家畜防疫上必要があると認めたときは、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のため、被災地域の家畜の飼養者に対する飼養衛生管理に関する助言・指導、家畜の飼養場所への立入検査・消毒等、防疫体制の整備等を行う。

第 13 節　災害警備計画

第１　基本方針

町は、北海道警察及び第一管区海上保安部が実施する警戒、警備に関し、必要な連携・協力を行い、地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持、安全確保を図る。

第２　北海道警察（羽幌警察署）

北海道警察（羽幌警察署）は、関係機関と緊密な連携の下に災害警備諸対策を推進するほか、各種災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び道民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

１　災害警備体制の確立

各種災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて、別に定めるところにより災害警備本部等を設置する。

２　応急対策の実施

(1)　災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。

(2)　住民の避難に当たっては、町、北留萌消防組合等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たる。

(3)　各種災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努める。

(4)　防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、死体見分等に当たる。

第３　第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）

第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）は、海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講ずる。

１　巡視船艇・航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防及び取締りを行う。

２　巡視船艇・航空機により警戒区域(基本法第63条)又は重要施設周辺海域の警戒を行う。

３　治安の維持に必要な情報の収集を行う。

第 14 節　交通応急対策計画

第１　基本方針

町は、災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、路上障害物を速やかに除去するとともに、必要に応じ交通規制を実施するなど交通の確保に努める。

第２　実施責任

１　町

町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努める。

また、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに、迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にして交通の確保に努める。

さらに、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

２　北留萌消防組合

(1)　消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(2)　消防吏員は、上記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

３　北海道公安委員会（羽幌警察署）

(1)　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

(2)　通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(3)　上記(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

４　第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）

海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の規制等を行う。

５　北海道開発局

国道の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに、迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

６　道

(1)　道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険個所等を把握するとともに、障害物の除去に努める。

(2)　交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに、迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら交通の確保に努める。

(3)　道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとするとともに、ガソリン等について、町長等の要請に基づきあっせん及び調達を行う。

７　自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合、次の措置をとることができる。

(1)　自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。

(2)　警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去を命ずること。

(3)　現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

８　一般社団法人北海道警備業協会

一般社団法人北海道警備業協会及び支部は、災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について、「災害時における交通誘導業務等に関する協定」等により関係機関の支援を行う。

第３　道路の交通規制

１　道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者、北海道公安委員会及び羽幌警察署は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

(1)　損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間

(2)　迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点

(3)　緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

２　交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施する。

(1)　交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。

(2)　緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

３　関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係

機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

第４　海上交通安全の確保

第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

１　船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。

２　海難の発生、その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

３　海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告することができる。

４　水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置することなどにより水路の安全を確保する。

５　航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第５　緊急輸送のための交通規制

１　緊急通行車両の確認手続

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

町は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両について、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を申請する。

(1)　確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁（留萌振興局）又は北海道警察本部、旭川方面本部、羽幌警察署及び交通検問所で行う。

(2)　証明書及び標章の受領

緊急通行車両であると確認を受けたものについては、各車両に「緊急通行車両確認証明書」、「標章」の交付を受け、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(3)　緊急通行車両

ア　次の事項について行う基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両であること。

(ｱ)　特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難勧告、避難指示（緊急）に関する事項

(ｲ)　消防、水防その他の応急措置に関する事項

(ｳ)　被災者の救難、救助その他保護に関する事項

(ｴ)　災害を受けた児童生徒の応急の教育に関する事項

(ｵ)　施設及び設備の応急の復旧に関する事項

(ｶ)　清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

(ｷ)　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

(ｸ)　緊急輸送の確保に関する事項

(ｹ)　その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ　指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。

(4)　事前届出制度の普及等

町は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

２　規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両として北海道公安委員会が決定した車両は、規制除外車両として取り扱う。

(1)　確認場所

規制除外車両の確認は、北海道警察本部、旭川方面本部、羽幌警察署及び交通検問所で行う。

(2)　証明書の受領及び標章の掲示

規制除外車両であると確認を受けたものについては、各車両ごとに「規制除外車両確認証明書」、「標章」の交付を受け、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(3)　事前届出制度

規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通道路の通行を認めることが適切である車両については、北海道公安委員会に事前届出をすることができる。事前届出の対象とする車両は以下のとおりとする。

(ｱ)　医師・歯科医師・医療機関が使用する車両

(ｲ)　医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両

(ｳ)　患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

(ｴ)　建設用重機・道路警戒作業用車両又は重機輸送用車両

３　放置車両対策

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。なお、運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、自ら車両の移動等を行う。

資料編〔通信・輸送〕	・緊急通行車両標章（資料６－１）
資料編〔様式〕	・緊急通行車両等・規制除外車両事前届出書（別記第 13 号様式）

第６　緊急輸送道路等の確保

緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、地震時にネットワークとして機能することが重要である。

町は、災害時における円滑な避難、救急、消火活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、防災関係機関と連携の下、該当する緊急輸送道路の障害物等の除去等により緊急輸送道路の確保に努める。

また、船舶による輸送を円滑に行うため、港湾における耐震強化岸壁等の整備を推進する。

資料編〔通信・輸送〕	・緊急輸送道路（資料６－２）
	・緊急輸送岸壁（資料６－３）

第 15 節　輸送計画

第１　基本方針

町は、災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下、本節において「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実に行う。

なお、国、道及び町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。その際、道及び町は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

第２　実施責任

１　町

災害時輸送は、町長が、防災関係機関の協力を得て行う。

２　北海道運輸局

鉄道、軌道及び自動車輸送並びに海上又は港湾運送等の調整及び確保を図る。

３　日本通運株式会社

自動車による輸送を実施する。

４　道

災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要があるときは、運輸局、空港事務所、又は、第一管区海上保安本部に輸送の措置を要請する。

５　北海道バス協会、北海道トラック協会、運送事業者等

北海道運輸局長からの要請、又は災害事態が急迫し、北海道運輸局長からの輸送の措置を待ついとまのない場合において、知事から要請のあったとき、緊急輸送を実施する。

６　東京航空局道内各空港事務所

航空機の運航方法、時期などの調整を行い、安全な航空輸送の確保を図る。

７　第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）

人員又は物資の緊急輸送について、必要に応じ、又は関係機関の要請があったときは、迅速かつ積極的に実施する。

第３　輸送の範囲

災害時における輸送の範囲はおおむね次に掲げるものとし、住民の生命及び身体の保護に直接関わるものを最優先する。

輸送の順位としては、種類、数量、緊急度及び交通施設の状況等を勘案して、人命の安全、被害の拡大防止、応急対策の円滑な実施の順に配慮しながら行う。

１　被災者を避難させるための輸送

２　医療及び助産で緊急を要する者の輸送

３　応急対策のための必要な人員、器材の輸送
４　飲料水の確保と運搬給水
５　救援物資の輸送
６　その他本部が行う輸送

第４　災害時輸送の方法

町は、被災地の状況を総合的に判断し、次に掲げるうち、最も適切な方法により災害時輸送を実施する。

１　車両等による輸送

災害時輸送は、一次的には自機関の所有する車両、舟艇等を使用し、被災地までの距離、被害の状況等により、所有する台数では不足する場合は、他の機関に応援要請し、又は民間の車両を借り上げて行う。

２　人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者による人力輸送を行う。

３　海上輸送

車両等による陸上輸送が困難な場合は、関係機関に要請して舟艇により輸送を行う。

４　空中輸送

地上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合、又は山間へき地等航空機による輸送を必要とする場合には、道に対し、道、自衛隊又は北海道警察等による航空機輸送の要請を行う。

第５　輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次のとおりである。

１　国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送

国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。

２　要請により運送事業者が行う災害時輸送

輸送計画に基づき、知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した知事が支払う。

なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

３　実施状況の記録

災害時輸送を実施した場合は、その状況を記録する。

資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第 11 号様式） ・輸送記録簿（別記第 14 号様式）

第 16 節　食料供給計画

第１　基本方針

町は、災害発生時において、関係機関の協力の下、被災地の住民及び災害応急対策実働従事者に供給する食料を調達するとともに、迅速かつ的確に食料の供給、炊き出しを実施する。この場合において、避難所に避難している被災者のみならず、避難所以外に避難した被災者あるいは在宅の被災者への供給にも配慮する。

第２　実施責任

１　町

被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。

２　道

必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。

３　北海道農政事務所

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

第３　食料の供給方針

１　供給品目

供給品目は、米飯、パン、乾パン、缶詰、インスタント食品等とし、人工栄養を必要とする乳児は、粉ミルクとする。

２　供給の対象

(1)　避難指示等に基づき避難場所に収容された者
(2)　住家が被害を受け、炊事が不可能な者
(3)　旅行者、町内通過者などで、他に食料を得る手段のない者
(4)　施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
(5)　災害応急活動従事者

３　要配慮者等への配慮

食料の調達・供給に当たっては、要配慮者や乳幼児等のニーズに配慮する。

第４　食料の確保

町は、災害時の救助用として、食料を次のとおり確保する。

１　災害救助用米穀等以外の米穀

管内の関係機関、米穀販売業者と協議し、主要地を重点に、保管設備を有する販売業者を選定し、常時、政府所有米穀以外の米穀を保管・確保させ、災害発生に当たり、応急的にこれを活用供給でき得るよう常に態勢を整えておくものとする。

２　個人の備蓄

「自らの身の安全は自らが守る」のが防災の基本であることから、住民に対し、家庭内の食

料備蓄について普及・啓発を図り、災害時においてはこれを活用する。

３　町の備蓄

生命及び生活を維持するために必要となる食料について、集中備蓄又は分散備蓄の両方により保管・管理し、応急時においてこれを供給する。

４　流通備蓄

あらかじめ関係業界団体と協議し、災害時の食料の融通協力協定を締結し、応急時に提供を要請する。

５　道への要請

被災者等に応急供給を実施する必要があると認めるときは、災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀等食料の所要数量を知事に申請する。

６　農林水産省政策統括官への要請

政府所有米殻の調達を要するときは、知事に対し、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）への政府所有米穀の緊急の引渡要請を依頼する。ただし、通信機能不全等により手続きがとれない場合、町長は、直接政策統括官に要請する。

知事及び町長は、当該米穀を買い受ける場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年５月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、政策統括官と売買契約を締結した上で、政策統括官と販売等業務委託契約を締結している受託事業体から当該米穀の引き渡しを受ける。

第５　供給輸送の方法

食料の輸送に当たり、車両等の輸送施設を必要とする場合は、「本編　第２章　第15節　輸送計画」により措置する。

第６　食料の供給

１　需要の把握

町は、被災者等に対する食料の需要を把握し、食料等の調達計画を作成するとともに、必要な量の食料の調達を行う。この際、特に要配慮者に配慮して需要を把握することに努める。

なお、災害応急活動従事者に対する食料の需要は各部各班で把握し、総務対策部総務班がとりまとめて調達を行う。

２　食料の配給

被災者に対する食料の配給は、町内会及び住民組織等の協力を得て、次のとおり行う。

(1)　配給は、原則として避難所において行う。
(2)　自宅等に残留する被災者に対しては、最寄りの避難所において配給する。
(3)　被災者に対する配給は、公平かつ円滑に実施できるよう配慮する。

３　食料供給時の留意事項

町は、次の事項に留意の上、常に食品衛生等を心掛ける。

(1)　炊出所には、飲料適水を十分供給する。
(2)　供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し、備え付ける。

(3)　炊出所には、洗浄設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。
(4)　炊き出しに当たっては、ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。
(5)　使用原材料は、できるだけ信用のある業者から仕入れを行い、保管に注意する。

４　費用及び期間

救助法の定めに準じて行う。

第７　炊き出し計画

１　現場責任者

炊き出しを実施する場合、当該部班員の中から現場の責任者を指定し、指揮監督に当たらせる。

２　炊き出しの方法

炊き出しは、日本赤十字社北海道支部、日赤奉仕団（羽幌町分区)、ボランティア団体等の協力を得て、給食施設その他給食施設を有する事業所等を利用して行う。

なお、町において直接炊き出しすることが困難で、町内の弁当業者等に発注することが実情に即すると認められるときは、当該業者等を利用する。

また、必要がある場合は、留萌振興局長に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

３　炊き出し給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、その状況を記録する。

資料編〔物資・資機材・施設〕	・炊き出し施設（資料５－３）
資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第 11 号様式）
	・炊き出し給与状況（別記第 15 号様式）

第 17 節　給水計画

第１　基本方針

災害のため、飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない住民に対し、衛生的で清浄な飲料水の供給体制の確立を図る。

なお、自己努力により飲料水を確保する住民に対しては、衛生上の注意を広報する。

飲料水の供給に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情にも十分配慮する。

第２　実施責任

１　町

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

２　道

町の水道施設等が被災し、広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の調達の調整、給水関始の指導を行う。

第３　飲料水の供給方針

１　給水対象者

災害のため飲料水を得ることができない者とする。

２　給水量

１人１日当たりの給水量は、おおむね３リットルとする。

第４　飲料水の確保

１　個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後３日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報しておき、災害時においてはこれを活用する。

２　生活用水の確保

町は、災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給する。

３　給水資機材の確保

町は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たる。

第５　給水の実施

１　給水の方法

(1)　輸送による給水

町は、被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合、給水車(給水タンク車・散水車・消防タンク車等)により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送の上、住民に給水する。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2)　浄水装置による給水

町は、輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給する。

(3)　家庭用井戸等による給水

町は、被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給する。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質として供給する。

２　応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。

なお、知事は、その事態に照らして緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず町に対する応急給水について必要な措置を講ずる。

３　住民への周知

町は、給水に当たっては、広報車の巡回又は消防サイレン用スピーカー、防災情報伝達システム（戸別受信機、スマートフォンアプリ、離島屋外スピーカー等）等により、住民に周知する。

(1)　給水拠点の場所及び給水方法

(2)　水道施設の被害状況及び復旧見込み

(3)　その他必要事項

４　費用及び期間

救助法の定めに準じて行う。

５　給水の記録

給水を実施した場合は、その状況を記録する。

資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第 11 号様式） ・飲料水の供給簿（別記第 16 号様式）

第 18 節　衣料・生活必需物資供給計画

第１　基本方針

災害時に被災者に配布する衣料、生活必需品その他の物資について確保し、供給を迅速かつ確実に行う。

なお、生活必需品等の給与等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。

第２　実施責任

１　町

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施する。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行う。

２　道

知事は、災害時における災害救助用物資について、町長等の要請に基づき、あっせん及び調達を行う。なお、町において物資が不足し、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らして緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず物資を確保し、輸送する。

また、災害時に備え、生活必需品を取り扱う業者等と迅速に調達できるよう事前に連絡調整を行う。

町長に物資を配分するときは、無償・有償の区分を明確化するとともに、配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給与又は貸与するよう助言する。

３　指定地方行政機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を図る。

なお、経済産業省が救援物資の供給・確保を緊急に行う必要が生じた場合、北海道経済産業局は、町等と十分連絡をとりつつ被災地の物資調達状況を、供給・確保後はその到着状況等について確認する。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を実施する。

第３　物資の供給方針

１　対象者

町長が、給与又は貸与する対象者は、おおむね次のとおりである。

(1)　住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者

(2)　被服等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難と思われる者

２　物資の種類

町長が、被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は、おおむね次のとおりとし、被災状況

及び物資調達の状況等から給与又は貸与する物資を決定する。

なお、給与又は貸与する物資は、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮しながら行う。

(1)　寝具（毛布、布団、タオルケット等）
(2)　外衣（洋服、作業衣、子供服等）
(3)　肌着（シャツ、パンツ等）
(4)　身の回り品（タオル、手拭き、靴下、傘等）
(5)　炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
(6)　食器（茶碗、皿、箸等）
(7)　日用品（石けん、チリ紙、歯ブラシ、歯磨き粉、生理用品等）
(8)　光熱材料（マッチ、ロウソク等）
(9)　その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

３　要配慮者への配慮

生活必需品の供給に際しては、紙おむつ、介護用品、スプーン、哺乳びん等の確保に努め、要配慮者に優先的に配分するなどの配慮を行う。

第４　物資の確保

町は、物資の調達に当たっては、世帯構成員別被害状況を把握した上で物資購入（配分）計画表を作成し、これに基づき必要数量を次により調達する。

１　地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。
２　地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求める。また、必要に応じて日本赤十字社北海道支部へ災害救助物資の供給を要請する。
３　生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておくなど、迅速に調達できる方法を定めておくものとする。

第５　物資の供給

１　給与又は貸与の方法

町長は、調達物資の受払状況を明確にし、給与又は貸与については、物資購入の際作成する物資購入（配分）計画表に基づき、住民組織等の協力を得ながら、迅速かつ的確に行う。

２　費用及び期間

救助法の定めに準じて行う。

３　給与又は貸与に係る実施状況の記録

物資の給与又は貸与を実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第 11 号様式） ・世帯構成員別被害状況（別記第 17 号様式） ・物資購入（配分）計画表（別記第 18 号様式） ・物資の給与状況（別記第 19 号様式） ・物資給与及び受領簿（別記第 20 号様式）

第 19 節　石油類燃料供給計画

第１　基本方針

町は、災害応急対策活動を円滑に実施するため、災害時の石油類燃料（LPGを含む。）の確保を図るとともに、被災者等に対する炊き出し等に必要な石油類燃料の供給又はあっせんを行う。

第２　実施責任

１　町

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努める。

２　道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設（以下本節において「重要施設」という。）の管理者又は町長等からの要請に基づき、北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

また、石油の備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

第３　石油類燃料の確保

町は、次の事項に留意の上、石油類燃料の確保を図るものとし、確保に当たっては、卸売組合、協同組合、主要業者に対して協力を要請し、又はあっせんを求める。

１　地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。

２　地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておくなど、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定める。

３　地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求める。

４　LPG（液化石油ガス）については、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

５　燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、町民に対し、節度ある給油マナーと燃料の節約について呼びかけを行う。

第４　平常時の取組

町は、関係団体と協力して、町民に対し、車両等の燃料を日頃から満量としておくよう心掛け平常時から燃料を確保するよう啓発を行う。

第 20 節　電力施設災害応急計画

第１　基本方針

災害時には、地震、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障を及ぼす可能性があるため、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。このため、町は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社の電力施設の防護、復旧活動に協力し、早急な電力供給の確保に努める。

第２　協力体制の確立

災害により電力施設に被害が発生した場合は、早急な電力供給の確保を図るため、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社に対する協力体制を確立する。

第３　広報活動

町は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社と協力し、電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するため、住民に対し次のような注意喚起を行う。

１　垂れ下がった電線には絶対触らないこと。
２　浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定等で安全を確認の上使用すること。
３　外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

第 21 節　ガス施設災害応急計画

第１　基本方針

災害時には、プロパンガスの埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、町は、北海道LPガス協会による応急対策に協力し、ガス災害から住民を保護する。

第２　協力体制の確立

災害によりガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、北海道LPガス協会に対する協力体制を確立する。

第３　広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、供給再開時の事故を防止するため、住民に対して次の事項を十分周知する。

１　あらかじめ通知する管内検査及び点火試験の当日は、なるべく在宅すること。不在の場合は、前もって営業所に連絡すること。

２　点火試験に合格するまでは、ガス器具を使用しないこと。

３　使用後に異常を発見した場合は、直ちに使用を中止し、バルブを閉めた後、営業所及び消防署に連絡すること。

第 22 節　上下水道施設対策計画

第１　基本方針

上下水道施設等に災害が発生し又は発生するおそれがある場合、町は、当該施設を災害から防御するとともに、災害が発生した場合には速やかに応急復旧を行い、上下水道の確保を図る。

第２　上水道

１　応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な故障を及ぼすものであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際して、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

(1)　施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
(2)　要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
(3)　被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
(4)　住民への広報活動を行う。

２　広報

災害により水道施設に被害が生じた場合、町は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

(1)　水道施設の被害状況及び復旧見込み
(2)　臨時給水拠点の場所及び応急給水見込み
(3)　水質についての注意事項

第３　下水道及び集落排水

１　応急復旧

町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際して、次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

(1)　施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
(2)　要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
(3)　被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
(4)　管渠・マンホール内部の土砂の浚渫（水深を深くするために土砂を掘削すること。）、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
(5)　処理場及びポンプ場への流水水量の増大による二次災害を防止するため、やむを得ずマンホール開放、バイパス放流等の緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
(6)　住民への広報活動を行う。

２　広報

町は、下水道施設等に被害が生じた場合、その被害状況及び復旧見込み等について、広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第 23 節　応急土木対策計画

第１　基本方針

町は、災害時の公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の応急復旧対策のため、必要な措置を図る。

第２　災害の原因及び被害種別

１　災害の原因

暴風、竜巻、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象
豪雨、豪雪、融雪、なだれ及び異常気象等による出水
波浪
津波
山崩れ
地すべり
土石流
がけ崩れ
なだれ
落雷

２　被害種別

道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
盛土及び切土法面の崩壊
道路上の崩土堆積
トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
河川、砂防堰堤、港湾及び漁港の埋塞
堤防、消波工、離岸堤、突堤及びその他海岸を防護する施設の被害
砂防及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
溜池等堰堤の流失及び決壊
下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害
岸壁・物揚場の倒壊及び陥没
航路・泊地の埋没

第３　応急土木復旧対策

１　実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

２　応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次のとおり実施するものとし、町単独での実施が困難な場合は、関係機関

に応援を要請する。

(1)　応急措置の準備

ア　所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。

イ　災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期する。

(2)　応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、関係機関、自衛隊等の協力を求める。

(3)　応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により、応急措置に準じて応急復旧を実施する。

第４　関係機関等の協力

関係機関等は、法令及びそれぞれの計画で定めるところにより、必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力する。

また、土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確かつ円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第 24 節　被災宅地安全対策計画

第１　基本方針

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下、本節で「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下、本節で「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を図る。

第２　実施責任

１　危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

２　危険度判定の支援

知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（以下、本節で「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

３　判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

(1)　「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し、判定を行う。

(2)　宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の３区分に判定する。

(3)　判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、法面等）に判定ステッカーを表示する。

被災宅地の危険度判定結果の表示

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

第３　危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下、本節において「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は、次の業務を行う。

１　宅地に係る被害情報の収集
２　判定実施計画の作成
３　宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
４　判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
５　判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

第４　事前準備

町及び道は、災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき、次の取組に努める。

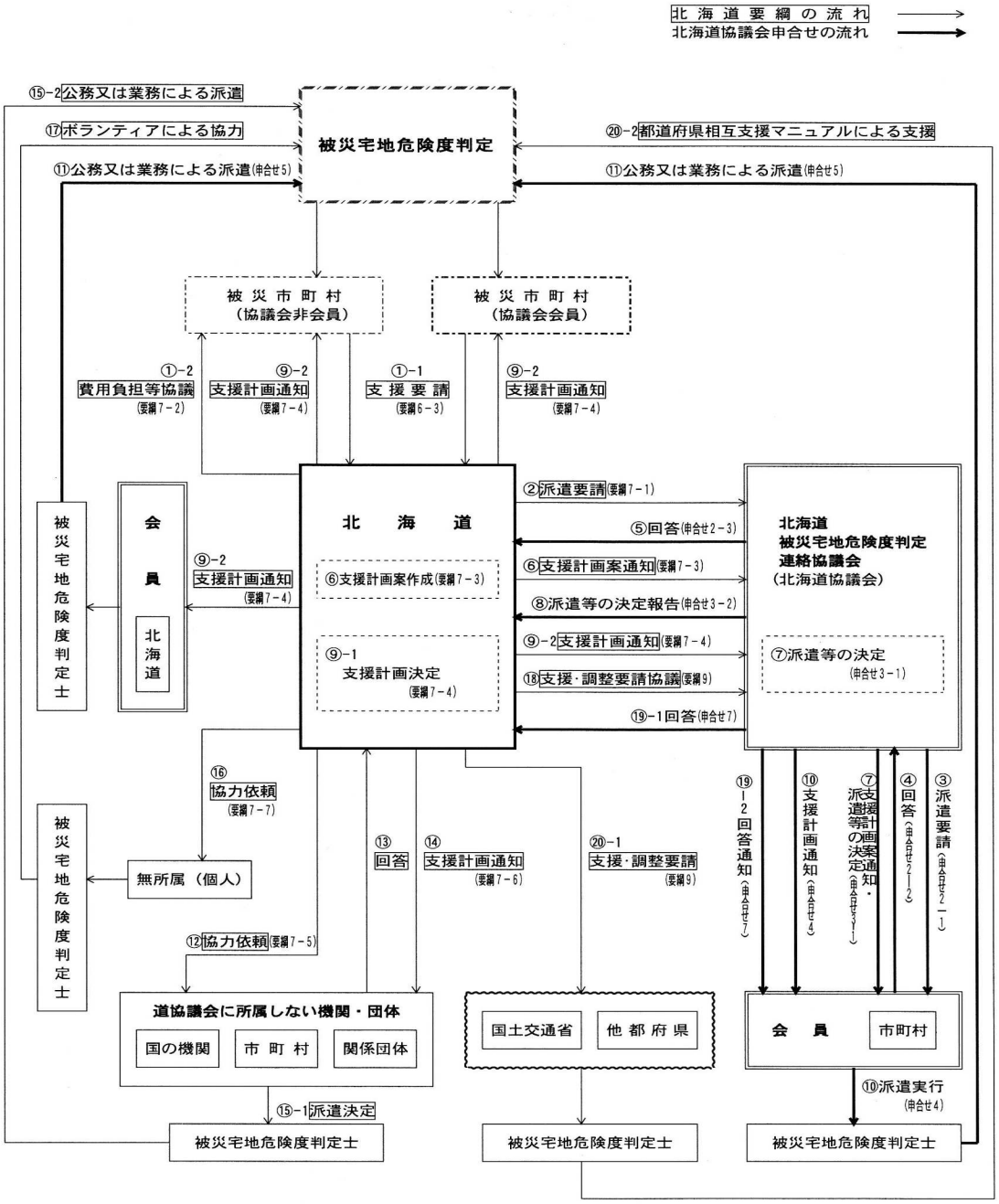
１　町と道は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。

２　道は、国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）及び道協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。

３　道は、町及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。

４　町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

被災宅地危険度判定実施の流れ図



第 25 節　住宅対策計画

第１　基本方針

町は、災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理を実施する。

なお、建設に当たっては、速やかに道と協議を行うとともに、二次災害に十分配慮する。

第２　実施責任

１　町

町は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施する。

また、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

なお、町長が、応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

２　道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

第３　実施の方法

１　避難所

町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設する。

２　公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

３　応急仮設住宅

(1)　入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保できないものとする。

(2)　入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行う。

(3)　応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行う。

(4)　応急仮設住宅の建設用地

町は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握する。

(5)　建設戸数(借上げを含む。)

町長は、道に要請し、道は町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

(6)　規模、構造、存続期間及び費用

ア　応急仮設住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、２～６戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

イ　応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事(又は、借上げに係る契約を締結)を完了した後、３月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、２年以内とすることができる。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに期間を延長することができる。

ウ　費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7)　維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

(8)　運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

４　平常時の規制の適用除外措置

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

５　住宅の応急修理

(1)　対象者

ア　住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

イ　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(2)　応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3)　修理の範囲と費用

ア　応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ　費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

６　災害公営住宅の整備

(1)　災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の１以上に達した場合に、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国から補助を受けて整備し、入居させるものとする。

ア　地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合

(ｱ)　被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき。

(ｲ)　１市町村の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき。

(ｳ)　滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の１割以上のとき。

イ　火災による場合

(ｱ)　被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき。

(ｲ)　滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の１割以上のとき。

(2)　整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理する。ただし、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行う。

(3)　整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準による。

ア　入居者資格

(ｱ)　当該災害発生の日から３年間は当該災害により住宅を失った者であること。

(ｲ)　収入分位 50%（月収 259,000 円）を限度に、条例で定める収入以下の者であること。
（当該災害発生の日から３年を経過した後は、158,000 円）

(ｳ)　現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ　構　造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ　整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度。

エ　国庫補助

(ｱ)　建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の 2/3。ただし、激甚災害の場合は 3/4

(ｲ)　借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の 2/5

７　住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

資料編〔様式〕	・応急仮設住宅台帳（別記第 25 号様式） ・住宅応急修理記録簿（別記第 26 号様式）

第４　資材等の調達

町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道にあっせんを依頼する。

第 26 節　障害物除去計画

第１　基本方針

町は、災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る。

第２　実施責任

１　道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去

道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去は、道路法、河川法及び海岸法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力して交通の確保を図る。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合、町長が知事の委任により行う。

２　海上で障害を及ぼしているものの除去

海上で障害を及ぼしているものの除去は、「本編　第２章　第14節　交通応急対策計画」の定めるところによる。

第３　障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

１　住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
２　障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
３　河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
４　その他公共的立場から除去を必要とする場合

第４　障害物の除去の方法

１　町は、所有する資機材を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行う。
２　障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限る。
３　障害物を除去した場合は、その状況を記録する。

資料編〔様式〕　　・障害物除去の状況（別記第 30 号様式）

第５　除去した障害物の集積場所

町は、除去した障害物について、付近の遊休地等を利用して集積するものとし、この場合、北海道財務局、道と相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮する。

第６　放置車両の除去

放置車両の除去については、「本編　第２章　第14節　交通応急対策計画」の定めるところによる。

第 27 節　文教対策計画

第１　基本方針

町は、災害時において、文教施設が被災した場合の児童生徒応急教育、教職員の確保、学校給食の措置及び教科書、学用品等の調達、配給、授業料の免除等の必要な措置を講ずる。

第２　実施責任

１　学校管理者等

(1)　防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るため、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え、職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

(2)　児童生徒等の安全確保

ア　在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ　登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3)　施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

２　町及び道

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は町長が知事の委任により実施する。

第３　応急対策実施計画

町及び学校管理者は、相互に連携の下、次のとおり応急対策を実施する。

１　施設の確保と復旧対策

(1)　応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努める。

(2)　校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

(3)　校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

(4)　仮校舎等の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討する。

２　教育の要領

(1)　災害状況に応じた特別の教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

(2)　特別の教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア　教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

イ　教育活動の場所が寺院、公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

ウ　通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する（集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。）。

エ　学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難の受入れが授業の支障とならないよう留意する。

オ　教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障がいに十分配慮する。

(3)　災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をする。

３　教職員の確保

道教育委員会と連携の下、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来さないようにする。

４　授業料等の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会（私立高等学校にあっては道及び学校設置者）が必要に応じて次の措置を講ずる。

(1)　保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免

(2)　公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

５　学校給食等の措置

(1)　給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずる。

(2)　給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努める。

(3)　衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努める。

６　衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をする。

(1)　校舎内、特に水飲み場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。

(2)　校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。

(3)　受入施設として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに、便槽のく

み取りを実施すること。

(4)　必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

第４　教材、学用品等の調達及び給付

町は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等によって学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある児童生徒に対して教科書、文房具及び通学用品を調達・支給するものとし、その費用及び期間は、救助法の定めに準じて行う。

なお、災害救助法が適用された場合、同法施行規則に基づき迅速な措置を講ずる。

また、学用品の支給を行った場合は、その状況を記録する。

資料編〔様式〕　　・学用品の給与状況（別記第 24 号様式）

第５　文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例、羽幌町文化財保護条例等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は、常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努める。

第 28 節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

第１　基本方針

町は、災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理、埋葬等を適切に実施する。

第２　実施責任

１　町長（救助法が適用された場合は、町長が、知事の委任により行うが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部（羽幌町分区）が行う。）
２　警察官（羽幌警察署）
３　海上保安庁官（留萌海上保安部）

第３　実施の方法

１　行方不明者の捜索

(1)　捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者

(2)　捜索の実施

町長が、北留萌消防組合、羽幌警察署等に協力を要請し、捜索を実施することとし、被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

また、町において被災した行方不明者が流出により他の町に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対して捜索を要請する。

(3)　警察への通報

町長は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに次の事項を羽幌警察署に通報する。

ア　行方不明者の人員数
イ　氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等
ウ　行方不明となった日時
エ　行方不明者が発見されると考えられる地域
オ　その他行方不明の状況

２　遺体の処理

(1)　対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者

(2)　処理の範囲

ア　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
イ　遺体の一時保存（町）
ウ　検案

エ　死体見分（警察官、海上保安官）

(3)　収容処理の方法

ア　町は、遺体を発見したときは、速やかに警察官の検分及び日本赤十字北海道支部の検案を受け、次により処理する。

(ｱ)　身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がいる場合は、遺体を引き渡す。

(ｲ)　身元が判明していない場合、遺族等による身元確認が困難な場合又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案及び一時的な保存をするとともに、遺体の特徴の記録及び所持品の保管を行う。

イ　遺体は先着順に収容し、遺品等を整理して納棺の上、その性別、推定年齢、遺品等を記録して遺体収容所に安置する。

ウ　遺体収容所は、公共施設等とするが、適当な既存建物がない場合は、天幕等を設置し、遺体の収容所とする。

３　遺体の埋葬

(1)　対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

(2)　埋葬の方法

ア　町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給するなど現物給付をもって行う。

イ　遺体収容所に一定期間収容しても引取人の身元が不明な遺体については、火葬に付して無縁物故碑に合葬する。

ウ　身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律93号）の規定により処理する。

(3)　広域火葬の応援要請

大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

４　他市町村から漂着した遺体の処理

(1)　遺体の身元が判明している場合は、死亡した者の遺族等又は遺体の身元先の市町村長に連絡の上、引き渡す。ただし、被災地域が災害発生直後において、災害による混乱のため遺族等が直ちに引き取ることができない場合は、町において処理する。

(2)　身元不明の遺体で、かつ、被災地から漂着した遺体であることが推定できない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理する。

５　費用及び期間

救助法の定めに準じて行う。

６　実施状況の記録

行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬した場合は、その状況を記録する。

資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第 11 号様式） ・遺体の捜索状況記録簿（別記第 27 号様式） ・遺体処理台帳（別記第 28 号様式） ・埋葬台帳（別記第 29 号様式）

第４　平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の特に必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第５条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

第 29 節　家庭動物等対策計画

第１　基本方針

町は、災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについて、必要な措置を講ずる。

第２　実施責任

１　町

町長は、地域における逸走犬等の管理を行う。

なお、町のみで処理することが困難な場合は、他市町村及び道に応援を求め、実施する。

２　道

(1)　留萌振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行う。

(2)　道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等、所要の措置を講ずる。

第３　家庭動物等の取扱い

１　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第３号。以下、本節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。

２　町は、災害発生時において、道、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。

第４　同行避難

災害発生時には、条例第６条第１項第４号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同項避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

第 30 節　応急飼料計画

第１　基本方針

町は、災害に際し、家畜飼料の応急対策について、必要な措置を講ずる。

第２　実施責任

災害時における家畜飼料の応急対策は、町長が行う。

第３　応急飼料の確保

町は、畜産従事者と連携を密にして、栄養回復のための飼料調達並びに給与に努めるとともに、日頃から飼料の備蓄に努める。

また、水没等により飼料の不足が生じたときは、農業協同組合、飼料業者等に緊急確保の手配を行う。

第４　応急資料のあっせん要請

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって留萌振興局長を通じ、北海道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができるものとし、道は必要に応じ農林水産省生産局に応急飼料のあっせんを要請する。

１　飼料（再播用飼料作物種子を含む。）

(1)　家畜の種類及び頭羽数
(2)　飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
(3)　購入予算額
(4)　農家戸数等の参考となる事項

２　転飼

(1)　家畜の種類及び頭数
(2)　転飼希望期間
(3)　管理方法（預託、附添等）
(4)　転飼予算額
(5)　農家戸数等の参考となる事項

第 31 節　廃棄物等処理計画

第１　基本方針

町は、災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理（以下、本節において「廃棄物等の処理」という。）について、関係機関の協力を得て環境、保健衛生に関する応急活動を実施する。

第２　実施責任

１　町（羽幌町外２町村衛生施設組合）

(1)　災害廃棄物の処理は、町（羽幌町外２町村衛生施設組合）が実施する。ただし、町（羽幌町外２町村衛生施設組合）のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施する。

(2)　死亡獣畜の処理は所有者が行うが、所有者が不明であるとき、又は所有者が処理することが困難なときは、町が実施する。

２　道

(1)　留萌振興局は、町が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じて指導を行う。

(2)　道は、被災地の町から廃棄物の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等、所要の措置を講ずる。

第３　廃棄物等の処理

町（羽幌町外２町村衛生施設組合）は、次に定めるところにより廃棄物の処理業務を実施する。

１　ごみ及びし尿の収集、運搬及び処分の基準

町（羽幌町外２町村衛生施設組合）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第６条の２第２項及び第３項、第12条第１項並びに第12条の２第１項に規定する基準に従い、所要の措置を講ずる。

なお、町長は、基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の５の規定に従い、必要な措置を講ずる。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

２　作業班の編成等

(1)　必要に応じ作業を効果的に実施するため、ごみ処理班及びし尿処理班を編成し、処理に当たる。

(2)　作業に当たっては、速やかに被災地の現状把握を行い、収集計画を樹立し、出動体制を整える。

(3)　必要に応じて空地等を利用し、ごみ集積地を設けるとともに避難所等については、臨時

的にごみ入れ容器を設置する。

３　廃棄物等の処理方法

(1)　ごみ処理

ア　収集

(ｱ)　委託業者により実施するが、災害の状況により現有車両によって、完全に収集することが困難な場合は、町有車両の出動又は民間企業からの車両借上げにより実施する。

(ｲ)　収集は効果的な人員、車両、機材等を確保し、被災地の収集に当たっては、住民に協力を要請し、食物の残廃物及び感染症の源となるものから収集する。

イ　処理

処理処分は災害の状況により埋立又は一時貯蔵し、後日、処理場にて処理するなど、環境衛生上支障のない方法で処理する。

ウ　災害廃棄物の仮置き

(ｱ)　被災家庭から排出される畳・障子・家具類・家電製品・寝具・衣類・本類・植木類・倒壊家屋や商店等から排出される食料品・紙類・ガラス・陶器類・電気製品等の粗大ごみ及び不燃性廃棄物等は、災害の程度にもよるが大量に発生することが考えられる。そのため、必要に応じて環境保全に支障のない仮置場を指定し、住民が自己搬入するよう指導するなど、暫定的に積置きするなどの方策を講ずる。

(ｲ)　仮置場は、公共用地を優先して指定し、土砂の搬入がないよう監視する。また、衛生害虫等が発生しないよう、仮置場の管理を徹底する。

(2)　し尿処理

し尿処理場での完全処理に努めるが、災害の状況により完全処理が不可能な場合は一時貯留し、後日処理場で処理する。

(3)　使用不能建物内のし尿及び汚水処理

被災地における防疫面から、被災した使用不能の建物内便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に処理が行われるよう人員及び機材の確保を図る。

４　野外仮設共同トイレの設置

災害の状況によりトイレが倒壊、溢水等の被害を受けた場合、又は水洗トイレを使用している団地等において、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要に応じ、避難所、屋外に共同トイレを設置する。

なお、共同トイレは、必要箇所に最小限度の仮設トイレを設けるものとし、この場合、恒久対策の障害にならないよう配慮する。

第４　死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下、本節において「取扱場」という。）において行う。ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、留萌振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができる。

１　環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理する。

２　移動できないものについては、北海道留萌保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずる。

３　上記１及び２において埋却する場合にあっては１ｍ以上覆土する。

第 32 節　災害ボランティアとの連携計画

第１　基本方針

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想される。特に、離島を抱える本町においては、被災時に全国から自主的に駆けつけてくるボランティアの人々の協力活動は暖かく、心強い支援となる。

町は、それぞれのボランティア活動が円滑に行われるようにボランティアに対するニーズを把握するとともに、道、日本赤十字社北海道支部及び社会福祉協議会と連携を図りながら、ボランティア申出者の調整ができる体制を整備する。

第２　ボランティア団体・NPO の協力

町は、日本赤十字社北海道支部（羽幌町分区）、羽幌町社会福祉協議会又は各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申し入れ等により、災害応急対策等の実施について協力を受ける。

なお、ボランティア団体・NPOに依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

1　災害・安否・生活情報の収集・伝達
2　炊き出し、その他の災害救助活動
3　高齢者、障がい者等の介護、看護補助
4　清掃及び防疫
5　災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分けと配付
6　被災建築物の応急危険度判定
7　応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
8　災害応急対策事務の補助
9　救急・救助活動
10　医療・救護活動
11　外国語通訳
12　非常通信
13　被災者の心のケア活動
14　被災母子のケア活動
15　被災動物の保護・救助活動
16　ボランティア・コーディネート

第３　ボランティアの受入れ

町は、羽幌町社会福祉協議会、道、関係団体等と相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネイトする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者及び障害者等への支援や外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じて、ボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に

努める。

１　ボランティアニーズの把握

町は、羽幌町社会福祉協議会との連携により、避難施設又は救援物資集積所等から情報収集し、ボランティアニーズの把握を行う。

また、当該ニーズに応じて道にボランティアの要請を行う。

２　ボランティア受入窓口の設置

町は、羽幌町社会福祉協議会との連携により、ボランティア受入窓口を設置し、ボランティアの受入れを行う。

受入窓口では、次の事項について記録する。

(1)　団体名、所属名、出身地名、連絡先、等
(2)　責任者、リーダー名、滞在中の連絡先、連絡方法、等
(3)　人数、性別、年齢、等
(4)　専門分野、有資格者、支援内容、活動経験、等
(5)　装備品、携行品等の内容、数量、等
(6)　滞在可能（予定）期間
(7)　その他必要特記事項

３　ボランティア活動の調整等

町は、羽幌町社会福祉協議会との連携により、次の事項に留意の上、受入手続きが終了したボランティアの町内における活動を調整する。

(1)　あらかじめ、災害対策本部及び各避難場所等により要請のある必要活動の内容とその緊急度、優先度について把握しておく。
(2)　活動内容、場所、人数、期間、必要装備等に応じて、ボランティアの派遣先を決定、指示し、活動中の食事、宿泊先の確保、活動地への誘導、連絡等を行うとともに、派遣後はその活動状況を把握し、災害対策本部に報告する。
(3)　その他、ボランティアの活動の円滑化を図る処置を行う。なお、活動が終了したときは、次の事項を明らかにした報告書を災害対策本部に提出する。

ア　派遣先と活動内容
イ　活動人員と期間
ウ　活動の効果
エ　その他、今後の参考となる事項

第４　ボランティア活動の環境整備

町及び羽幌町社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通認識のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

また、町及び羽幌町社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。

さらに災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と羽幌町社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進め、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第 33 節　労務供給計画

第１　基本方針

町は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図る。

第２　実施責任

町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇上げ及び民間団体への協力依頼については、町長が行う。

第３　民間団体への協力要請

１　動員等の順序

町は、災害応急対策の要員を確保する場合の順序として、まず奉仕団体の動員、次に地区以外の住民の協力を得るものとし、特に必要な場合に労務者の雇上げをする。

２　動員の要請

災害対策本部の各班において奉仕団体等の労力を必要とするときは、次の事項を示し、総務対策部総務班を通じて要請する。

(1)　動員を必要とする理由
(2)　作業の内容
(3)　作業場所
(4)　就労予定期間
(5)　所要人員
(6)　集合場所
(7)　その他参考事項

３　住民組織等への要請

住民組織等への要請は、「総則　第３章　第１節　組織計画　第４　住民組織等の協力」の定めるところによる。

第４　労務者の雇上げ

町は、活動要員等の人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要な場合、労務員を雇上げ、人員を確保する。

１　労務者雇上げの範囲

(1)　被災者の避難誘導のための労務者
(2)　医療、助産のための移送労務員
(3)　被災者救出用機械、器具、資材の操作のための労務者
(4)　飲料水の運搬、器材操作、浄水用薬品の配布等のための労務者
(5)　救援物資支給のための労務者
(6)　行方不明者の捜索及び処理のための労務者

２　留萌公共職業安定所長への要請

町長は、町において労務員の雇上げができないときは、次の事項を明らかにして留萌公共職業安定所長に求人の申込みをする。

(1)　職種別所要労務者数
(2)　作業場所及び作業内容
(3)　期間及び賃金等の労働条件
(4)　宿泊施設等の状況
(5)　その他必要事項

３　賃金及びその他費用負担

(1)　労働者に対する費用は、その求人を行った者が負担する。
(2)　労働者に対する賃金は、当町における同種の業務及び同程度の技能に係る水準を基本とする。

４　実施状況の記録

賃金作業員を雇用した場合は、その状況を記録する。

資料編〔様式〕　　・賃金作業員雇用台帳（別記第 31 号様式）

第 34 節　職員派遣計画

第１　基本方針

町は、災害応急対策、又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対して職員の派遣を要請し、又は基本法第30条の規定により、内閣総理大臣又は知事に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求める。

第２　要請手続等

１　町長は、職員の派遣を要請しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行う。

(1)　派遣を要請する理由
(2)　派遣を要請する職員の職種別人員数
(3)　派遣を必要とする期間
(4)　派遣される職員の給与その他の勤務条件
(5)　前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

２　町長は、職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行う。

なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

(1)　派遣のあっせんを求める理由
(2)　派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
(3)　派遣を必要とする期間
(4)　派遣される職員の給与その他の勤務条件
(5)　前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

第３　派遣職員の身分取扱

１　派遣職員の身分取扱いは、原則として職員派遣側及び職員派遣受入側の双方の身分を有するものとし、したがって双方の法令・条例及び規則の適用がある。ただし、この場合、双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上、決定する。

また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

２　派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また、地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定による。

３　派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。ただし、地方自治法に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上、決定する。

４　派遣職員の服務は、派遣受入側の規定を適用する。

５　派遣受入側は、災害派遣職員に対して災害派遣手当を支給することができる。

基本法施行令第 19 条の規定に基づく災害派遣手当の額の基準

派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（１日につき）	その他の施設（１日につき）
30 日以内の期間	3,970 円	6,620 円
30 日を超え 60 日以内の期間	3,970 円	5,870 円
60 日を超える期間	3,970 円	5,140 円

第 35 節　災害救助法の適用と実施

第１　基本方針

町は、災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

第２　実施体制

救助法による救助の実施は、知事（留萌振興局長）が行う。ただし、町長は、知事から救助の実施について個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

第３　救助法の適用基準

救助法施行令の定めにより、町の適用基準は、次のとおりである。

<table>
<tr><th>被害区分
町の人口</th><th>町単独の場合の
住家滅失世帯数</th><th>相当広範囲な場合
（全道 2,500 世帯以上）
の住家滅失世帯数</th><th>被害が全道にわたり、
12,000 世帯以上の
住家が滅失した場合</th></tr>
<tr><td>5,000 人以上
15,000 人未満</td><td>40</td><td>20</td><td>町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。</td></tr>
<tr><td>摘要</td><td colspan="3">１　住家被害の判定基準
・滅失：全壊、全焼、流失
住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの
・半壊、半焼：２世帯で滅失１世帯に換算
住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の 20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上 50%未満のもの
・床上浸水：３世帯で滅失１世帯に換算
床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの
２　世帯の判定
(1)　生計を一にしている実際の生活単位をいう。
(2)　会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し、判断する。</td></tr>
</table>

第４　救助法の適用手続

１　町

(1)　町長は、町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちに次の事項を留萌振興局長に報告しなければならない。

ア　災害発生の日時及び場所
イ　災害の原因及び被害の状況
ウ　救助法の適用を要請する理由
エ　救助法の適用を必要とする期間
オ　既にとった救助措置及び今後の救助措置の見込み
カ　その他必要な事項

(2)　災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合、町長は、救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに留萌振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

２　道

(1)　留萌振興局長は、町長からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用することとし、その旨を町に通知するとともに、知事に報告する。

(2)　知事は、留萌振興局長から救助法の適用について報告があった場合は、直ちに告示するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

第５　救助の実施と種類

１　救助の実施と種類

知事は、救助法を適用した町に対し、同法に基づき、次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施する。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7 日以内	町
応急仮設住宅の供与	20 日以内に着工 建設工事完了後 3 か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて 2 年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町 設置～道 （ただし、委任したときは町）
炊き出しその他による食品の給与	7 日以内	町
飲料水の供給	7 日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内	町
医療	14 日以内	医療班～道・日赤道支部 （ただし、委任したときは町）
助産	分べんの日から 7 日以内	医療班～道・日赤道支部 （ただし、委任したときは町）
被災者の救出	3 日以内	町
住宅の応急修理	1 か月以内	町
学用品の給与	教科書等　1 か月以内 文房具等　15 日以内	町 町
埋葬	10 日以内	町
遺体の捜索	10 日以内	町
遺体の処理	10 日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10 日以内	町

（注）期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

２　救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第５条、第６条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

第６　基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第３章　災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、道及び防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又はこれに基づく計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施する。

あわせて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行う。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講ずる。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行う。

第１節　災害復旧計画

第１　実施責任

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

第２　復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画である。

１　公共土木施設災害復旧事業計画

(1)　河川
(2)　海岸
(3)　砂防設備
(4)　林地荒廃防止施設
(5)　地すべり防止施設
(6)　急傾斜地崩壊防止施設
(7)　道路
(8)　港湾
(9)　漁港
(10)　下水道
(11)　公園

２　農林水産業施設災害復旧事業計画

3　都市施設災害復旧事業計画
4　上水道災害復旧事業計画
5　住宅災害復旧事業計画
6　空港施設災害復旧事業計画
7　社会福祉施設災害復旧事業計画
8　公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
9　学校教育施設災害復旧事業計画
10　社会教育施設災害復旧事業計画
11　その他災害復旧事業計画

第３　災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

第４　激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合、町及び道は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

第２節　被災者援護計画

第１　罹災証明書の交付

１　町

(1)　町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。

(2)　町長は、町域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

(3)　町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

(4)　町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

(5)　町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

(6)　町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

２　北留萌消防組合

(1)　町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができる。

(2)　消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行う。

第２　被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

１　被災者台帳の作成

(1)　町長は、町域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(2)　被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

ア　氏名

イ　生年月日

ウ　性別

エ　住所又は居所
オ　住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
カ　援護の実施の状況
キ　要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
ク　一電話番号その他の連絡先
ケ　世帯の構成
コ　罹災証明書の交付の状況
サ　町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
シ　上記サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
ス　被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
セ　その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

(3)　町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(4)　町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

２　台帳情報の利用及び提供

(1)　町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

ア　本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
イ　町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
ウ　他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2)　台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

ア　申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
イ　申請に係る被災者を特定するために必要な情報
ウ　提供を受けようとする台帳情報の範囲
エ　提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
オ　その他台帳情報の提供に関して町長が必要と認める事項

(3)　町長は、上記(2)の申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき、又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政

手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号（本節第２の１(2)のス）を含めない。

第３　融資・貸付等による金融支援

町は、被災した住民等の生活再建や経営安定等を図るため、国や道が実施する次の融資・貸付等の金融支援を行う。

1　生活福祉資金
2　母子父子寡婦福祉資金
3　災害援護資金貸付金
4　災害弔慰金
5　災害障害見舞金
6　住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む。）
7　災害復興住宅資金
8　農林漁業セーフティネット資金
9　天災融資法による融資
10　農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
11　農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
12　造林資金
13　樹苗養成施設資金
14　林道資金
15　主務大臣指定施設資金
16　共同利用施設資金
17　備荒資金直接融資資金
18　中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧)」
19　勤労者福祉資金
20　「被災者生活再建支援法」に基づく支援

資料編〔応急・復旧〕　・被災者生活再建支援制度（資料７－２）

第４　災害義援金の募集及び配分

１　実施責任

災害による被災者を救援するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害義援金募集委員会及び北海道災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）がこれに当たる。

なお、知事が寄託を受けたものについては委員会と協議し、寄贈目的に沿うよう配分する。

２　運営方法等

委員会の運営方法等は「北海道災害義援金募集委員会会則」の定めるところによる。

第３編　地震・津波災害対策編

第１章　災害予防計画

町は、地震・津波による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、災害予防対策を積極的に推進する。

また、住民及び事業者は、平常時から災害に対する備えを心がけるよう努める。

第１節　住民の心構え

第１　基本方針

道内で過去に発生した地震・津波災害や平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年３月の東日本大震災等の経験を踏まえ、住民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震・津波発生時に、住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置を実践していく必要がある。

第２　家庭における措置

１　平常時の心得

(1)　地域の避難場所、避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
(2)　がけ崩れ、津波に注意する。
(3)　建物の補強、家具の固定をする。
(4)　火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
(5)　飲料水や消火器の用意をする。
(6)　「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備する。
(7)　地域の防災訓練に進んで参加する。
(8)　隣近所と地震時の協力について話し合う。
(9)　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

２　地震発生時の心得

(1)　まず、我が身の安全を図る。
(2)　特に緊急地震速報を見聞きしたときには、周りの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、慌てずに、まず身の安全を確保する。
(3)　揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
(4)　火が出たら、まず消火する。
(5)　慌てて戸外に飛び出さず、出口を確保する。
(6)　狭い路地、塀の脇、がけ、川べりには近寄らない。
(7)　山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。

(8)　避難は徒歩で、持物は最小限にする。
(9)　みんなが協力し合って、応急救護を行う。
(10) 正しい情報を把握し、流言飛語に惑わされない。
(11) 秩序を守り、衛生に注意する。

第３　職場における措置

１　平常時の心得

(1)　消防計画、予防規程等を整備し、各自の役割分担を明確にする。
(2)　消防計画により避難訓練を実施する。
(3)　とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとる。
(4)　重要書類等の非常持出品を確認する。
(5)　不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

２　地震発生時の心得

(1)　まずわが身の安全を図る。
(2)　特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
(3)　揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をすること。
(4)　職場の消防計画に基づき行動する。
(5)　職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。
(6)　正確な情報を入手する。
(7)　近くの職場同士で協力し合う。
(8)　エレベーターの使用は避ける。
(9)　マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛する。

第４　集客施設でとるべき措置

(1)　館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。
(2)　慌てて出口・階段などに殺到しない。
(3)　吊り下がっている照明などの下からは退避する。

第５　屋外でとるべき措置

(1)　ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
(2)　ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。
(3)　丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。

第６　運転者のとるべき措置

１　走行中のとき

(1)　走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど、周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させる。
(2)　走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだ

け安全な方法により、道路の左側に停止させる。

(3)　停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。

(4)　車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

２　避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しない。

第７　津波に対する心得

１　一般住民

(1)　強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。

(2)　「巨大」の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる。

(3)　津波の第１波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。

(4)　津波は、第２波・第３波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては１日以上にわたり継続する可能性がある。

(5)　強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性がある。

(6)　大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表されるこれら津波警報等の精度には一定の限界がある。

(7)　大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。

(8)　沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。

(9)　正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。

(10)　津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。

(11)　津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気を緩めない。

２　船舶関係者

(1)　強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。

①　津波到達時刻まで時間的余裕がある場合

荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。

② 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合
荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。

(2) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車、無線等を通じて入手する。

(3) 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒を緩めず、岸壁等に近づかない。

第２節　地震に強いまちづくり推進計画

第１　基本方針

町は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

第２　地震に強いまちづくり

１　町は、防災関係機関と連携し、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての都市公園、河川、港湾等、骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保等、防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりに努める。

２　町は、国及び道と連携し、避難路、緊急輸送道路等、防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進に努める。

３　町は、防災関係機関及び施設管理者と連携し、大規模集客施設等の不特定多数の者が利用する市街地の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備・強化に努める。

第３　建築物の安全化

１　町は、羽幌町耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のため、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。

２　町は、特に災害の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

３　町は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるよう努める。

４　町は、防災拠点や学校等の公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、一刻も早く完了させ、施設の耐震性の向上を図る。

５　町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。

６　町は、道と連携し、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の遵守の指導等に努める。

７　町は、防災関係機関及び施設管理者と連携し、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等、総合的な地震安全対策を推進する。

８　町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。

第４　主要交通の強化

町は、防災関係機関と連携し、主要な道路、港湾等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

第５　通信機能の強化

町は、防災関係機関と連携し、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多重化・多様化に努めるなどして、耐災害性の強化に努める。

第６　ライフライン施設等の機能の確保

１　町は、防災関係機関及びライフライン事業者と連携し、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

特に、医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

２　町は、関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

３　町は、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

４　町は、羽幌町外２町村衛生施設組合と連携し、廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第７　復旧対策基地の整備

町は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

第８　液状化対策等

１　町は、防災関係機関及び公共施設等の管理者と連携し、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

２　個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

３　町は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

第９　危険物施設等の安全確保

町は、防災関係機関と連携し、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

第 10　災害応急対策等への備え

町は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行う。

また、地震等が発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプター等が十分活動できるグラウンド・公園等を確保し、周辺住民の理解を得るなど、環境整備に努める。

第 11　地震防災緊急事業五箇年計画の推進

１　地震防災緊急事業五箇年計画

道は、地震防災対策特別措置法に基づき、道地域防災計画及び本町の地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成している。

町は、道と連携の下、その整備を重点的・計画的に進める。

２　計画対象事業

(1)　避難地
(2)　避難路
(3)　消防用施設
(4)　消防活動用道路
(5)　緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾・漁港施設、共同溝等
(6)　医療機関、社会福祉施設、公立幼稚園、公立小中学校、公立義務教育学校、公立中等教育学校（前期課程）、公立特別支援学校、公的建造物等の改築・補強
(7)　津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
(8)　砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの
(9)　地域防災拠点施設
(10) 防災行政無線施設、設備
(11) 飲料水確保施設、電源確保施設等
(12) 非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫
(13) 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
(14) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第 12　津波に強い地域づくり

１　町は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

２　町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備等、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。

３　町は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画等、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

４　町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。

第３節　地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

第１　基本方針

町は、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

地震・津波に関する防災知識の普及・啓発に当たっては、「風水害等対策編　第１章　第１節　防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画」に準ずるほか、次のとおり実施するものとし、特に要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

第２　防災知識の普及・啓発

１　職員に対する防災教育の推進

町は、職員に対して防災（地震・津波）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

２　住民に対する防災知識の普及・啓発

町は、住民に対し、次により地震・津波に関する防災知織の普及・啓発を図る。

(1)　啓発内容

ア　地震・津波に対する心得
イ　地震・津波に関する一般知識
ウ　非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
エ　建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
オ　災害情報の正確な入手方法
カ　出火の防止及び初期消火の心得
キ　ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
ク　自動車運転時の心得
ケ　救助・救護に関する事項
コ　避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
サ　水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
シ　要配慮者への配慮
ス　各防災関係機関が行う地震災害対策

(2)　普及方法

ア　テレビ、ラジオ、新聞の利用
イ　インターネット、ＳＮＳの利用
ウ　広報誌（紙）、広報車両の利用
エ　映画、スライド、ビデオ等による普及

オ　パンフレットの配布

カ　講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

３　緊急地震速報

町は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及・啓発に努める。

第３　学校等教育関係機関における防災思想の普及

１　学校における防災教育の推進

(1)　教職員に対する防災教育の充実

教育委員会は、児童生徒等に対する地震・津波に関する防災教育の充実を図るため、学校長に対し、教職員への教育を行うよう指導するなど、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。

また、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

(2)　児童生徒等に対する防災教育

学校長は、児童生徒等に対し、地震・津波の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震・津波時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

なお、地震・津波に関する防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。

２　社会教育を通じての啓発

教育委員会は、社会教育において、女性団体、PTA、青少年団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、地震・津波に関する災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第４節　防災訓練計画

町は、地震・津波災害に対する災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及・啓発を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

なお、訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるものとし、具体的な計画については、「風水害等対策編　第１章　第２節　防災訓練計画」に準ずる。

第５節　物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画

「風水害等対策編　第１章　第３節　物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画」に準ずる。

第６節　相互応援（受援）体制整備計画

「風水害等対策編　第１章　第４節　相互応援（受援）体制整備計画」に準ずる。

第７節　自主防災組織の育成等に関する計画

「風水害等対策編　第１章　第５節　自主防災組織の育成等に関する計画」に準ずる。

第８節　避難体制整備計画

第１　基本方針

町は、地震・津波災害から住民の生命及び身体を保護するための避難路、避難場所、避難所の確保及び整備等に努める。その際、要配慮者についても十分考慮する。

なお、地震・津波に対する避難体制の整備については、「風水害等対策編　第１章　第６節　避難体制整備計画」に準ずるほか、次のとおり実施する。

第２　避難誘導体制の構築・整備

町は、避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、避難誘導体制の構築・整備に努めるものとし、特に地震・津波災害が大規模である場合の町と住民の役割を、次のとおりとする。

１　町の役割

平素から避難のあり方を検証し、住民に対し、地震・津波発生時における避難方法等の周知を図るとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう、防災関係機関、町内会長、方面委員等との連携による勧告・指示の徹底や避難誘導が行えるよう避難体制の充実に努める。

２　住民の役割

地震・津波は、いつ、どこで発生するか分からないため、また、地震・津波の規模、住家の建築年数等によっても被害状況が異なるため、町の避難勧告等を待っていては避難すべき時期を逸することも考えられる。

このため、住民は地震が発生し、また、津波が発生するおそれがある場合で、避難が必要と認める場合には、自らの判断により直ちに避難することがなによりも重要であり、そのためにも日頃から避難場所、避難方法をよく熟知し、地震・津波発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

第３　津波避難計画の作成等

町は、避難に関する情報と被災想定などを視覚的に表したハザードマップを整備し、住民への周知に努めるとともに、適宜、羽幌町津波避難計画を見直すほか、必要に応じて地域津波避難計画の作成に取り組み、主に次の事項に留意して避難体制の確立に努める。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時から情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な避難支援計画（個別プラン）の策定等の避難誘導体制の整備に努める。

1　避難指示（緊急）、避難勧告又は避難準備・高齢者等避難開始を発令する基準及び伝達方法
2　避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
3　避難場所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む。）
4　避難誘導を所管する職員等の配備及び連絡体制
5　避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

(1)　給水、給食措置
(2)　毛布、寝具等の支給
(3)　衣料、日用必需品の支給
(4)　負傷者に対する応急救護

6　避難場所の管理に関する事項

(1)　避難中の秩序保持
(2)　住民の避難状況の把握
(3)　避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知・伝達
(4)　避難住民に対する各種相談業務

7　避難に関する広報

(1)　消防サイレン用スピーカー、防災情報伝達システム（戸別受信機、スマートフォンアプリ、離島屋外スピーカー等）等による周知
(2)　緊急速報メールによる周知
(3)　広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知
(4)　避難誘導者による現地広報
(5)　住民組織を通じた広報

第９節　避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

「風水害等対策編　第１章　第７節　避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」に準ずる。

第 10 節　津波災害予防計画

第１　基本方針

津波災害対策の検討に当たっては、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波」、「最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」の２つのレベルの津波を想定することを基本とする。

町は、最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸として地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、国、道及び町の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進するため、必要な対策を講じる。

また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

第２　津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水予測図」及び「津波浸水想定区域図」等を参考として、国は、津波予測の高精度化のための観測体制を整備すること、道は、設定した「津波浸水想定」を踏まえて、あらかじめ、関係市町村の意見を聴いた上で、津波災害警戒区域の指定路行う。

ハード対策として、国、道及び町は、護岸・防潮堤等の施設の整備を図るものとし、ソフト対策として、町は、指定緊急避難場所・経路や同報系防災行政無線等、住民への多重化・多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動をとれるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとし、道は、可能な限り市町村が行うこれらのことに対し支援を図る。

１　津波等災害予防施設の整備

国、道及び町は、次により災害予防施設の整備を実施するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

(1)　海岸保全対策

町は、高波、高潮及び津波による災害予防施設として、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設事業を実施する。

防潮扉・水門等管理者は適切に管理をするとともに、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るなど、津波発生時における迅速かつ的確な開閉に万全を期する。

(2)　港湾及び漁港整備事業

港湾管理者は、高浪、高潮及び津波の減災に寄与する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

漁港管理者は、高浪、高潮及び津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

２　津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

(1)　津波警報等の迅速かつ確実な伝達

ア　町は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、通知を受けた大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の住民、関係機関等への迅速な伝達を図るとともに、休日、夜間、休憩時等における、これら津波警報等の確実な伝達を図るための要員確保等の防災体制を強化する。

なお、津波発生時における海面監視等の水防活動、その他危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

イ　町は、道が整備する北海道防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク回線により伝送）を活用し、津波災害情報の伝達体制を整備する。

ウ　町は、国及び道と連携の下、沖合を含むより多くの地点における津波即時観測データを活用し、関係機関等で共有するとともに、公表を図る。

(2)　伝達手段の確保

町は、住民等に対する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達手段として、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災情報伝達システム（戸別受信機、スマートフォンアプリ、離島屋外スピーカー）のほか、消防サイレン用スピーカー、北海道防災情報システム、テレビ、ラジオ、携帯電話（登録制メール、緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。

また、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

(3)　伝達協力体制の確保

町長は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達協力体制を確保する。

(4)　津波警報等災害情報伝達訓練の実施

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を迅速かつ的確に伝達するため、町は、道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し、実施する。

(5)　津波防災訓練

町は、地域住民等に対し、各種講演会等の各種普及・啓発活動を通じて津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり、要配慮者にも配慮した大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

(6)　津波防災教育

学校等教育関係機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに、津波避難訓練を実施する。

３　津波警戒の周知徹底

町は、広報誌等を活用し、津波警戒に関する次のような事項についての周知徹底を図る。

(1)　住民に対する周知事項

ア　強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。

イ　「巨大」の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとること。

ウ　津波の第１波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。

エ　津波は、第２波・第３波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては１日以上にわたり継続する可能性があること。

オ　強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性があること。

カ　大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表されるこれら津波警報等の精度には一定の限界があること。

キ　大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておくこと。

ク　沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報であること。

ケ　正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。

コ　津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わないこと。

サ　津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気を緩めないこと。

シ　家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールを日頃からとり決めておくこと。

(2)　船舶関係者に対する周知事項

ア　強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応すること。

(ｱ)　津波到達時刻まで時間的余裕がある場合

荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。

(ｲ)　津波到達時刻まで時間的余裕がない場合

荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。

イ　正しい情報をラジオ、テレビ、広報車、無線等を通じて入手すること。

ウ　津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒を緩めず、岸壁等に近づかないこと。

(3)　漁業地域において周知を図る事項

ア　陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難すること。

イ　漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、又は沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深おおむね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報（特別警報）」が出された場合、さらに水深の深い海域（二次避難海域）へ避難すること。

ウ　避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報

が解除されるまで避難海域で待機すること。

第 11 節　火災予防計画

第１　基本方針

町は、地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底等、火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備を図る。

第２　地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町は、地震時の火の取扱いについて指導啓発するとともに、北留萌消防組合火災予防条例（昭和55年条例第３号）に基づく火気の取扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

第３　火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要なことから、町は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

１　一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。

２　防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。

３　ホテル、病院等一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

第４　予防査察の強化指導

町は、北留萌消防組合と連携し、消防法（昭和23年法律第186号）に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施して常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

１　消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。

２　消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

第５　消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、北留萌消防組合と連携し、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

第６　消防計画の整備強化

北留萌消防組合は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について、次の事項に重点を置く。

１　消防力等の整備
２　災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
３　消防職員及び消防団員の教育訓練
４　査察その他の予防指導
５　その他火災を予防するための措置

第 12 節　危険物等災害予防計画

第１　基本方針

町は、防災関係機関と連携し、地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災等による災害の発生の予防に努める。

なお、地震・津波に対する危険物等の災害予防については、「事故災害対策編　第５章　危険物等災害対策計画」に準ずるほか、次のとおり実施する。

第２　事業者等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町は、北留萌消防組合、道及び関係機関と連携の下、事業者等に対し、次の事項について指導に努める。

1　事業者等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
2　事業者等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
3　危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
4　事業者等における自主保安体制の確立強化
5　事業者等における従業員に対する安全教育の徹底指導
6　事業者等の間における防災についての協力体制の確立強化
7　危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業者等への指導の強化

資料編〔災害危険区域等〕　・危険物所在一覧（資料４－７）

第 13 節　建築物等災害予防計画

第１　基本方針

町は、地震に対する建築物の安全性を高めることにより、震災時の被害の発生を防止するとともに、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性を強化することにより、震災時の災害対策の円滑な実施を図る。

なお、地震に対する建築物等の災害予防については、「風水害等対策編　第１章　第９節　建築物災害予防計画」に準ずるほか、次のとおり実施する。

第２　建築物の防災対策

１　防災対策拠点施設の耐震性の確保

(1)　町及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

震災時における活動の拠点となる役場庁舎、診療所、学校、不特定多数の者が利用する施設等の防災上重要な施設の管理者は、計画的に耐震診断を行い、施設の耐震化の促進を図る。

(2)　避難に重要な道路沿いに立つ建築物の耐震性の確保

町内の避難場所への避難路など、応急対策活動に重要な役割を果たす道路沿いに建つ建築物が倒壊、外壁の落下等により、収容及び救護の支障とならないよう必要に応じた耐震改修の促進を図る。

２　木造建築物の防火対策の推進

町は、木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

３　既存建築物の耐震化の促進

町は、現行の建築基準法に規定される耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、羽幌町耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や相談体制の充実などの環境整備を図る。

また、住民にとって理解しやすく身近で詳細な情報となる地震防災マップの作成のほか、セミナー等の開催、パンフレット・インターネットを活用した普及啓発を図る。

さらに、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）に基づき、建築物の所有者に対して指導・助言を行うよう努めることとし、指導に従わない者に対しては、必要な指示を行う。また、著しく保安上危険となるおそれがあると認められた建築物については、建築基準法の規定に基づき勧告・命令を行うものとし、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物については、耐震化を積極的に促進していく。

４　ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導する。

５　窓ガラス等の落下物対策

町は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上３階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し、必要な改善指導を行う。

６　被災建築物の安全対策

町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。また、道と連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（環境省）等に基づき、石綿使用建築物等の把握、住民等への石綿関連情報の普及啓発等を行う。

第 14 節　土砂災害予防計画

町は、地震発生時及び発生後の降雨による山地崩壊に伴う土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等の土砂災害を防止するため、危険区域等の実態を把握し、必要な施策を講ずる。

なお、土砂災害予防対策については、「風水害等対策編　第１章　第16節　土砂災害予防計画」に準ずるものとするが、地震発生後の地盤条件等が変化し、通常よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなるため、道等が実施する防災パトロールの情報を収集する体制を整備するとともに、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を発見した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

第 15 節　液状化災害予防計画

第１　基本方針

町は、地震に起因する地盤の液状化による災害の予防に努める。

第２　液状化対策の推進

１　地盤調査の実施

町は、液状化による被害を最小限にくい止めるため、公共事業などの実施に当たって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

２　液状化対策の調査・研究

町は、大学や各種研究機関との連携の下、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

３　液状化の対策

液状化の対策としては、大別して次のような代替機能を確保する対策が考えられる。

(1)　地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
(2)　発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
(3)　施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

４　液状化対策の普及・啓発

町は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して、知識の普及・啓発を図る。

第 16 節　積雪・寒冷対策計画

「風水害等対策編　第１章　第17節　積雪・寒冷対策計画」に準ずる。

第 17 節　業務継続計画の策定

「風水害等対策編　第１章　第19節　業務継続計画の策定」に準ずる。

第 18 節　複合災害に関する計画

「風水害等対策編　第１章　第18節　複合災害に関する計画」に準ずる。

第２章　災害応急対策計画

地震・津波災害は、他の災害と異なり、事前予知が困難であり、大規模な地震・津波の発生時には広範囲に甚大な被害が及ぶことが想定される。

災害応急対策実施責任者は、地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、相互に連携して災害応急対策を実施する。

第１節　地震・津波に関する情報の伝達計画

第１　基本方針

町は、地震・津波情報並びにこれらの異常現象発見者の通報等を迅速かつ的確に処理し、防災対策の適切な実施を図る。

第２　緊急地震速報

１　緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）※を発表する。

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

２　緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

町は、伝達を受けた緊急地震速報を防災情報伝達システム（戸別受信機、スマートフォンアプリ、離島屋外スピーカー等）、消防サイレン用スピーカー等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民等へ迅速かつ的確な伝達に努める。

第３　津波警報等の種類及び内容

１　津波警報等の種類

(1)　大津波警報（特別警報）及び津波警報

該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

(2)　津波注意報

該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

(3)　津波予報

津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

２　発表基準・解説・発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下、本節においてこれらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード８を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予報される津波の高さも数値で発表する。

(1)　津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

<table>
<tr><th rowspan="2">津波警報等
の　種　類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th><th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th></tr>
<tr><th>数値での発表
（津波の高さの予想の区分）</th><th>巨大地震の場合の発表</th></tr>
<tr><td rowspan="3">大津波警報
（特別警報）</td><td rowspan="3">予想される津波の高さが高い所で3mを超える場合</td><td>10m超
（10m＜予想高さ）</td><td rowspan="3">巨大</td><td rowspan="4">（巨大）
木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。
警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
（高い）
標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。
沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr>
<tr><td>10m
（5m＜予想高さ≦10m）</td></tr>
<tr><td>5m
（3m＜予想高さ≦5m）</td></tr>
<tr><td>津波警報</td><td>予想される津波の高さが高い所で0.2m以上</td><td>3m
（1m＜予想高さ≦3m）</td><td>高い</td></tr>
<tr><td>津波注意報</td><td>予想される津波の高さが高い所で0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td><td>1m
（0.2m＜予想高さ≦1m）</td><td>（表記しない）</td><td>海の中では人は速い流れ上がれ二巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。</td></tr>
</table>

(2)　津波予報の発表基準

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	高い所でも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

３　地震・津波に関する情報の種類と内容

(1)　地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を約 190 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない。）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上を観測した地域名と市町村名を発表 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度３以上の地震についてのみ発表し、震度２以下の地震にういては、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表

地震情報の種類	発表基準	内容
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね 30 分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度３以上	高層ビル内で被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載）

(2)　地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等を知らせるために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 （速報版）※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度４以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 （詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度５弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後１～２時間を目途に第１号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道の地震活動の状況をとりまとめた資料。

※地震解説資料（速報版）はホームページでの発表をしていない。

(3)　津波に関する情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 ［発表される津波の高さの値は、第３の２「発表基準・解説・発表される津波の高さ等」参照］
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値でなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【沿岸で観測された津波の最大波の発表内容】

津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報（特別警報）	１ｍを超える	数値で発表
	１ｍ以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容】

津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報（特別警報）	３ｍを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	３ｍ以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	１ｍを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	１ｍ以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

（備考）津波情報の留意事項等

①　津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②　各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③　津波観測に関する情報

・津波による潮位変化（第１波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上掛かることがある。

・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

④　沖合の津波観測に関する情報

・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

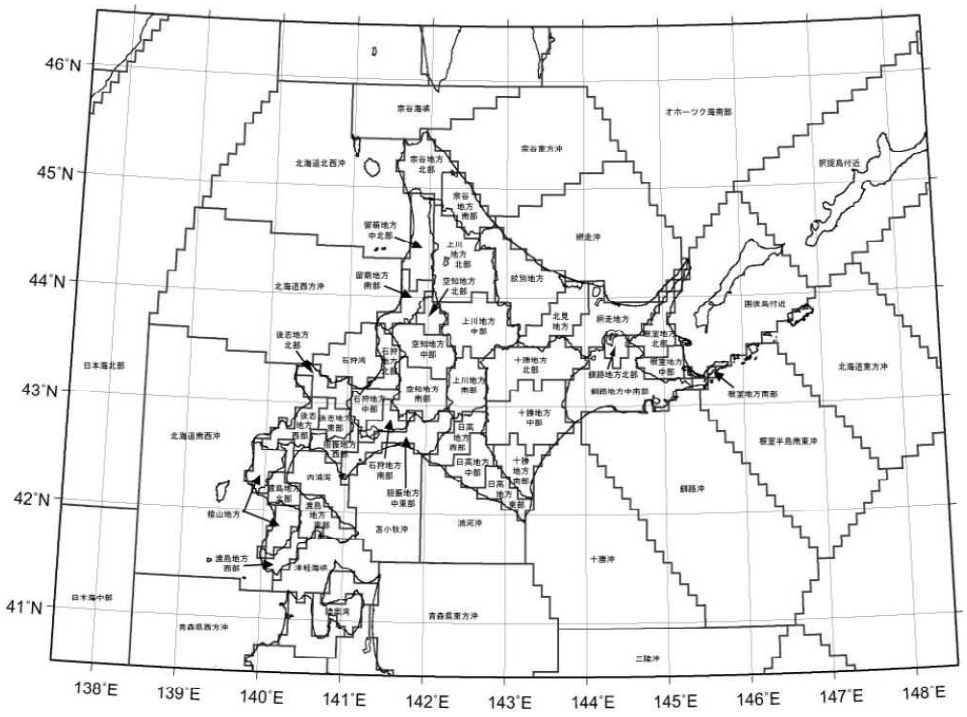
第４　地震・津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区

地震・津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区は、次のとおりである。

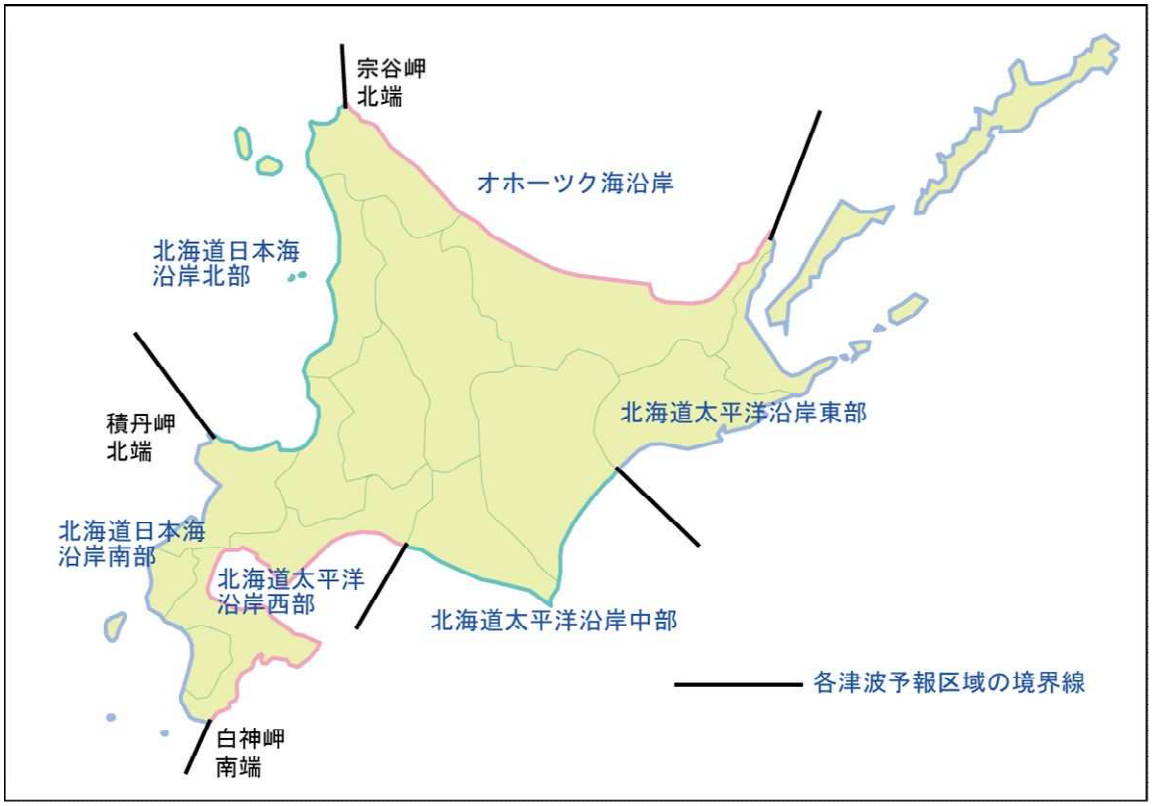
緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



震央地名


46°N
45°N
44°N
43°N
42°N
41°N
138°E
139°E
140°E
141°E
142°E
143°E
144°E
145°E
146°E
147°E
148°E

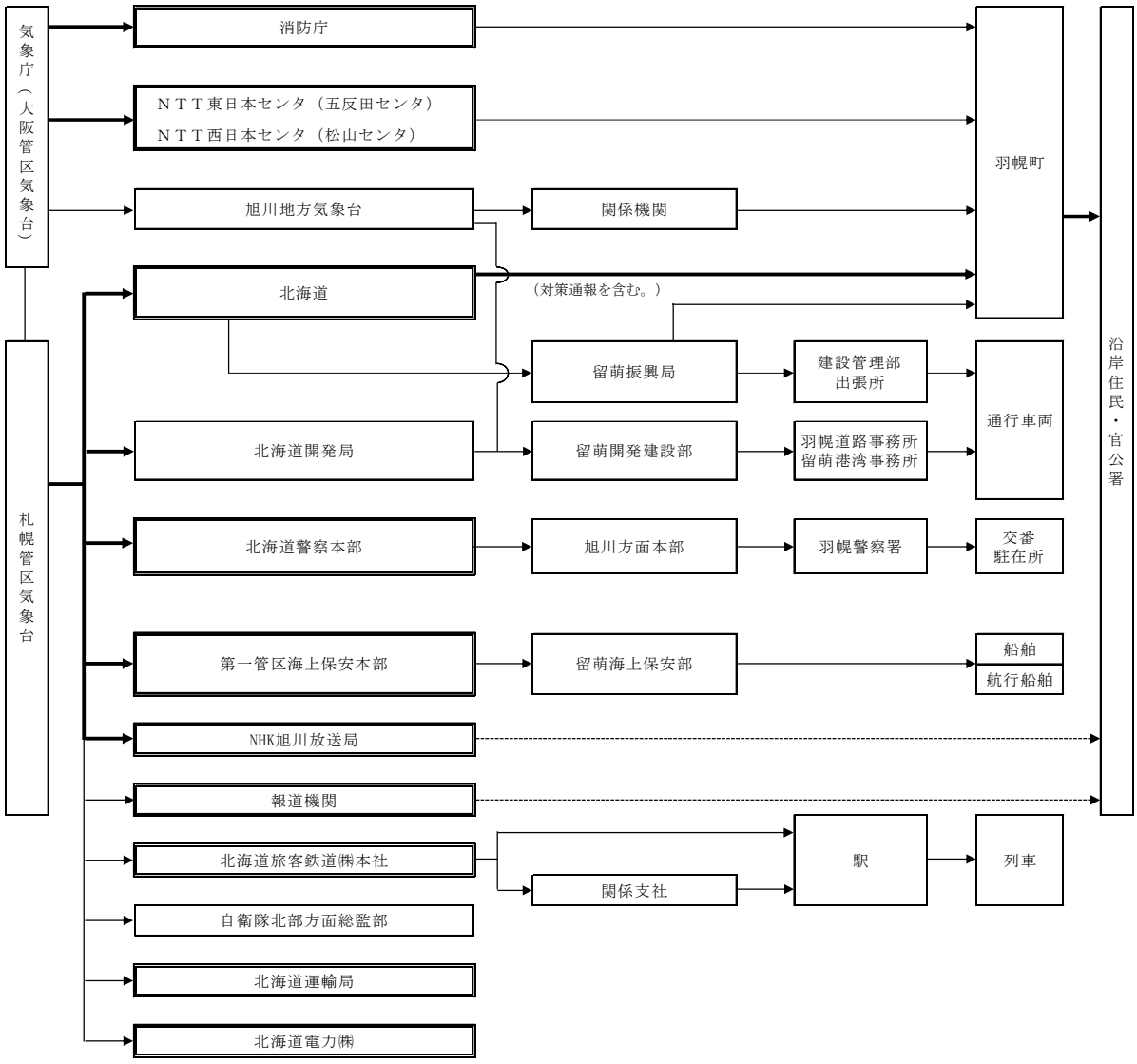
津波予報区


宗谷岬
北端
オホーツク海沿岸
北海道日本海
沿岸北部
積丹岬
北端
北海道太平洋沿岸東部
北海道日本海
沿岸南部
北海道太平洋
沿岸西部
北海道太平洋沿岸中部
各津波予報区域の境界線
白神岬
南端

第５　津波警報等の伝達

津波警報等の伝達系統は、次のとおりである。

津波警報等の伝達系統図



（注）　（二重線で囲まれている機関は気象業務法の規定に基づく法定伝達先）

（太線）は特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達

┈┈▶ は放送

──▶ は気象業務法に基づく通知等の義務及び放送以外の伝達

（備考）

・NTT 東日本（五反田センタ）及び NTT 西日本（松山センタ）には津波警報と大津波警報（特別警報）の発表と解除のみ通報

・対策通報は、北海道防災情報システムにより通知

資料編〔災害履歴・震度階級等〕　・気象庁震度階級関連解説表（資料３－２）

第６　異常現象を発見した者の措置等

異常現象を発見した者及び被害の発生を知った者は速やかに羽幌町役場、北留萌消防組合（消防本部・消防署）又は羽幌警察署に通報する。

また、通報を受けた町長、消防（署）長又は警察署長は、受理した内容を相互に交換する。

１　通報義務（基本法第 54 条第１及び２項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。

２　警察官等の通報（基本法第 54 条第３項）

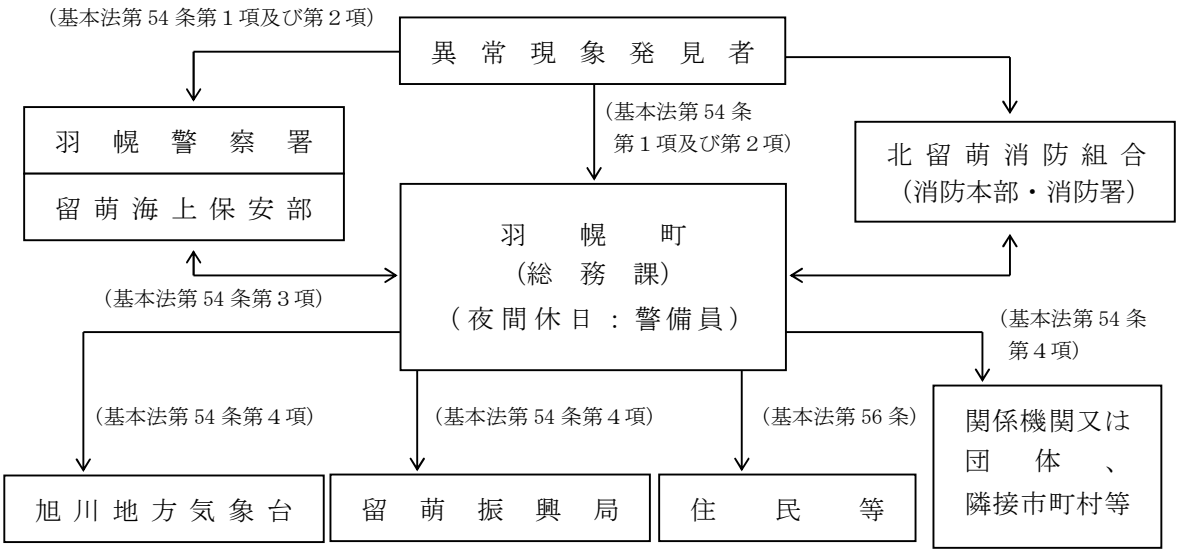
異現象発見者から通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。

３　町長の通報（基本法第 54 条第４項）

異常現象に関する通報を受けた町長は、旭川地方気象台に通報しなければならない。

また、直ちに情報を確認し、災害の規模、内容等により、必要に応じて防災関係機関に通報するとともに、住民に周知する。

異常現象発見通報時の連絡系統



資料編〔防災組織〕　　・関係機関等の連絡先（資料１－１）

第７　地震・津波に関する情報の受理及び報告

１　地震・津波に関する情報（留萌振興局が発する対策通報を含む。以下同様とする。）は、通常の勤務時間中は総務課が、勤務時間外は、警備員が受理する。

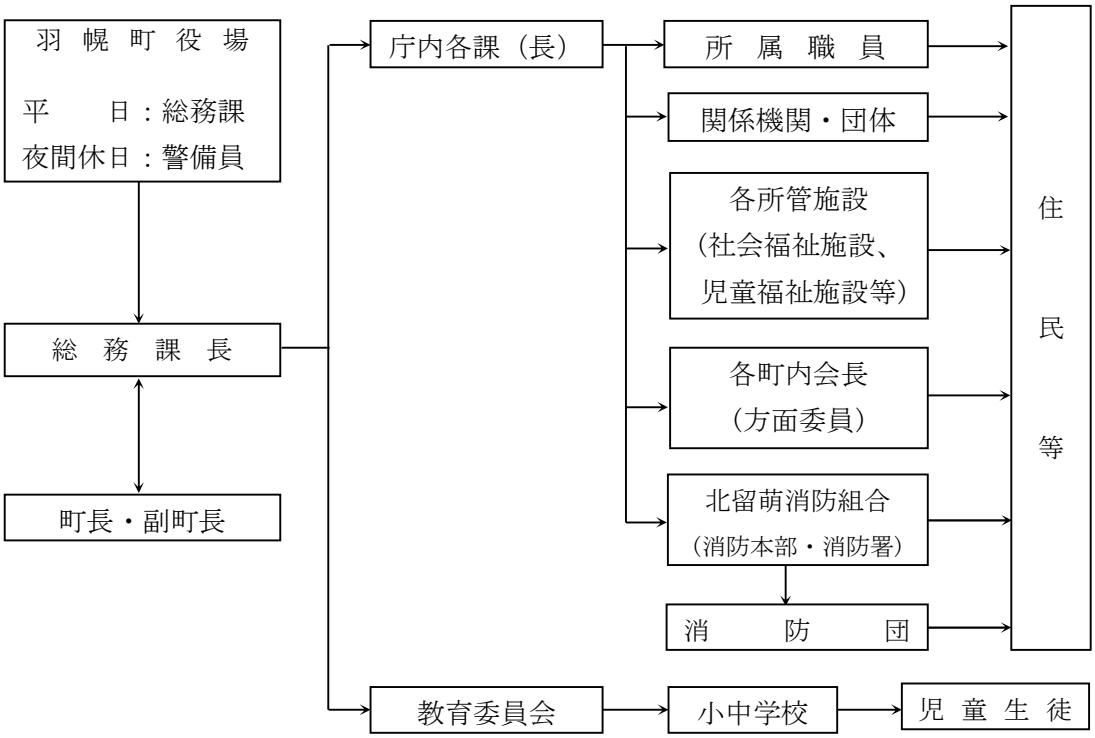
２　総務課長は、必要に応じて町長及び副町長に報告するとともに、関係課長等に連絡する。

また、町長が必要と認めるものについては、災害の状況等に応じて最善の方法により関係機関・団体、所管施設、住民等に対し、必要な事項の周知徹底を図る。

３　夜間休日等において警備員が地震・津波に関する特別な情報を受けたときは、「気象予警報等受理簿」に記載するとともに、直ちに総務課長（不在のときは総務係長）に連絡する。

資料編〔様式〕　　・気象予警報等受理簿（別記第３号様式）

地震・津波に関する情報の伝達系統



伝達先	伝達責任者	連絡方法
庁内各課	総務課長	庁内放送、電話、メール、口頭
関係機関・団体及び各所管施設等	関係課長	電話、FAX、メール
北留萌消防組合（消防本部・消防署）	総務課長	電話、FAX、メール、派遣連絡員
社会福祉施設	健康支援課長	電話、FAX、メール
児童福祉施設	福祉課長	電話、FAX、メール
学校教育施設	学校管理課長	電話、FAX、メール
住民等	総務課長	消防サイレン用スピーカー、広報車、町ホームページ、防災情報伝達システム（戸別受信機、スマートフォンアプリ、離島屋外スピーカー等）、FAX、口頭（町内会長等を通じて）、テレビ、ラジオ

第２節　災害情報収集・伝達計画

第１　基本方針

町は、防災対策の適切な実施を図るため、防災関係機関と連携の下、必要な災害情報等を収集するとともに、速やかに住民、関係機関等に伝達する。

なお、地震・津波災害時における災害情報等の収集、伝達については、「風水害等対策編　第２章　第２節　災害情報収集・伝達計画」に準ずるほか、次のとおり実施する。

第２　災害情報等の収集及び伝達体制の整備

１　町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム（J-ALERT）などで受信した緊急地震速報を消防サイレン用スピーカー、防災情報伝達システム（戸別受信機、スマートフォンアプリ、離島屋外スピーカー等）等により住民等への伝達に努める。

２　町は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛生携帯電話等により、当該地域と双方向での情報連絡体制が確保できるよう留意する。

また、被災者等への情報伝達手段として、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT)、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。)、衛星携帯電話等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

３　放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

また、町は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及・啓発に努める。

４　町は、防災関係機関が有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速かつ的確に災害情報等を収集するとともに、相互に交換する。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努める。

特に、町から道への被災状況の報告ができない場合等にあっては、多様な手段の効果的活用を図るほか、道職員の派遣について要請するなどの対応を図るものとする。

人的被害については、道が一元的に集約と調整を行うものであることから、町はその状況について留萌振興局に連絡する。

５　町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

第３　災害情報等の内容及び通報の時期

町は、震度４以上を記録した場合、被災状況を道（留萌振興局経由）に報告する（ただし、震度５強以上を記録した場合、第１報を道（留萌振興局経由）及び国（消防庁経由）に、原則

として30分以内で可能な限り早く報告する。)。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第１報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

第４　通信施設の整備の強化

町は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備等の整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

また、地震・津波災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達が実施できるよう通信施設の整備強化を図る。

第３節　災害広報・情報提供計画

「風水害等対策編　第２章　第４節　災害広報・情報提供計画」に準ずる。

第４節　避難対策計画

第１　基本方針

地震・津波災害発生時においては、家屋の倒壊、火災等の発生が予測される中、迅速かつ的確な避難活動を行う必要があるため、避難のため可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分考慮する。

地震・津波災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置ついては、「風水害等対策編　第２章　第５節　避難対策計画」に準ずるほか、次のとおり実施する。

第２　避難実施責任者及び措置内容

地震の発生に伴う火災、山（がけ）崩れ等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、避難勧告等を行う。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を発令する必要がある。

なお、避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。

１　町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の避難勧告等を行う。

(1)　避難のための立退きの勧告又は指示
(2)　必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示
(3)　近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示
(4)　大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報等の津波の発生予報が発せられた場合、直ちに高台などの安全な場所へ避難させる等の措置

また、避難勧告等の発令等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、消防サイレン用スピーカー、防災情報伝達システム（戸別受信機、スマートフォンアプリ、離島屋外スピーカー等）、広報車、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

２　町長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

３　町長は、上記の勧告又は指示を行ったときは、その旨を速やかに留萌振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）。

第３　避難方法

大規模な地震・津波災害が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予測される。

地震・津波災害が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、身の安全が確保できる避難場所（一時的に避難するグラウンドや高台等）にまずは避難して、当該避難場所で正確な災害情報等を収集し、また、不在者を確認した後、必要により安全確認が得られた避難所に避難する。

１　避難誘導は、町の職員、消防職員、消防団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

また、町は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な避難」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるよう努める。

なお、避難の誘導に当たっては、町の職員、消防職員、消防団員、警察官等避難誘導に当たる者の安全の確保に努める。

２　津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

３　町は、町職員、消防職員、消防団員、警察官等の避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間等を考慮した避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとし、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

第４　避難所の開設、運営

１　避難状況の把握

町は、災害時優先電話等を活用して、施設管理者から被災者の避難状況、施設の被害状況等を把握する。

また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

２　開設予定避難所の安全性の確保

避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

(1)　施設管理者等によるチェック

避難予定施設の管理者及び避難所担当職員は、地震発生後速やかに目視等により、施設の安全性を確認し、調査結果を災害対策本部に報告する。

なお、使用が困難な場合は、災害対策本部への報告のほか、次の措置を行う。

ア　立入禁止措置

イ　他の避難所の案内図の貼付

(2)　応急危険判定士によるチェック

上記(1)のチェックでは、施設の安全性の確認に判断がつきかねる場合、町は、施設の安全性を確認するため、直ちに道に対して応急危険度判定士の派遣を要請する。

(3)　避難住民への措置

既に避難所に避難住民が集まっている場合は、施設の安全が確認できるまで、グラウンド等の安全な避難場所に待機させる。

３　職員の派遣

町は、施設管理者からの情報又は参集職員等の状況に基づき、開設可能な施設の中から、避難所開設の必要性の高い地区から順次、職員を派遣し、避難所の開設に必要な業務に当たる。

４　学校機能の早期回復

大規模な地震・津波災害により、避難所を開設した場合は、避難所が長期化するおそれがあるため、避難所が学校である場合、町は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童生徒との棲み分けを行うとともに、応急仮設住宅の早期建設等、学校機能の早期回復に配慮する。

第５節　救助救出計画

「風水害等対策編　第２章　第10節　救助救出計画」に準ずる。

第６節　地震火災等対策計画

第１　基本方針

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大等により、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、町は、被災地の地元住民や自主防災組織等と連携し、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努める。

第２　消防活動体制の整備

町は、その地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、北留萌消防組合と十分に検討を行い、整備しておくものとする。

第３　火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また、必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動を円滑に実施する。

１　住宅密集地域の火災危険区域
２　がけ崩れ、崩壊危険箇所
３　津波等による浸水危険区域
４　特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

第４　相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ、相互に応援協力をする。

１　消防相互応援
２　広域航空消防応援
３　緊急消防援助隊による応援

第５　地震火災対策計画の作成

町は、大地震時における火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じて北留萌消防組合と連携の上、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合、その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

１　消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられる。

さらに、消防職員及び消防団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

２　消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、海、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

３　応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

４　初期消火の徹底

住民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防隊の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第７節　津波災害応急対策計画

第１　基本方針

町は、大津波警報（特別警報）、津波警報若しくは津波注意報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合、警戒態勢をとり津波の発生に備えるほか、津波が発生した場合は、直ちに応急対策を実施する。

第２　津波警戒体制の確立

町は、気象庁の発表する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報によるほか、強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波来襲に備え警戒態勢をとる。

また、海浜等にある者に対し、海岸等からの退避、テレビ、ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等警戒に当たる。

さらに、潮位の変化等津波情報の収集・伝達を行うほか、道との連絡調整等を行う。

第３　住民等の避難・安全の確保

大津波警報（特別警報）、津波警報が発表された場合、又は海面監視により異常現象を発見した場合、町は、津波来襲時に備え、沿岸住民等に対して、直ちに退避し、安全な場所へ避難するよう避難指示（緊急）を行う。また、津波注意報が発表された場合は、沿岸住民等に対し直ちに退避し、安全な場所へ避難するよう勧告・指示を行う。

また、津波来襲が切迫している場合、最寄りの津波避難ビルなどに緊急避難するよう伝達する。

なお、町が災害の発生により、避難の勧告及び指示を行うことができない場合は、知事が町長に代わって避難のための勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を実施する。

第４　災害情報の収集

町は、道、北海道警察及び第一管区海上保安本部が航空機又は船艇を派遣して把握・収集した災害状況について、相互に情報の共有化を図る。

第８節　災害警備計画

「風水害等対策編　第２章　第13節　災害警備計画」に準ずる。

第９節　交通応急対策計画

「風水害等対策編　第２章　第14節　交通応急対策計画」に準ずる。

第 10 節　輸送計画

「風水害等対策編　第２章　第15節　輸送計画」に準ずる。

第 11 節　ヘリコプター等活用計画

「風水害等対策編　第２章　第９節　ヘリコプター等活用計画」に準ずる。

第 12 節　食料供給計画

「風水害等対策編　第２章　第16節　食料供給計画」に準ずる。

第 13 節　給水計画

「風水害等対策編　第２章　第17節　給水計画」に準ずる。

第 14 節　衣料・生活必需物資供給計画

「風水害等対策編　第２章　第18節　衣料・生活必需物資供給計画」に準ずる。

第 15 節　石油類燃料供給計画

「風水害等対策編　第２章　第19節　石油類燃料供給計画」に準ずる。

第 16 節　生活関連施設対策計画

地震・津波の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を与えるため、これら各施設の管理者等は、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずるとともに、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努める。

第１　上水道

１　応急措置

町は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際して、この計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

２　広報

町は、地震・津波により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第２　下水道

１　応急復旧

町は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際して、この計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行う。

２　広報

町は、地震・津波により下水道施設に被害のあった場合は、下水道施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第３　電気

１　応急復旧

電気事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際して、この計画に基づき、直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次被害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

２　広報

電気事業者は、地震・津波により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

第４　ガス

１　応急復旧

ガス事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際して、この計画に基づき直ちに施設、設備の被害調査、点検を実施し、被害があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行う。

２　広報

ガス事業者は、地震・津波によりガス施設に被害のあった場合は、ガス施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努める。

第５　通信

１　応急復旧

東日本電信電話(株)北海道事業部、(株)NTTドコモ北海道支社等の電気通信事業者は、地震・津波災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずる。

２　広報

通信を管理する機関は、地震・津波により通信施設に被害のあった場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

第６　放送

NHK等放送機関は、地震・津波災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講ずる。

第 17 節　医療救護計画

「風水害等対策編　第２章　第11節　医療救護計画」に準ずる。

第 18 節　防疫計画

「風水害等対策編　第２章　第12節　防疫計画」に準ずる。

第 19 節　廃棄物等処理計画

「風水害等対策編　第２章　第31節　廃棄物等処理計画」に準ずる。

第 20 節　家庭動物等対策計画

「風水害等対策編　第２章　第29節　家庭動物等対策計画」に準ずる。

第 21 節　文教対策計画

「風水害等対策編　第２章　第27節　文教対策計画」に準ずる。

第 22 節　住宅対策計画

「風水害等対策編　第２章　第25節　住宅対策計画」に準ずる。

第 23 節　被災建築物安全対策計画

第１　基本方針

町は、被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、防災関係機関と連携の下、被災建築物の安全対策を図る。

第２　応急危険度判定の実施

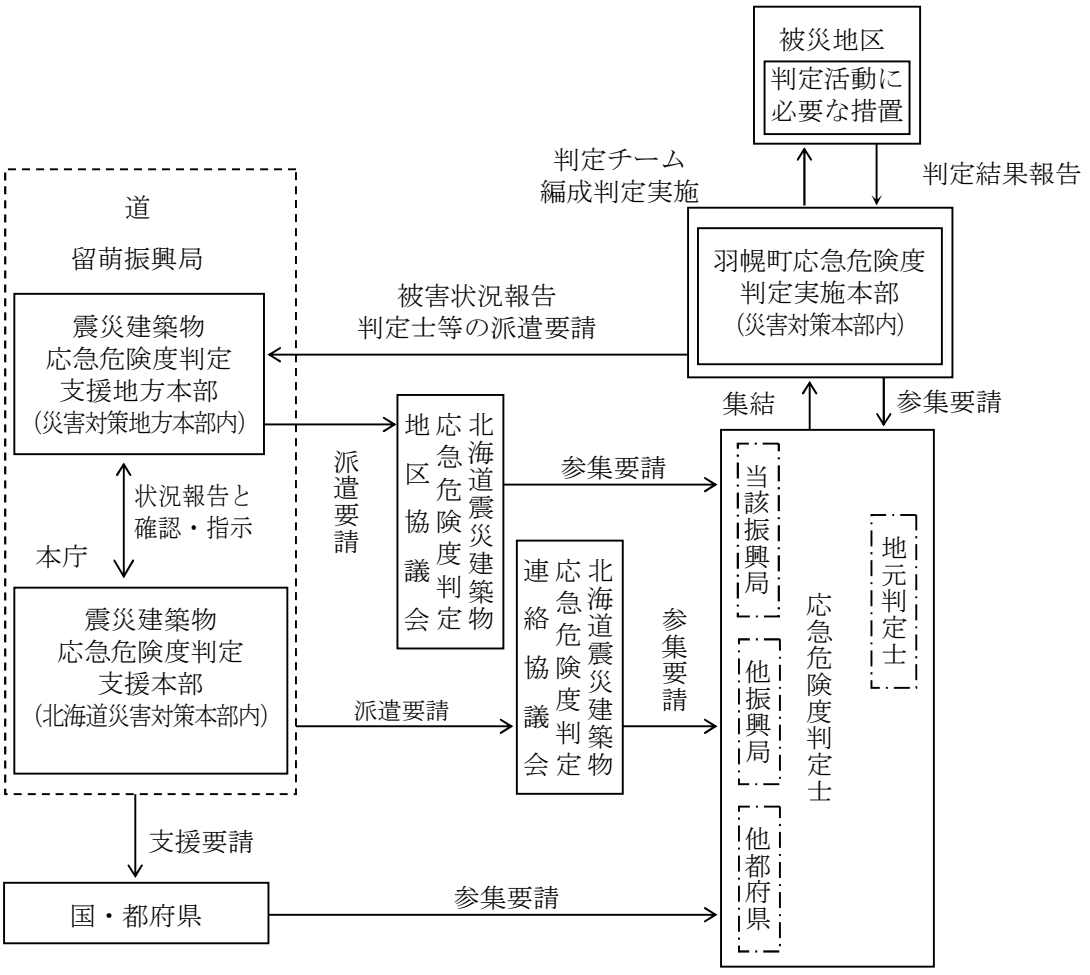
町は、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

１　活動体制

町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりである。

判定活動の体制



２　応急危険度判定の基本的事項

(1)　判定対象建築物

原則として、すべての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2)　判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3)　判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造駆体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の３段階で判定を行い、３色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、３段階の判定の内容については、次のとおりである。

ア　危険

建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立入りができない。

イ　要注意

建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立入りが可能である。

ウ　調査済

建築物の損傷が少ない場合である。

(4)　判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5)　判定の変更

応急危険度判定は、応急的な調査であること、また、余震等で被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第３　石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次災害の防止については、次のとおりとする。

１　基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

２　実施主体及び実施方法

(1)　町及び北海道

町及び道は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導を行う。

(2)　建築物等の所有者

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

(3)　解体等工事業者

石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等を当該解体等工事の場所に掲示するとともに、特定粉じん排出等作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

(4)　廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

第 24 節　被災宅地安全対策計画

「風水害等対策編　第２章　第24節　被災宅地安全対策計画」に準ずる。

第 25 節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

「風水害等対策編　第２章　第28節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」に準ずる。

第 26 節　障害物除去計画

「風水害等対策編　第２章　第26節　障害物除去計画」に準ずる。

第 27 節　広域応援・受援計画

「風水害等対策編　第２章　第８節　広域応援・受援計画」に準ずる。

第 28 節　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

「風水害等対策編　第２章　第７節　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に準ずる。

第 29 節　災害ボランティアとの連携計画

「風水害等対策編　第２章　第32節　災害ボランティアとの連携計画」に準ずる。

第 30 節　災害救助法の適用と実施

「風水害等対策編　第２章　第35節　災害救助法の適用と実施」に準ずる。

第３章　災害復旧・被災者援護計画

地震・津波等の災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、道及び防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又はこれに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施する。

あわせて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行う。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講ずる。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行う。

第１節　災害復旧計画

「風水害等対策編　第３章　第１節　災害復旧計画」に準ずる。

第２節　被災者援護計画

地震・津波災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となるため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努める。

被災者援護に当たっては、「風水害等対策編　第３章　第２節　被災者援護計画」に準ずるほか、地震災害時においては、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度である地震保険が被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、町は、その制度の普及促進に努める。

第４編　事故災害対策編

第１章　海上災害対策計画（海難対策）

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、町は、関係機関と連携の下、各種の予防、応急対策に努める。

第１節　災害予防

町（北留萌消防組合）、船舶所有者等（船舶所有者、管理者、占有者等を含む。以下同様とする。）及び北るもい漁業協同組合は、防災関係機関と相互に協力して海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、次のとおり必要な予防対策を実施する。

第１　船舶所有者等及び北るもい漁業協同組合

１　気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するために必要な措置を講ずる。
２　職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
２　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
４　船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに自衛消防隊の組織化に努める。

第２　町（北留萌消防組合）

１　迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
２　海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
３　職員の非常参集体制・応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
４　海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
５　海難発生時の救急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努める。
６　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
７　船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め、荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、北るもい漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導する。

(1)　漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。
(2)　漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

８　法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、公益社団法人北海道海難防止・水難救済センターとともに、船舶所有者及び乗組員に対し次の事項を指導する。

(1)　船体、機関、救命設備(救命用具、信号用具、消防設備等)及び通信施設の整備
(2)　気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立
(3)　漁船乗務員の養成と資質の向上
(4)　小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化
(5)　海難防止に対する意識の高揚

第２節　災害応急対策

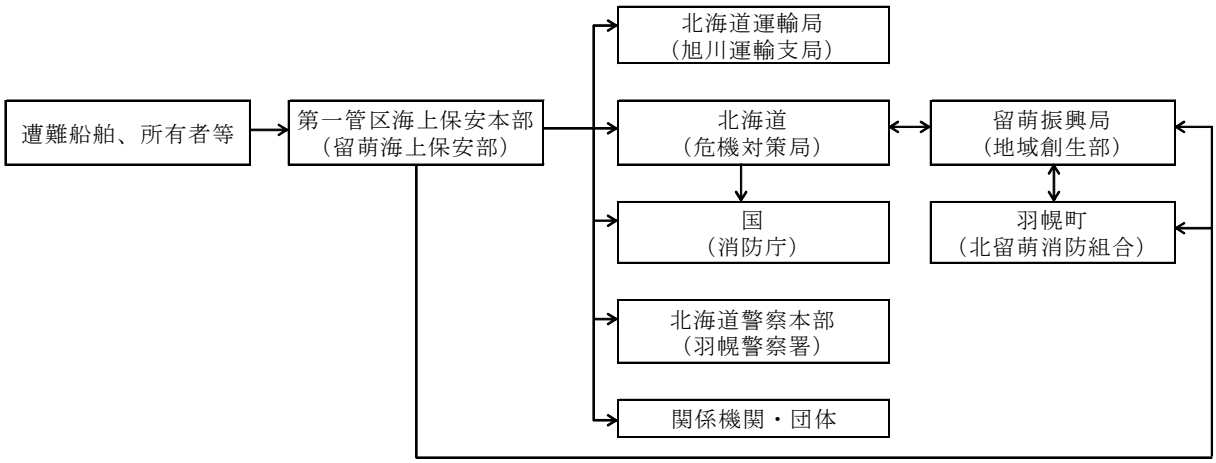
第１　情報通信

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

１　情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりである。

海難対策の情報通信連絡系統図



２　実施事項

町及び関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

第２　広域海難発生時の広報

広域海難発生時の広報は、「風水害等対策編　第２章　第４節　災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

１　被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

(1)　海難の状況
(2)　家族等の安否情報
(3)　医療機関等の情報
(4)　関係機関の応急対策に関する情報
(5)　その他必要な事項

２　旅客及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

(1)　海難の状況
(2)　旅客及び乗組員等の安否情報
(3)　医療機関等の情報
(4)　関係機関の応急対策に関する情報
(5)　その他必要な事項

第３　応急活動体制

町及び関係機関は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

第４　捜索活動

町及び関係機関は、相互に密接な協力の上、それぞれ船舶、ヘリコプターなどを活用して海難船舶の捜索活動を行う。

第５　救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、「風水害等対策編　第２章　第10節　救助救出計画」の定めによるほか、次により実施する。

１　第一管区海上保安本部（海上保安庁法第５条）

(1)　海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助を行うこと。
(2)　船舶交通の障害の除去に関すること。
(3)　海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行う者並びに船舶交通に対する障害を除去する者の監督に関すること。
(4)　警察庁及び北海道警察、税関、検疫所その他関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関すること。

２　町（基本法第 62 条、水難救護法第１条）

(1)　遭難船舶を認知した町は、留萌海上保安部及び羽幌警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行う。
(2)　救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行う。

３　北海道警察（水難救護法第４条）

警察官は、救護の事務に関し、町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代ってその職務を行う。

４　北るもい漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関に対する連絡に当たる。

５　水難救難所

関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力する。

第６　消防活動

領海内における船舶等火災の消火活動については、「留萌海上保安部と北留萌消防組合本部との船舶消火に関する業務協定」に基づき実施する。

第７　医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、「風水害等対策編　第２章　第11節　医療救護計画」の定めるところにより実施する。

第８　行方不明者の捜索及び遺体の収容等

海難発生時における行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等については、「風水害等対策編　第２章　第28節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより実施する。

第９　交通規制

海難発生時における交通規制については、「風水害等対策編　第２章　第14節　交通応急対策計画」の定めるところにより実施する。

第 10　自衛隊派遣要請

海難発生時における自衛隊派遣要請については、「風水害等対策編　第２章　第７節　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

第 11　広域応援

町、北留萌消防組合及び道は、海難の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「風水害等対策編　第２章　第８節　広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第２章　海上災害対策計画（流出油等対策）

船舶に衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、町は、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、関係機関と連携の下、各種の予防、応急対策に努める。

第１節　災害予防

町（北留萌消防組合）、船舶所有者等及び北るもい漁業協同組合は、防災関係機関と相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため、次のとおり必要な予防対策を実施する。

第１　関係行政機関の共通実施事項

１　迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
２　災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
３　職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
４　災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
５　災害時の油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備促進に努めるとともに、その整備状況等について関係機関と情報を共有する。
６　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

第２　町（北留萌消防組合）

１　油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。
２　大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
３　船舶所有者等、北るもい漁業協同組合に対し、荷役について、次のとおり指導する。
(1)　荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督の下に行うこと。
(2)　消火器具の配備
(3)　油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備
(4)　立入禁止、火気厳禁の標示の徹底
４　入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上、あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について、関係機関と相互に交換する。

第３　船舶所有者等及び北るもい漁業協同組合

１　気象情報等の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため必要な措置を講ずる。

２　職員の非常参集体制は、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。

３　災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備推進に努める。

４　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等必要な措置を講ずる。

第２節　災害応急対策

油等大量流出事故時の対応は、本計画に定めるもののほか、「北海道流出油事故災害対応マニュアル」に基づいて実施する。

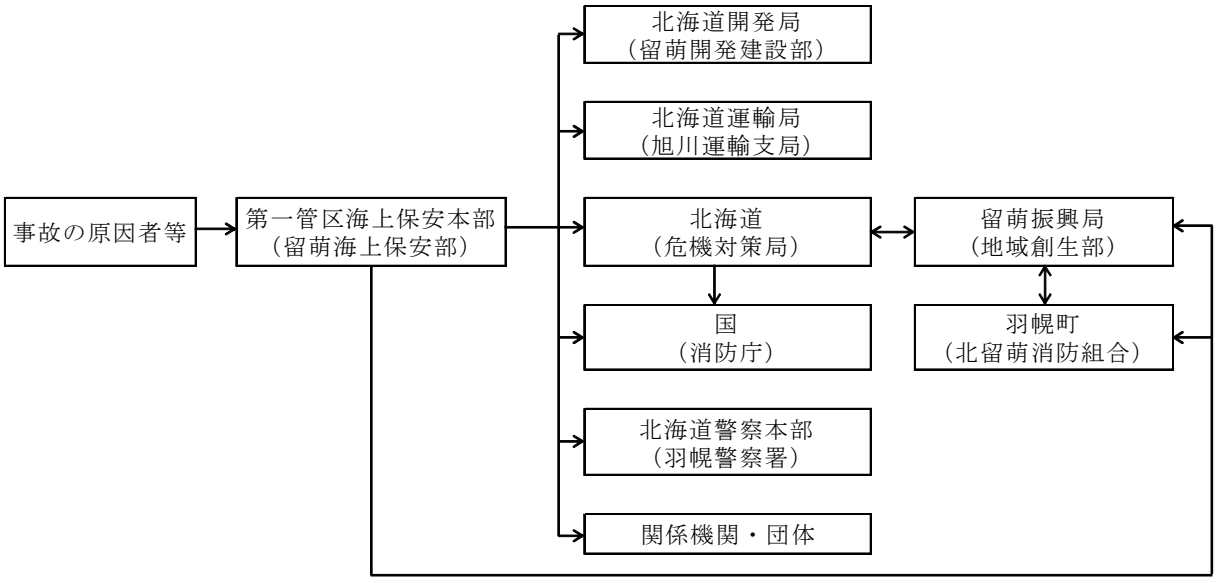
第１　情報通信

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する

１　情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりである。

流出油等の情報通信連絡系統図



２　実施事項

町及び関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

第２　災害広報

油等大量流出事故災害時の広報については、「風水害等対策編　第２章　第４節　災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、町及び関係機関は、旅客及び地域住民等に対し、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

1　油等大量流出事故災害の状況
2　関係機関の災害応急対策に関する情報
3　海上輸送復旧の見通し
4　避難の必要性等、地域に与える影響
5　その他必要な事項

第３　応急活動体制

町及び関係機関は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

第４　油等の流出又は流出するおそれがある場合の防除活動

主な防災関係機関等の実施事項は、次のとおりである。

１　事故の原因者等

速やかに第一管区海上保安本部等最寄りの海上保安機関に通報するとともに、油等が流出した場合は、汚染の拡大を防ぎ、引き続く流出を止め、除去し、又は油等が流出するおそれがあるときは、流出を防止するなどの防除活動を実施しなければならない。

２　第一管区海上保安本部

(1)　巡視船艇、航空機又は海上保安官により、流出油等の汚染拡散範囲及び性状の変化状況等を調査するとともに、関係機関に情報を提供する。

(2)　周辺海域の警戒を行い、必要に応じて船舶交通の整理、指導又は制限の措置を講ずる。特に必要が認められるときは、区域を設定して船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

(3)　防除活動等の必要な措置を行うべき事故原因者等の防除措置義務者の対応が不十分なときは、指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認めるときは、巡視船艇等により応急の防除措置を講ずる。

(4)　緊急を要し、かつ、必要と認めるられるときは、海上災害防止センターに対し、流出油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。

(5)　排出油等の防除に関する協議会等関係機関に対し、それぞれの立場に応じた防除活動や協議会相互の連携ができるように調整を行う。

(6)　船艇等による油防除作業、船舶からの油の抜き取り、オイルフェンスの展張、油処理剤の使用等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

(7)　第一管区海上保安本部長等は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の抜取り又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去、その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請することができる。

３　北海道開発局

流出油等の海岸等への漂着に対処するため、ヘリコプター等による流出油の情報収集及び関係機関への情報提供並びに必要に応じ、関係市町村に必要な防除資機材の応援措置を講ずる。

４　町（北留萌消防組合）及び道

(1)　道は、ヘリコプターにより流出油の漂流状況等の情報収集を行うとともに、その情報を関係機関へ提供する。

(2)　油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力の上、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずる。

なお、防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努める。

５　北海道警察

(1)　油等大量流出等の災害が発生した場合には、警察用航空機、警察船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握する。

(2)　油等大量流出等の災害が発生した場合には、関係機関と緊密に連携し、必要により地域住民等の避難誘導、立入禁止区域警戒、交通規制等を実施する。

第５　消防活動

流出油等による海上火災発生時における消防活動は、次により実施する。

１　第一管区海上保安本部

速やかに巡視船艇による消火活動を行うとともに、必要に応じて、町及び北留萌消防組合に協力を要請する。

２　町（北留萌消防組合）

火災状況等の情報収集に努め、第一管区海上保安本部の消火活動に協力する。

第６　避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は、「風水害等対策編　第２章　第５節　避難対策計画」の定めるところにより避難措置を実施する。

第７　交通規制

流出油等事故災害時における交通規制については、「風水害等対策編　第２章　第14節　交通応急対策計画」の定めるところにより実施する。

第８　自衛隊派遣要請

流出油等事故災害時における自衛隊の派遣要請については、「風水害等対策編　第２章　第７節　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

第９　広域応援

町、北留萌消防組合及び道は、流出油等事故災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「風水害等対策編　第２章　第８節　広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第 10　危険物関係施設管理者及び水難救難所の協力

危険物関係施設管理者及び水難救難所は、関係機関から要請があった場合、保有する諸資機材等をもって協力を行う。

第 11　防災ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となる。それらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受入れ等については、「風水害等対策編　第２章　第32節　防災ボランティアとの連携計画」の定めるところによる。

第３章　航空災害対策計画

町域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下、本節で「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町は、各種の予防、応急対策に努める。

第１節　災害予防

町は、防災関係機関と相互に協力し、航空災害が発生した場合にその拡大を防御し、被害の軽減を図るために必要な予防対策を実施する。

１　迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。

２　災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。

３　職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

４　災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

５　災害時の救急・救助、救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努める。

６　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

第２節　災害応急対策

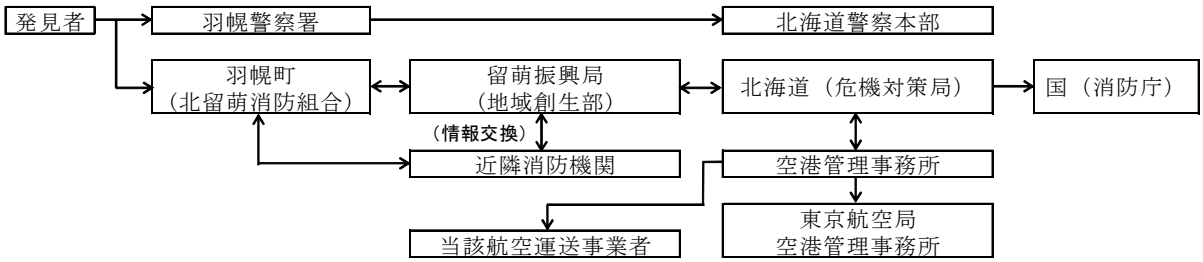
第１　情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

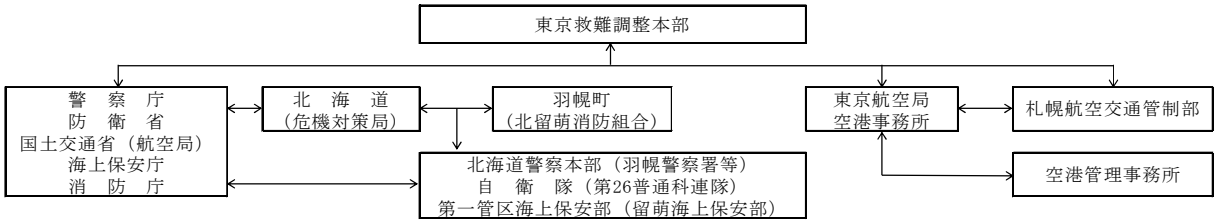
１　情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりである。

航空災害の情報通信連絡系統図（発生地点が明確な場合）



航空災害の情報通信連絡系統図（発生地点が不明な場合）



（注）救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

２　実施事項

町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

第２　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、「風水害等対策編　第２章第４節　災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

１　被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

(1)　航空災害の状況

(2)　家族等の安否情報
(3)　医療機関等の情報
(4)　関係機関の災害応急対策に関する情報
(5)　その他必要な事項

２　旅客及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

(1)　航空災害の状況
(2)　旅客及び乗務員等の安否情報
(3)　医療機関等の情報
(4)　関係機関の災害応急対策に関する情報
(5)　航空輸送復旧の見通し
(6)　避難の必要性等、地域に与える影響
(7)　その他必要な事項

第３　応急活動体制

町及び関係機関は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

第４　捜索活動

航空機の捜索活動は、東京救難調整本部を通じて、関係機関相互の密接な協力の上、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行う。

第５　救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、「風水害等対策編　第２章　第10節　救助救出計画」の定めるところにより実施する。

第６　医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、「風水害等対策編　第２章　第11節　医療救護計画」の定めるところにより実施する。

第７　消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施する。

1　北留萌消防組合は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。
2　消防職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

第８　行方不明者の捜索及び遺体の収容等

航空災害時における行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等については、「風水害等対策編　第２章　第28節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより実施する。

第９　交通規制

航空災害時における交通規制については、「風水害等対策編　第２章　第14節　交通応急対策計画」の定めるところにより実施する。

第 10　防疫及び廃棄物等処理

航空災害時における防疫及び廃棄物等処理は、災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、「風水害等対策編　第２章　第12節　防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずる。

また、「風水害等対策編　第２章　第31節　廃棄物等処理計画」の定めるところにより、廃棄物等処理に係る応急対策を講ずる。

第 11　自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊の派遣要請については、「風水害等対策編　第２章　第７節　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

第 12　広域応援

町、北留萌消防組合及び道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「風水害等対策編　第２章　第８節　広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第４章　道路災害対策計画

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町は、各種の予防、応急対策に努める。

第１節　災害予防

町は、防災関係機関と相互に協力し、道路災害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、次のとおり必要な予防対策を実施する。

１　橋梁等道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに、異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に、その情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

２　道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため、必要な体制の整備に努める。

３　道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

４　職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

５　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ、体制の改善等の必要な措置を講ずる。

６　道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

７　道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

８　道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

第２節　災害応急対策

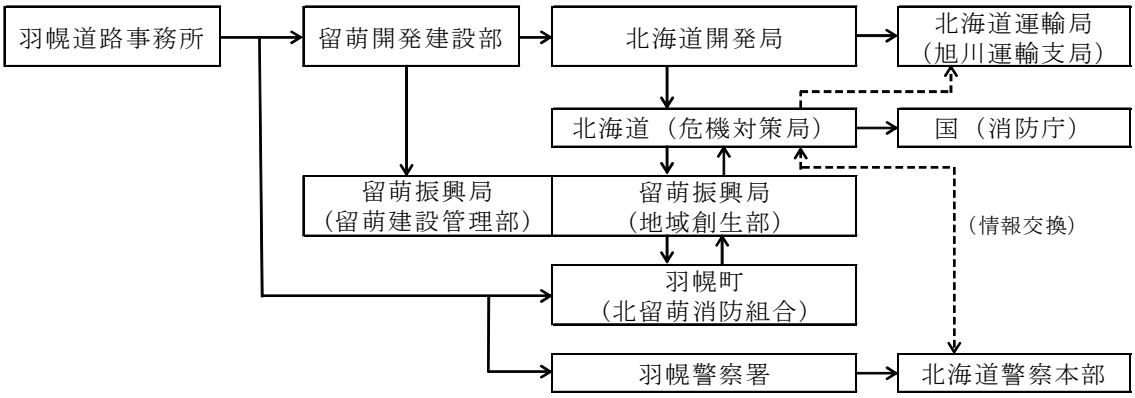
第１　情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

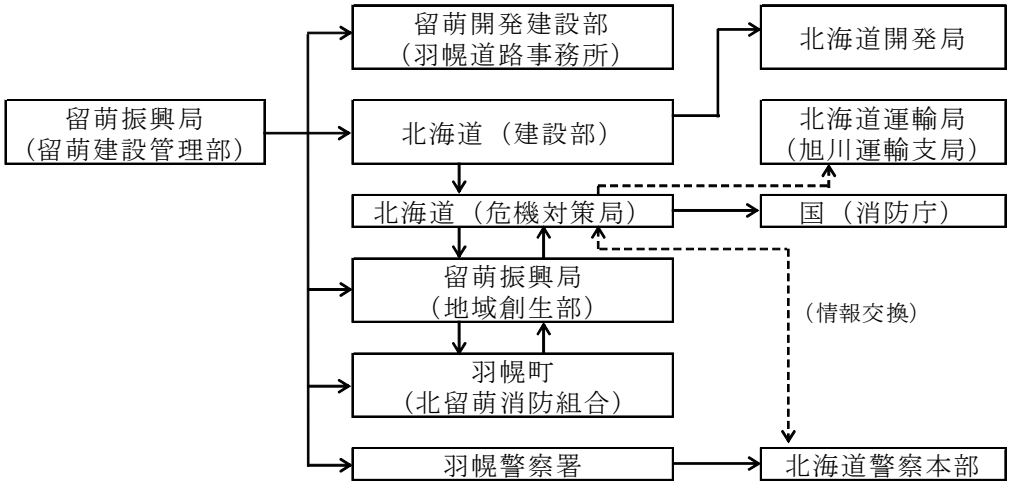
１　情報連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりである。

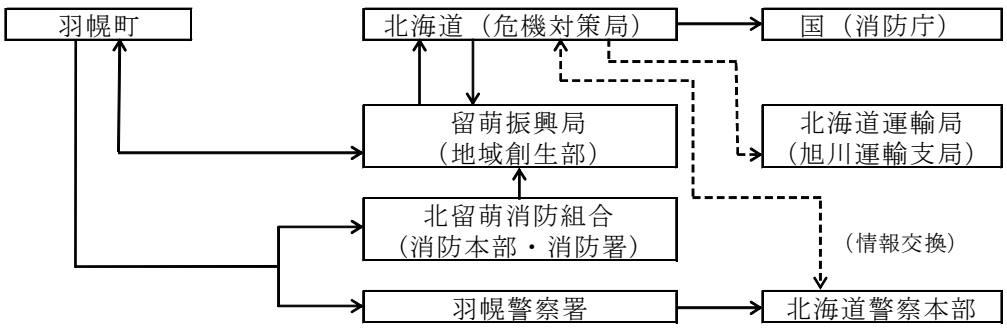
道路災害の情報通信連絡系統図（国の管理する道路の場合）



道路災害の情報通信連絡系統図（道の管理する道路の場合）



道路災害の情報通信連絡系統図（町の管理する道路の場合）



２　実施事項

町及び関係機関は、災害発生時に、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

第２　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、「風水害等対策編　第２章　第４節　災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

１　被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

(1)　道路災害の状況
(2)　家族等の安否情報
(3)　医療機関等の情報
(4)　関係機関等の災害応急対策に関する情報
(5)　その他必要な事項

２　道路利用者及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

(1)　道路災害の状況
(2)　被災者の安否情報
(3)　医療機関等の情報
(4)　関係機関の災害応急対策に関する情報
(5)　施設等の復旧状況
(6)　避難の必要性等、地域に与える影響
(7)　その他必要な事項

第３　応急活動体制

町及び関係機関は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

第４　救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、「風水害等対策編　第２章　第10節　救助救出計画」の定めるところにより実施する。

第５　医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、「風水害等対策編　第２章　第11節　医療救護

計画」の定めによるもののほか、道路管理者も、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。

第６　消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施する。

１　道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防隊による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

２　北留萌消防組合

(1)　速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

(2)　消防職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

第７　行方不明者の捜索及び遺体の収容等

道路災害時における行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等については、「風水害等対策編　第２章　第28節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより実施する。

第８　交通規制

道路災害時における交通規制については、「風水害等対策編　第２章　第14節　交通応急対策計画」の定めによるほか、次により実施する。

１　北海道警察

災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な交通規制を行う。

２　道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

第９　危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「本編　第５章　危険物等災害対策計画」の定めるところにより、速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

第 10　自衛隊派遣要請

道路災害時における自衛隊の派遣要請については、「風水害等対策編　第２章　第７節　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

第 11　広域応援

町、北留萌消防組合及び道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「風水害等対策編　第２章　第８節　広域応援・受援計画」の定めるとこ

ろにより、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第 12　災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、次の事項に留意して迅速な道路施設の復旧に努める。

1　道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。

2　関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。

3　類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

4　災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

第５章　危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生するなどの災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町は、各種の予防、応急対策に努める。

危険物の定義

区分	定義	例
危険物	消防法第２条第７項に規定されているもの	石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）等
火薬類	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第２条に規定されているもの	火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）等
高圧ガス	高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第２条に規定されているもの	液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニア等
毒物・劇物	毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第２条に規定されているもの	毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）等
放射性物質	放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）等により、それぞれ規定されている。	

資料編〔災害危険区域等〕　・危険物所在一覧（資料４－７）

第１節　災害予防

危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）並びに町及び北留萌消防組合は、防災関係機関と相互に協力し、危険物等災害の発生を未然に防止し、また、被害の軽減を図るため、次のとおり必要な予防対策を実施する。

第１　危険物等災害予防

１　事業者

(1)　消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

(2)　危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努

める。

(3)　危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、北留萌消防組合、羽幌警察署へ通報する。

２　北留萌消防組合

(1)　道と連携の下、消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

(2)　事業者の自主保安体制確立を図るため、道と連携の下、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

３　町

北留萌消防組合及び道の実施する危険物保安予防対策を支援するため、必要な資料及び情報の整理、収集、提供等を行う。

第２　火薬類災害予防

１　事業者

(1)　火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

(2)　火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講ずるほか、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに、道に報告する。

２　北留萌消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第３　高圧ガス災害予防

１　事業者

(1)　高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

(2)　高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講ずるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事又は警察官に届け出る。

２　北留萌消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第４　毒物・劇物災害予防

１　事業者

(1)　毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

(2)　毒劇物が飛散するなどにより、不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生じるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、羽幌警察署又は北留萌消防組合に届け出るとともに、必要な応急の措置を講ずる。

２　北留萌消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第５　放射性物質災害予防

１　事業者

(1)　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

(2)　放射線障がいのおそれがある場合又は放射線障がいが発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、北留萌消防組合等関係機関へ通報する。

２　北留萌消防組合

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

３　北海道警察

(1)　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施するなど、その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(2)　放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をするなどにより、運搬による災害発生防止を図るものとする。

第２節　災害応急対策

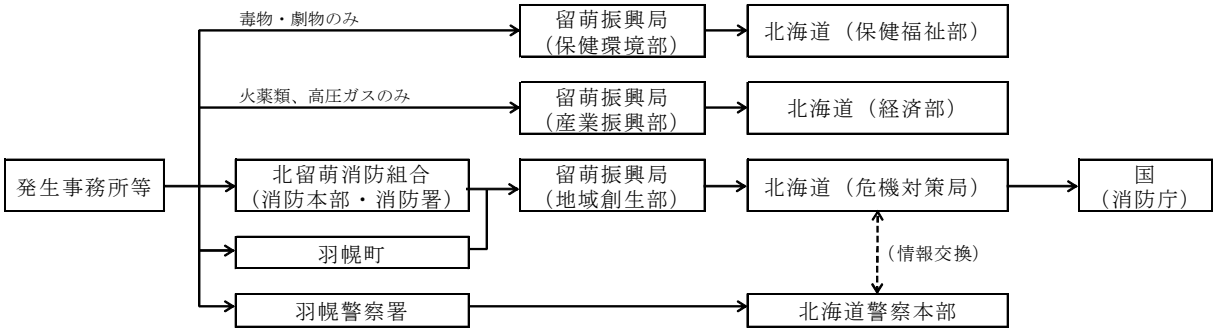
第１　情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

１　情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりである。

危険物等災害の情報通信連絡系統図



２　実施事項

町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

第２　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、「風水害等対策編　第２章　第４節　災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

１　被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

(1)　災害の状況
(2)　被災者の安否情報
(3)　危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
(4)　医療機関等の情報
(5)　関係機関の実施する応急対策の概要
(6)　その他必要な事項

２　地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

(1)　災害の状況
(2)　被害者の安否情報
(3)　危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
(4)　医療機関等の情報
(5)　関係機関の実施する応急対策の概要
(6)　避難の必要性等、地域に与える影響
(7)　その他必要な事項

第３　応急活動体制

町及び関係機関は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

第４　災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

１　事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

２　危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令等、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずる。

第５　消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。

１　事業者

消防隊の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑えるなど消防活動に努める。

２　北留萌消防組合

(1)　事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。
(2)　消防職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

第６　避難措置

人命の安全を確保するため必要がある場合は、「風水害等対策編　第２章　第５節　避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮した必要な避難措置を実施する。

第７　救助救出活動

危険物等災害時における救助救出活動については、「風水害等対策編　第２章　第10節　救助救出計画」の定めるところにより実施する。

第８　医療救護活動

危険物等災害時における医療救護活動については、「風水害等対策編　第２章　第11節　医療救護計画」の定めるところにより実施する。

第９　行方不明者の捜索及び遺体の収容等

危険物等災害時における行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等については、「風水害等対策編　第２章　第28節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより実施する。

第 10　交通規制

危険物等災害時における交通規制については、「風水害等対策編　第２章　第14節　交通応急対策計画」の定めるところにより実施する。

第 11　自衛隊派遣要請

危険物等災害時における自衛隊の派遣要請については、「風水害等対策編　第２章　第７節　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

第 12　広域応援

町、北留萌消防組合及び道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合、「風水害等対策編　第２章　第８節　広域応援・受援計画」の定めによるところにより、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第６章　大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生するなど大規模火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町は、各種の予防、応急対策に努める。

第１節　災害予防

町及び北留萌消防組合は、防災関係機関と相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

１　大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場等の設置促進に努める。

２　火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。

３　予防査察の実施

多数の人が出入りする防火対象物に対して、消防法に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

４　防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

５　防火思想の普及

年２回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。

また、高齢者宅の防火訪問を実施するなど、要配慮者対策に十分配慮する。

６　自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、女性防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

７　消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

８　消防体制の整備

消防職員及び消防団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高める。

９　防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じて体制等の改善を行う。

10　火災警報

町長は、留萌振興局長から火災気象通報を受け、又は気象の状況が次に掲げる火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

【警報発令条件】
- 実効湿度で65%以下にして、最小湿度40%以下となり、最大風速10m/s以上のとき。
- 風速15m/s以上の風が９時間以上吹き続く見込みのとき。
 ただし、雨又は雪の降っている場合は必ずしも警報の発令を要しない。

第２節　災害応急対策

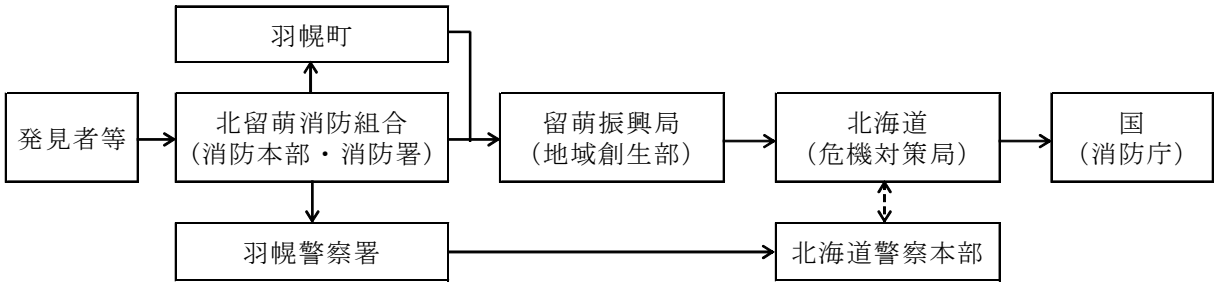
第１　情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

１　情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりである。

大規模な火事災害の情報通信連絡系統図



２　実施事項

町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

第２　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、「風水害等対策編　第２章　第４節　災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

１　被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

(1)　災害の状況
(2)　家族等の安否状況
(3)　医療機関等の情報
(4)　関係機関の実施する応急対策の概要
(5)　その他必要な事項

２　地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

(1)　災害の状況
(2)　被災者の安否情報

(3)　医療機関等の情報
(4)　関係機関の実施する応急対策の概要
(5)　避難の必要性等、地域に与える影響
(6)　その他必要な事項

第３　応急活動体制

町及び関係機関は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

第４　消防活動

北留萌消防組合は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行う。

１　現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
２　避難場所・避難経路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
３　消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

第５　避難措置

人命の安全を確保するため必要がある場合は、「風水害等対策編　第２章　第５節　避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

第６　救助救出活動

大規模な火事災害時における救助救出活動については、「風水害等対策編　第２章　第10節　救助救出計画」の定めるところにより実施する。

第７　医療救護活動

大規模な火事災害時における医療救護活動については、「風水害等対策編　第２章　第11節　医療救護計画」の定めるところにより実施する。

第８　行方不明者の捜索及び遺体の収容等

大規模な火事災害時における行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等については、「風水害等対策編　第２章　第28節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより実施する。

第９　交通規制

大規模な火事災害時における交通規制については、「風水害等対策編　第２章　第14節　交通応急対策計画」の定めるところにより実施する。

第 10　自衛隊派遣要請

大規模な火事災害時における自衛隊の派遣要請については、「風水害等対策編　第２章　第７節　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

第 11　広域応援

町、北留萌消防組合及び道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「風水害等対策編　第２章　第８節　広域応援・受援計画」の定めによるところにより、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第 12　災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町及び道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携の下、「風水害等対策編　第３章　災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第７章　林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町は、各種の予防、応急対策に努める。

第１節　予防対策

第１　実施事項

町及び関係機関は、林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、防災関係機関と相互に協力し、次により必要な予防対策を実施する。

１　町

(1)　一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

ア　タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。

イ　入林の承認申請や届出等について指導する。

ウ　火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

エ　観光関係者による予防意識の啓発を図る。

(2)　火入対策

林野火災危険期間（おおむね３月～６月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して、次の事項を指導する。

ア　森林法（昭和26年法律第249号）及び町条例の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れの方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。

イ　火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。

ウ　火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

エ　火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

(3)　消火資機材等の整備

ア　林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

イ　ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

２　森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

(1)　入林者に対する防火啓発

(2)　巡視
(3)　無断入林者に対する指導
(4)　火入れに対する安全対策

３　林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講ずる。

(1)　火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
(2)　火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備
(3)　林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

４　バス等運送業者

バス等運送業者は、危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。

(1)　路線の巡視
(2)　ポスター掲示等による広報活動
(3)　林野火災の巡視における用地の通行
(4)　緊急時における専用電話の利用

第２　林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会の開催を通じて、相互の連絡、情報交換、指導等を行う。

１　全道協議会

全道の予消防対策については、北海道林野火災予消防対策協議会において推進する。

２　地区協議会

振興局区域ごとの予消防対策については、当該地域を管轄する地方部局及び関係機関により構成する地区林野火災予消防対策協議会において推進する。

３　町の協議会

町の予消防対策については、地域を管轄する関係機関により構成された羽幌町林野火災予消防対策協議会において推進する。

資料編〔消防〕　　・一般山火事予消防対策（抄本）（資料２－２）

第３　気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

１　火災気象通報（林野火災通報を兼ねる。）

林野火災気象通報は、火災気象通報により気象官署が発表及び終了の通報を行う。

なお、火災気象通報の通報基準は、「風水害等対策編　第２章　第１節　気象等に関する情報

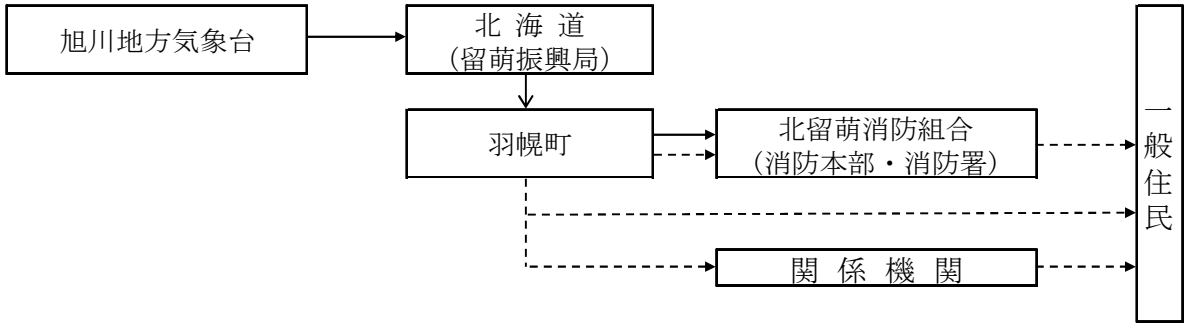
の伝達計画」のとおりである。

２　伝達系統

火災気象通報（林野火災通報を兼ねる。）の伝達系統は、次のとおりであり、町は、火災気象通報を受けた場合、北留萌消防組合へ通報する。

また、町長は、通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、消防法第22条第３項の規定に基づき火災に関する警報を発することができ、その場合、北留萌消防組合、関係機関、一般住民等へ周知を図るとともに、関係機関と連携の下、速やかに適切な措置を講ずる。

火災気象通報の伝達系統図



（注）－－－－▶　は町長が火災に関する警報を発した場合

第２節　応急対策

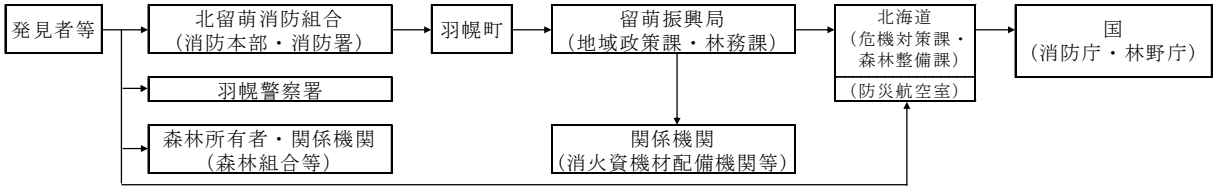
第１　情報通信

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

１　情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりである。

林野火災の情報通信連絡系統図



２　実施事項

町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

なお、町及び留萌振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年２月26日付け林政第119号)」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

第２　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、「風水害等対策編　第２章　第４節　災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

１　被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等から問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

(1)　災害の状況
(2)　家族等の安否情報
(3)　医療機関等の情報
(4)　関係機関の実施する応急対策の概要
(5)　その他必要な事項

２　地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

(1)　災害の状況
(2)　被災者の安否情報

(3)　医療機関等の情報
(4)　関係機関の実施する応急対策の概要
(5)　避難の必要性等、地域に与える影響
(6)　その他必要な事項

第３　応急活動体制

町及び関係機関は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

第４　消防活動

北留萌消防組合は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

１　林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。

２　住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、「風水害等対策編　第２章　第９節　ヘリコプター等活用計画」に基づく、ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

第５　避難措置

人命の安全を確保するため必要がある場合は、「風水害等対策編　第２章　第５節　避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

第６　交通規制

林野火災発生時における交通規制については、「風水害等対策編　第２章　第14節　交通応急対策計画」の定めるところにより実施する。

第７　自衛隊派遣要請

広範囲にわたる林野の焼失等の発生時における自衛隊の派遣要請については、「風水害等対策編　第２章　第７節　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

第８　広域応援

町、北留萌消防組合及び道は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合、「風水害等対策編　第２章　第８節　広域応援・受援計画」の定めによるところにより、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第８章　大規模停電災害対策計画

大規模停電災害により、町民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関は、各種の予防、応急対策に努める。

第１節　予防対策

第１　実施事項

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、次に対策を実施する。

１　北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社

(1)　電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、両社一体となり災害予防措置を講ずる。

(2)　電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。

(3)　災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

２　防災関係機関

(1)　災害時における応急活動等に関し，あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

(2)　非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保する。

(3)　町民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行う。

(4)　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

(5)　関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備する。

(6)　病院等の医療機関その他の防災上重要な施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努める。

(7)　大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

第２節　応急対策

第１　情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

１　関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
２　関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
３　関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

第２　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第５章第３節「災害広報・情報提供計画」の定めによる。

また、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮する。

１　停電及び停電に伴う災害の状況
２　関係機関の災害応急対策に関する情報
３　停電の復旧の見通し
４　避難の必要性等、地域に与える影響
５　その他必要な事項

第３　応急活動体制

町長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、両者一体となって災害応急対策を講ずるほか、早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。また、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社のみで早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

第４　消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施する。

１　エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助
２　火災発生に対する迅速な消火活動
３　医療機関との連携による円滑な救急搬送

第５　交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第５章第13節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

１　北海道警察

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置する。

２　道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じ必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行う。

第６　応急電力対策

１　緊急的な電力供給

北海道電力ネットワーク株式会社は、道や町等と優先度を協議のうえ、防災関係機関、医療機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行う。

２　通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努める。

羽 幌 町 地 域 防 災 計 画

令和３年４月

羽幌町防災会議